

包括外部監査結果報告書

平成28年度

新 潟 市

新潟市包括外部監査人

弁護士 奈良橋 隆

目 次

第 1 章 包括外部監査の概要

第 1	外部監査の種類.....	007
第 2	選定した特定の事件.....	007
第 3	特定の事件を選定した理由.....	007
第 4	監査対象期間.....	007
第 5	監査対象部，局または課等.....	008
第 6	監査の視点等.....	008
1	監査の視点.....	008
2	監査の主な手続き.....	008
3	監査結果の記載.....	008
第 7	監査従事者.....	009
1	包括外部監査人.....	009
2	補助者.....	009
第 8	外部監査の実施期間.....	009
第 9	利害関係.....	009
第 1 0	表示数値・金額等について.....	009
第 1 1	参考ないし引用の表や図等について.....	009
第 1 2	表記.....	010

第 2 章 新潟市の歳入及び未収金の状況

第 1	新潟市の主な債権所管部署等.....	011
1	新潟市の概要.....	011
2	新潟市の主な債権所管部署.....	011
第 2	新潟市の歳入状況.....	012
1	平成 2 7 年度の歳入状況.....	012
2	平成 2 1 年度以降の歳入調定額の推移.....	014
第 3	新潟市の未収金の状況.....	014
1	平成 2 1 年度以降の未収金の推移.....	014
2	平成 2 1 年度以降の収入率の推移.....	015

3	他の政令市や県との収入率の比較.....	015
4	平成21年度以降の不納欠損額の推移.....	016
5	引受14債権全体の原因別不納欠損額の推移.....	016

第3章 地方公共団体の管理する債権

第1	債権の意義及び分類.....	018
1	債権の意義.....	018
2	債権の分類.....	018
第2	地方公共団体の管理する債権の分類とその特徴.....	018
1	公債権と私債権との違い.....	018
2	強制徴収公債権，非強制徴収公債権，私債権の主な特徴.....	019

第4章 地方公共団体の管理する債権の行使等と緩和措置

第1	債権の行使の手順・方法.....	021
第2	新潟市債権管理条例による債権管理.....	025
第3	債権行使についての緩和措置.....	026
1	緩和措置の意義.....	026
2	強制徴収債権についての緩和措置.....	027
3	非強制徴収債権についての緩和措置.....	028
4	各法令等に基づく徴収猶予等.....	030
5	納付誓約による分割納付.....	030

第5章 新潟市債権管理基本方針の策定

第1	第1次債権管理基本方針の策定.....	031
第2	第2次債権管理基本方針の策定.....	032

第6章 債権管理課

第1	債権管理課創設の背景.....	034
1	平成14年度包括外部監査人の提言.....	034

2	政令市における債権徴収一元化の動き.....	034
3	巨額の未収金の計上.....	034
4	税務部門の再編と全庁的な債権管理の取組み.....	035
第2	債権管理課の目的及び事務内容等.....	035
1	目的.....	035
2	事務内容.....	036
3	組織及び事務分掌.....	038
4	人員配置, 経験年数.....	039
第3	債権の引継事務.....	041
1	引継事務の取決め.....	041
2	債権引継手続及びスケジュール.....	043
第4	債権管理課の引受債権の概要.....	046
1	平成27年度の引受債権の種類・金額と引受比率.....	046
2	平成27年度の引受件数・完納件数, 収入率.....	047
3	各引受債権の意義ないし内容等.....	047
第5	債権管理課創設後の未収金の状況及び緩和措置実績.....	061
1	引受債権の収入率の推移.....	061
2	引受債権の強制処分件数及び取立額等.....	064
3	平成27年度引受債権の財産別差押件数.....	065
4	債権管理課における緩和措置実績.....	066

第7章 強制徴収債権の回収に関する事務

第1	引受債権の内容（7債権）.....	069
1	引受債権の種類.....	069
2	他の政令市との比較.....	069
第2	引受債権数及び債権額.....	071
1	平成27年度引受債権.....	071
2	平成24年度以降の引受件数.....	072
第3	債権の引受基準.....	073
1	債権引受の方針.....	073
2	平成27年度引受基準.....	073
第4	債権の管理・回収.....	074

1	引継時における債権の確認.....	075
2	引受通知の発送（新規引受案件）.....	075
3	納付相談.....	079
4	財産調査.....	087
5	差押.....	093
6	差押対象のない滞納者への対応.....	106
第5	時効の管理.....	110
1	各債権の時効期間と中断.....	110
2	従前の時効管理.....	111
3	現在の時効管理（時効台帳の作成）.....	114
第6	まとめ.....	116

第8章 非強制徴収債権の回収に関する事務

第1	引受債権の内容（7債権）.....	117
1	引受対象債権.....	117
2	引受債権の性質.....	117
第2	引受債権数及び債権額.....	118
第3	収入率.....	121
第4	債権の管理・回収.....	123
1	監査方法.....	123
2	引受通知の発送.....	124
3	納付相談.....	127
4	分割納付の履行チェック.....	137
5	電話・文書・訪問による催告.....	140
6	支払督促・訴訟.....	143
7	財産調査・強制執行.....	150
第5	緩和措置.....	157
1	緩和措置の内容.....	157
2	緩和措置の実施件数.....	160
3	監査方法及び監査事項.....	160
4	監査結果.....	161
第6	時効の管理.....	165

1	非強制徴収債権の消滅時効.....	165
2	時効管理の方法.....	166
3	監査事項.....	166
4	監査結果.....	166

第9章 関連部署や外部関係機関との連携

第1	全庁的な債権管理の取り組み.....	169
1	債権管理基本方針の示す連携.....	169
2	債権管理課と庁内横断的な債権管理推進委員会との連携.....	172
第2	債権所管課との連携.....	172
1	債権管理マニュアル，職場内研修等.....	172
2	徴収支援チームによる所管課支援.....	172
第3	研修等による人材育成.....	173
1	債権管理課職員の外部研修への派遣人数.....	173
2	債権管理課主催の研修実績.....	173
3	債権管理に関する内部研修等.....	175
4	所管課とのワーキンググループ.....	175
第4	債権所管課の実情調査（連携との関連で）.....	175
1	強制徴収債権所管課に対する文書照会.....	175
2	非強制徴収債権所管課に対する文書照会.....	181
第5	福祉部門等関連部署・外部関係機関との連携.....	182
1	消費生活センターの取り組み.....	182
2	納付相談を契機とする関連部署・外部関係機関との連携.....	182
第6	官民の連携（民間活用）.....	184
1	民間活用の必要性.....	184
2	民間委託の限度・制限.....	184
3	参考事例のデータ.....	185
4	新潟市の現状.....	185

第10章 総括

第1	監査を終えて.....	187
----	-------------	-----

第2	指摘・意見の概要一覧.....	188
1	指摘の概要一覧.....	188
2	意見の概要一覧.....	191

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

第2 選定した特定の事件

財務部債権管理課の事務の執行

第3 特定の事件を選定した理由

新潟市は、住民の福祉向上を図るための公共サービスを提供しており、その財源となる市税、使用料、手数料等は、法令等に基づき市民が負担しているところ、市の平成19年度の未収金額（一般会計、特別会計の合計額）は145億円を超え、その縮減が課題となっていた。新潟市は、平成19年度の政令市移行に伴い、市税徴収を財務部納税課において集中管理し、納税課内に特別滞納整理室を設置して徴収体制の強化を図った。また、財源確保対策として、市税以外の未収債権について、徴収専門組織である納税課特別滞納整理室で市税の滞納と重複している滞納者の徴収一元化を試行した。さらに、新潟市は、平成24年7月17日、税務部門の再編に併せ、徴収一元化組織である債権管理課を財務部に設置した。平成27年度で、同課が設置されてから3年が経過したことから同課の事務である市税等の徴収事務及び債権管理が適正かつ公平、効率的に実施されているかを監査することは市の財政基盤を健全化させるために有用であるだけでなく、市民の重大な関心事でもあると考える。

以上の理由から財務部債権管理課の事務の執行を特定の事件（監査のテーマ）として選定した。

第4 監査対象期間

平成27年度。但し、必要がある場合は、同年度以外の年度も対象とする。

第5 監査対象部，局または課等

財務部債権管理課。但し，必要がある場合は，関連事務を行うその他の課等も対象とする。

第6 監査の視点等

1 監査の視点

地方自治体の管理する債権に関しては，地方自治法，同法施行令，地方財政法，地方税法，民法などの法令が適用されるほか，新潟市においては新潟市債権管理条例，同施行規則，新潟市財務規則などが制定されている。また，新潟市は，債権管理における統一的なルールを作るとともに未収債権の効果的かつ効率的な縮減に向けた具体的な取り組みを計画的に実行していくため，新潟市債権管理基本方針を策定しているが，債権管理課は同取組みを推進する中心的な部署である。

そこで，本監査の視点を以下のとおり設定した。

- ① 債権管理課の事務の執行は，法令，条例，規則等に適合しているか。
- ② 債権管理課の事務の執行は，新潟市債権管理基本方針や同課の設立目的に照らし，適正，公平，かつ効率的に行われているか。

2 監査の主な手続き

財務部債権管理課に対するヒアリングを行い，関連資料やデータの提供を受けた。また，引受債権の債権所管課に対する文書照会を行い，回答と関連資料やデータの提供を受けた。

3 監査結果の記載

監査の結果については，合規性，事務の効率性等の観点から，是正が必要と思われるものについては「指摘」，組織及び運営の合理化に資するため述べるものについては「意見」，として本報告書に記載した。

第7 監査従事者

1 包括外部監査人

弁護士 奈良橋 隆

2 補助者

弁護士 吉田 耕二

弁護士 松岡 優子

第8 外部監査の実施期間

平成28年5月26日から同29年2月1日まで

第9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に定める利害関係はない。

第10 表示数値・金額等について

本報告書に記載の数値・金額等については、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

第11 参考ないし引用の表や図等について

本報告書に参考ないし引用している表や図は、新潟市、国等の資料などから作成し、又は転載したものである（必ずしも出典を明記していない）。

第12 表記

地方自治法を「自治法」、地方自治法施行令を「自治令」、地方税法を「地税法」、国税徴収法を「国徴法」、新潟市債権管理条例を「債権管理条例」、新潟市債権管理条例施行規則を「条例規則」、新潟市財務規則を「財務規則」と表記している場合がある。

第2章 新潟市の歳入及び未収金の状況

第1 新潟市の主な債権所管部署等

1 新潟市の概要

新潟市は、信濃川・阿賀野川の両河口に堆積したデルタ地帯に発達した古くからの商都で、人口約81万人を擁する都市である。平成13年1月には西隣の黒埼町と合併し50万都市の基盤を確保し、更に、平成17年3月21日には近隣の12市町村と、平成17年10月10日には巻町と合併し、平成19年4月1日には本州日本海側初の政令指定都市となった。

新潟市には、北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区の8つの行政区があり、人口については、中央区、西区、東区の順で、他区に比べこの3区の人口が圧倒的に多い。

2 新潟市の主な債権所管部署

新潟市には、8つの行政区それぞれに区役所がある。本庁としての新潟市役所は中央区内にある（なお、中央区役所は新潟市役所本館の1、2階にある）。

本監査においては、全庁的な債権管理の取り組みや債権所管課（以下、「所管課」という）の債権管理についても触れるので、新潟市の主な債権所管部署と債権名を【表2-1】にて示す。

【表 2 - 1】主な債権所管部署と債権名

10部名	19課名	債権名	債権名	債権名	
環境部	廃棄物対策課	清掃手数料			
福祉部	福祉総務課	生活保護費返還金等			
	こども未来課	母子父子寡婦福祉資金償還金	ひまわりクラブ利用料		
	児童相談所	児童入所施設等措置費負担金			
	保育課	保育料			
	障がい福祉課	障がい児施設措置費負担金	障がい者住宅設備資金貸付金		
	高齢者支援課	養護老人ホーム措置費負担金	特別養護老人ホーム使用料	特定施設入居者介護使用料	
		高齢者住宅設備資金貸付金			
	介護保険課	介護保険料			
保険年金課	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料			
保健衛生部	保健所健康増進課	未熟児養育医療費負担金			
	環境衛生課	保健衛生使用料			
農林水産部	中央卸売市場	施設使用料			
建築部	住環境政策課	市営住宅使用料・駐車場使用料			
下水道部	経営企画課	下水道事業受益者負担金・分担金	下水道使用料		
財務部	納税課	市税			
水道局	水道局業務課	水道料金			
市民病院	市民病院経営企画課	市民病院診療費(個人分)			
教育委員会	保健給食課	学校給食費			
	学務課	奨学金	高等学校使用料	幼稚園使用料	

第 2 新潟市の歳入状況

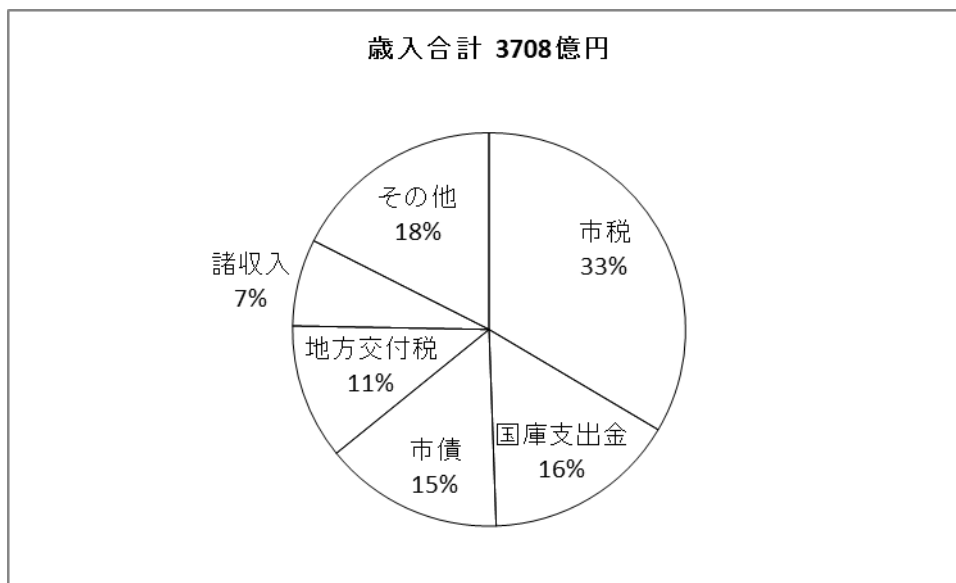
1 平成 27 年度の歳入状況

平成 27 年度の新潟市の会計には、一般会計の外に 8 つの特別会計（国民健康保険事業会計，中央卸売市場事業会計，と畜場事業会計，土地取得事業会計，母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計，介護保険事業会計，公債管理事業会計，後期高齢者医療事業会計）と下水道事業，上水道事業，病院事業の 3 つの企業会計がある。

平成 27 年度の新潟市の歳入調定額（決算報告書ベース）は、一般会計が 3708 億 2252 万円，特別会計が 2258 億 3369 万円で合計 5966 億 5621 万円であった。一般会計の歳入調定額の内訳をみると，市税の 1242 億 5234 万円が一番多く，次いで国庫支出金の 590 億 2740 万円，市債の 546 億 6630 万円，地方交付税の 412 億 3467 万円，諸収入 265 億 5380 万円などの順となっている。市税の一般会計の歳入調定額に占める割合は，33.5%となっている。市税は債権管理を必要とする歳入におい

て圧倒的な割合を占めている。一般会計の歳入調定額の内訳の割合は【表 2 - 2】 のとおりである。

【表 2 - 2】 一般会計の歳入調定額内訳



特別会計の歳入調定額の内訳は，【表 2 - 3】 のとおりである。一番多いのは，国民健康保険事業会計の 9 6 5 億 2 8 5 万円で，次いで介護保険事業会計の 7 2 3 億 5 0 4 5 万円，公債管理事業会計の 4 6 7 億 4 1 8 6 万円，後期高齢者医療事業会計の 7 3 億 5 7 1 8 万円，中央卸売市場事業会計の 1 3 億 5 4 8 6 万円，母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の 1 2 億 2 0 3 2 万円，と畜場事業会計 3 億 3 5 9 万円，土地取得事業会計 2 5 4 万円の順となっている。

【表 2 - 3】 特別会計の歳入調定額内訳（単位：円）

特別会計	調定額
国民健康保険事業会計	96,502,855,698
中央卸売市場事業会計	1,354,869,238
と畜場事業会計	303,594,658
土地取得事業会計	2,540,259
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	1,220,325,328
介護保険事業会計	72,350,453,457
公債管理事業会計	46,741,867,745
後期高齢者医療事業会計	7,357,186,640
特別会計 合計	225,833,693,023

2 平成 2 1 年度以降の歳入調定額の推移

平成 2 1 年度から同 2 7 年度までの新潟市の歳入調定額（一般会計＋特別会計）の推移は，【表 2 - 4】のとおりである。新潟市の歳入は平成 2 2 年度の 5 6 4 5 億円から毎年度増加し平成 2 6 年度には 6 0 1 4 億円となり，初めて 6 0 0 0 億円の大台に乗った。

【表 2 - 4】 歳入調定額の推移

歳入調定額(決算書ベース, 単位: 億円)						
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
5,667	5,645	5,752	5,778	5,987	6,014	5,966

第 3 新潟市の未収金の状況

1 平成 2 1 年度以降の未収金の推移

新潟市の未収金額（一般会計と特別会計分で国費を除いた額）は，【表 2 - 5】のとおりであり，平成 2 1 年度の 1 5 9 . 8 億円から毎年度減少し，平成 2 7 年度は 1 0 7 . 5 億円になっている。新潟市は，新潟市債権管理基本方針において未収金の縮減目標額を平成 2 6 年度末に 1 0 0 億円と定め，その後平成 2 9 年度まで毎年度 1 0 億円の縮減をめざしているが，平成 2 6 年度と同 2 7 年度は未達となった。

【表 2 - 5】未収金の推移

未収金(国費を除いた額, 単位: 億円)						
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
159.8	151.9	143.2	131.7	123.4	115.1	107.5

2 平成21年度以降の収入率の推移

また、新潟市の収入率（収入調定額に対する収入済額の割合）は、【表 2 - 6】のとおりであり、平成21年度の96.3%からほぼ毎年度上昇し、平成27年度は97.5%となっている。

【表 2 - 6】収入率の推移

新潟市	収入率(決算書ベース)						
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計	96.1%	96.3%	96.8%	95.8%	95.9%	96.9%	97.3%
特別会計	96.6%	96.6%	96.8%	97.2%	97.5%	97.6%	97.9%
合計	96.3%	96.4%	96.8%	96.3%	96.4%	97.1%	97.5%

3 他の政令市や県との収入率の比較

収入率の比較のために入手できた他の政令市の情報は少なかったが、千葉市、相模原市、北九州市は【表 2 - 7】のとおりである。新潟市の収入率は北九州市よりも低い相模原市よりも高く、千葉市とほぼ同じで、収入率が改善傾向にあるのは4都市とも同様である。

【表 2 - 7】他の政令市の収入率の推移

政令市	収入率			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
千葉市	96.8%	97.1%	97.5%	97.9%
相模原市		94.8%	95.3%	95.9%
北九州市	98.0%	98.6%	98.7%	98.9%

平成21年度からの比較情報は県税しか入手していない。徴収率全国トップクラスの新潟県の県税と県税全国の徴収率の推移は【表 2 - 8】のとおりである。

【表 2 - 8】 県税の徴収率の推移

	県税 徴収率 (新潟県資料)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新潟県	97.62 %	97.52 %	97.64 %	97.98 %	98.13 %
全国	96.09 %	96.01 %	96.17 %	96.48 %	96.93 %

4 平成 2 1 年度以降の不納欠損額の推移

歳入徴収額を調定（徴収額を決定する行為）したが徴収し得なくなったことを表示するために行われる会計上の取扱いを不納欠損処分という。時効の完成や債権放棄などにより債権が消滅した場合に行うが、新潟市の不納欠損額は、【表 2 - 9】のとおりである。平成 2 1 年度の 1 8. 9 億円から毎年度減少し、平成 2 7 年度には 1 0. 4 億円となった。

【表 2 - 9】 不納欠損額の推移

不納欠損額(単位:億円)						
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
18.9	20.1	19.2	18.7	14.9	12.6	10.4

5 引受 1 4 債権全体の原因別不納欠損額の推移

不納欠損額は単に少なければよいというものではない。

債権の時効管理が適切に実行されれば、時効消滅は防げるので不納欠損額は減少する。一方、執行停止や債権放棄などの緩和措置を適切に実行せず、不良債権化した債権を計上し続けると不納欠損額は増加しない。したがって、不納欠損額の増減に対する評価は、その原因次第ということになる。

そこで、後記債権管理課引受の 1 4 債権全体（債権管理課と所管課取扱いの双方を含む）について、不納欠損の原因を時効と処分（執行停止、債権放棄）とに分けて平成 2 4 年度から同 2 7 年度まで集計すると【表 2 - 1 0】のとおりとなる。時効を原因とする不納欠損額は平成 2 4 年度の 1 4. 5 億円から同 2 7 年度 9. 3 億円に減少している。処分を原因とする不納欠損額も平成 2 4 年度の 4. 0 億円から同 2 7 年度 1. 1 億円に減少している。

【表 2 - 1 0】引受債権の原因別不納欠損額の推移

14債権全体	不納欠損額(単位:億円)			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
時効	14.5	11.5	10.2	9.3
処分	4.0	3.3	2.3	1.1
合計	18.6	14.8	12.5	10.4

第3章 地方公共団体の管理する債権

第1 債権の意義及び分類

1 債権の意義

債権とは、講学上、物に対する直接・排他的支配権である物権と対比される権利で、特定の人に対し特定の行為を請求する権利である。通常、金銭の給付又はサービスの給付が債権の内容をなす。

普通地方公共団体が管理する「債権」とは「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」である（自治法第240条第1項）。なお、「債権」は、地方公共団体の「財産」に該当するので常に良好の状態において管理しなければならない（自治法第237条、地方財政法第8条）。

2 債権の分類

普通地方公共団体が管理する「債権」には、行政処分などの公法上の原因に基づいて発生する公債権と契約などの私法上の原因に基づいて発生する私債権に分類できる。普通地方公共団体が取得する「債権」であっても、両当事者の合意によって発生するものについては、私人間の場合と同様、私債権となる。

第2 地方公共団体の管理する債権の分類とその特徴

1 公債権と私債権との違い

公債権と私債権との分類は、その発生が行政の一方的行為によるのか、合意等の私法上の原因によるのかによる分類であるが、権力関係にある公債権と対等な当事者の関係にある私債権とでは、権利の行使、強制実現、消滅などの各段階において異なる特徴が認められる。

両債権の実務的な観点からの一番の違いは、公債権の一部に自力執行力が認められている点である。そのため、自力執行力の認められている公債権を強制徴収公債権と呼び、自力執行力の認められていない非強制徴収公債権と区別している。非強制徴収公債権においては、相手方が義務を任意に履行しない場合

に司法手続を経ることなく自力で権利の実現をすることは原則として禁じられている。これを自力執行禁止の原則という。例えば、債務者が貸金の返還をしない場合に、債権者が債務者の家に乗り込んで、現金を強制的に回収して来ることはできないのである。権利を主張する者が権利を有することが証拠上明白であっても、また、権利の実現に過大な時間と費用がかかるとしても、訴訟を提起し債務者に対する勝訴判決を得、それでも義務の履行をしない場合には強制執行の申立てをするなどの司法手続を踏む必要がある。ところが、強制徴収公債権においては、裁判所を通さずに直接行政が強制徴収をすることが認められている。税、社会保険料、各種賦課金の徴収には大量性・反復性があり、その徴収のために煩雑な司法手続を要するとなると効率的な行政執行の妨げとなるからである。

次に、実務的な観点からの重要な相違点は、私債権については時効消滅の要件として債務者の時効の援用が必要であるのに対し、公債権については時効の援用が不要であるということである。消滅時効の存在理由については、債務者が時の経過により金銭債務の領収書をもはや不要と考えて廃棄してから、権利の上に眠っていた債権者が弁済請求をしてきたような場合における債務者の証明困難を救済することにあると言われている（四宮和夫＝能見義久「民法総則（第7版）」332頁）。しかし、時効の利益を受ける者の良心も尊重する必要があるので、私債権においては、時効の完成によって直ちに債権が確定的に消滅するのではなく、当事者の援用を待って初めて債権消滅という効果が確定するという取り扱いになっている。これに対し、公債権においては時効の完成によって直ちに債権が確定的に消滅し、当事者の援用は不要である。公債権においては画一的な処理をする必要があるからである。

2 強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の主な特徴

普通地方公共団体の管理する各種債権の主な特徴をまとめると【表3-1】のとおりとなる。債権管理上、時効の援用が問題になる場合以外は、公債権と私債権を区別する実益が少ないので、強制徴収公債権を単に「強制徴収債権」、非強制徴収公債権と私債権を併せて「非強制徴収債権」と呼ぶ。

【表3-1】各種債権の主な特徴（債権管理課作成の「債権管理の手引き」より）

分類	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
例	税, 国保料など	手数料など	貸付金償還金など
市の公示送達	できる。		できない。
発生	公法上の原因(処分等) 不服申立てができる。		私法上の原因(契約等) 不服申立てができない。
督促	時効中断効果あり。 不服申立てができる。		時効中断効果あり。 不服申立てができない。
催告	民法第153条による時効中断(6か月以内の裁判上の請求など)。 不服申立てができない。		
自力執行力	有(滞納処分による)	無(強制執行による)	
徴収緩和	執行停止	徴収停止。履行延期の特約等	
完納以外の 債権の 消滅事由	時効(援用不要)		時効(援用必要)
	執行停止	権利放棄(債権管理条例第10条又は議決), 履行延期特約⇒免除	

第4章 地方公共団体の管理する債権の行使等と緩和措置

第1 債権の行使の手順・方法

- 1 地方公共団体の管理する債権に関しては公債権だけでなく私債権についても、その行使について手順・方法が定められている。
- 2 第1段階（法的扱い）：①歳入の調定及び納入の通知，②督促

（1）歳入の調定及び納入の通知

歳入を収入するには債権が発生しているだけでは足りない。歳入を調定し、納入義務者に対し通知しなければならない（自治法第231条）。調定とは、収入しようとする歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、決定することをいう（自治令第154条）。

新潟市では納入の通知は原則として納入通知書で行うことになっている（財務規則第51条第2項）。

（2）督促

納入の通知に記載された期日、又は、口頭で指定された期日までに納入されなかった場合は、期日を指定して督促しなければならない（自治法第231条の3第1項、自治令第171条）。自治法は督促すべき時期等について特に定めていないが、新潟市においては、納期限後30日以内にその発行から起算して10日以上 of 適当な日数を経過した期限を指定して、所定の督促状を発行しなければならない（財務規則第89条）。また、地方税については、納期限後20日以内に督促状を発する必要がある（地税法第329条等）。

（3）滞納継続の場合

（i）強制徴収債権の場合

督促は滞納処分的前提条件になっている。すなわち、督促により指定した期限までに納付しないときは滞納処分をすることができる（自治法第231条の3第3項）。自治法は「地方税の滞納処分の例により処分でき

る。」としているが、地方公共団体の財産管理責任の観点から、特別の事情がない限り「地方税の滞納処分の例により処分しなければならない。」と解すべきである。この点、新潟市においては、市税の滞納処分の例により滞納処分の手続きをとらなければならないと規定し、義務的措置であることを明確にしている（財務規則第90条、条例規則第6条第1項）。また、地方税については督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないときは滞納者の財産を差し押さえなければならない（地税法第331条第1項等）。

(ii) 非強制徴収債権の場合

非強制徴収債権に関し、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止などの特別の事情がない限り、①担保権の実行又は保証人に対する請求、②債務名義のあるものについては強制執行の手続、③訴訟手続による履行の請求の措置をとらなければならない（自治法施行令第171条の2、債権管理条例第7条第3項、財務規則第91条）。

3 第2段階（事実上の扱い）：①催告、②納付相談、③分割納付、④差押予告

(1) 滞納継続者に対する法の建前は、上記(3)のとおりである。しかし、全ての滞納事案について法的措置を講ずることは不経済であり、また、滞納者に支払いの意思が認められるのであれば、その意思を尊重することや滞納者の現況に配慮することも必要である。そこで、督促後滞納が継続する場合には、催告（2回目以降の督促）をし、滞納者が希望した場合には納付相談に応じ、一括払いが無理であれば分割納付に応じるというのが事実上の扱い（実務）となっている。

(2) 差押予告は、法令上の手続ではないが滞納者に速やかな納付を促すと共に財産の差押を実施することを明確に予告することにより、事後の処理展開を速やかに図るためにするものとされる。また、差押予告は、原則として文書で行い、その送付に当たっては、配達証明郵便等を活用すると共に、差押予定財産を具体的に表示するなどして、効果的な実施に努めることとする（国税庁「滞納整理における留意事項について」）。

債権管理課で使用している差押予告の書式は、【資料4-1】のとおりである。

【資料4-1】差押予告通知書

強制徴収債権用	税 国
	問い合わせ番号 150011
	新債第 号
	平成27年〇月 〇日
951-8550	(案)
新潟市中央区学校町通1-602-1	
<氏 名> 様	
	新潟市財務部債権管理課長 (担当 徴収対策係)

差 押 予 告 通 知 書

あなたが滞納している下記債権について、納付の催告をしまいましたが、いまだに滞納が解決されておられません。

下記指定期限までに滞納額を納付されない場合は、あなたの財産（給与・年金・売掛金等の各種債権、不動産、車両等の動産ほか）を連絡せずに差押えを執行することを通知します。

記

1 指定期限 平成27年〇月〇日（ ）

2 滞納額 1,000,000 円（別途延滞金等を要します。）

3 滞納債権名 別紙のとおり

※ 納付場所：市内の銀行、債権管理課、区役所、出張所、連絡所
<本状では納付できません。納付書がない方は、債権管理課へご連絡ください。>

※ 既に納付されている場合は行き違いですのでご容赦ください。

問合せ先
〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
(市役所本庁舎 本館2階25番窓口)
新潟市財務部債権管理課
担当 徴収対策係
電話 025-226-1523 (直通)

意見

債権管理課で使用している「差押予告通知書」記載の差押予定財産については「あなたの財産（給与・年金・売掛金等の各種債権，不動産，車両等の動産ほか）」とあるのみで，具体的な表示がない。債権管理課に対するヒアリングによれば，調査・交渉過程で給与の差押については滞納者に事前に知られるし，財産隠匿の可能性もあるという理由から差押予定財産の具体的な表示はしていないという。しかし，文書で正式に予告されるのとそれまでの過程で本人が知り得るというのではインパクトが違って当然であろう。預貯金，売掛金，保険や隠匿しやすい動産などは表示の必要はない（むしろ，表示すべきではない）が，その他の差押予定財産（給与，不動産，自動車など）については，自主納付をできるだけ促すという観点から具体的に表示することを原則とすべきである。

4 第3段階（法的扱い）：滞納処分又は訴訟等の法的措置の実施

- (1) 滞納処分とは，強制徴収債権に関し，行政庁が行う納付義務者の財産に対する強制徴収手続である。司法手続によらない自力執行手続で，差押に始まり，換価，配当で終わる。差押とは，滞納者の財産処分を禁止し，換価できる状態におく行政処分である（国徴法，地税法第336条第6項，自治法第231条の3第3項）。換価とは差押財産を金銭に換える強制措置で，公売による方法が原則である。公売とは，差押財産を広告して，入札方式又はせり売りに近い方式で売却する制度で，最近ではインターネット公売も実施されている。

滞納処分に着手すべき時期について法令に直接の規定はないが，諸規定から督促後1年以内には着手すべきものと解される。徴収猶予，換価猶予，滞納処分の執行停止の措置をとる場合には滞納処分をしなくてもよいが，納付誓約に従って納付している場合でも，差押可能な財産が見つかった場合には滞納処分をすべきである。

滞納処分に際しては，超過差押の禁止，無益な差押の禁止，差押禁止動産（生活維持・生業維持などに必要な動産），差押禁止額（源泉徴収額，住民税額，社会保険料額，給与等及び社会保険制度に基づく給付の一定額＝10万円＋4万5000円×生計を一つにする親族の数，以上を給与支給総額から控除した100分の20など），差押禁止債権（生活保護費，労働者災害

補償など)の各差押制限・禁止に抵触しないよう注意を要する。

- (2) 非強制徴収債権に関しては、事案に応じて、①担保権の実行又は保証人に対する請求、②債務名義のあるものについては強制執行の手続き、③訴訟手続による履行の請求の措置をとらなければならない。非強制徴収債権に関し、権利を強制的に実現する(強制執行をする)ためには債務名義を取得しなければならない。そのために、滞納者を被告として裁判所に訴訟を提起することになるのであるが、支払督促という簡便な方法もある。支払督促とは、債権者の申立てに基づき、債務者の金銭の支払い等をするよう督促する旨の裁判所書記官の処分をいう。書類審査のみなので裁判所への出頭の必要がなく、印紙代は訴訟の場合の半額ですむ。但し、債務者から異議申立てがあれば訴訟手続に移行する。

強制執行とは、裁判所に申立てをして強制的に債権を実現する制度のことで、基本的には債務者の財産(不動産、登録自動車・船舶等の準不動産、動産、債権、その他財産)の差押、換価、配当という一連の手続を内容とする。

差押の制限や差押禁止財産があるのは滞納処分の場合と同じであるが、その内容、範囲は必ずしも同一ではない。

第2 新潟市債権管理条例による債権管理

平成25年3月4日に策定された新潟市債権管理基本方針により、債権に関する条例の整備が行われ、新潟市債権管理条例が平成26年3月20日に公布された。同条例の施行は平成26年4月1日からである(但し、第5条は平成27年4月1日施行、第8条は平成27年4月1日以後納入通知公債権、第9条は同日以後発生私債権に各適用)。同条例の概要(施行規則も含む)は下記のとおりである。

記

- 第1条 条例の目的(市の債権管理事務の適正化を図り、もって公平かつ公正な市民負担を確保すること及び効果的かつ効率的に未収金を縮減し、もって持続可能な財政運営に資すること)
- 第2条 定義(債権の種類)の定義
- 第3条 他の法令との関係(補充的に本条例が適用される)
- 第4条 市長等の責務(法令等及び規則等に則り適正に債権管理をす

- る)
- 第5条 債権管理簿の整備（但し、債権管理簿以外の記録の看做し規定あり）
- 第6条 庁内の情報共有（措置等を行おうとする場合の他の債権に係る滞納の有無及び措置等の情報の利用，提供，収集）
- 第7条 督促，滞納処分，強制執行等（法令の確認）
- 第8条 延滞金等（公債権についての延滞金の徴収，計算，減免，充当等）
- 第9条 遅延損害金等（私債権の遅延損害金の請求，計算，減免，充当等）
- 第10条 債権放棄（法的手段を尽くすも回収不能，徴収停止＋状態3年継続＋資力回復見込無，生活困窮＋状態3年継続＋資力回復見込無，免責，相続財産から回収見込無，時効期間満了の各場合の300万円以下の非強制徴収債権の放棄）
- 第11条 規則等への委任

第3 債権行使についての緩和措置

1 緩和措置の意義

大多数の住民が納期限までに納付を完了しているのに、滞納者に対し特段の理由もなく徴収業務を実施しないことは公平を欠くこととなる。しかし、滞納者の生活困窮等の現況により、納付できない場合もある。このような場合には、福祉的配慮及び自立支援の見地から滞納者に対し緩和措置を講ずべき場合がある（当然のことであるが、これは要件を充足しない場合でも緩和措置を講ぜよという趣旨ではない）。

また、未収金の縮減が進むと回収困難な債権が顕在化する。その中には、既に破産や倒産をしている者、生活保護受給者などの生活困窮者、行方不明者が多数含まれている。このように債権管理事務を続行する意義のない事案の管理等のために事務量を投入せざるを得ないことになると事務の効率化にも反することとなり、全体として債権回収事務にも支障が生じることになる。

以上の各理由から債権回収担当職員は「落とすべき債権は落とす」という方針で、緩和措置を適切に講ずる必要がある。

2 強制徴収債権についての緩和措置

(1) 徴収猶予

自治法第231条の3第3項により、強制徴収債権については地方税の滞納処分の規定が包括的に適用される結果、徴収猶予に関する地方税法第15条も地方税以外の強制徴収債権についても適用がある。同法は、①災害、盗難、②病気、③事業の休業、④著しい事業損害、⑤賦課決定の遅延により納付が困難と認められるとき、納税義務者からの申請により1年間の徴収を猶予する（再猶予は1年間のみで猶予期間は最大で2年間）。徴収猶予により、新たな督促と滞納処分ができなくなる。また、延滞金の2分の1又は全部が免除の対象となる。

換価猶予、執行停止は滞納処分を前提とするが、徴収猶予は滞納処分を前提としない。しかし、要件が厳しい。

(2) 換価猶予

自治法第231条の3第3項により、強制徴収債権については地方税の滞納処分の規定が包括的に適用される結果、換価猶予に関する地方税法第15条の5も地方税以外の強制徴収債権についても適用がある。同法は、①財産換価が事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき、②財産換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、徴収上有利であるときにおいて、滞納者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められる場合は、財産の換価を猶予することができる。猶予期間は1年間（再猶予は1年間のみで猶予期間は最大で2年間）で、換価猶予により、差押財産の換価ができなくなり、差押の猶予や解除ができる。また、延滞金の2分の1又は全部が免除の対象となる。

(3) 執行停止

- (i) 自治法第231条の3第3項により、強制徴収債権については地方税の滞納処分の規定が包括的に適用される結果、滞納処分の執行停止に関する地方税法第15条の7は、地方税以外の強制徴収債権についても適用がある。同法は、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び財産がともに不明であるとき、のいずれかに該当

する場合には、滞納処分の執行を停止することができる」と定めている。

- (ii) 執行停止が3年間継続した場合には、債務が消滅する。執行停止の要件は比較的明確で形式的に判断しやすい。新潟市では「滞納処分停止チェック票」（法人用，個人用）により，判断している。

3 非強制徴収債権についての緩和措置

(1) 徴収停止

- (i) 徴収停止に関する自治法第240条第3項，自治令第171条の5は，非強制徴収債権について適用がある。同法令は，①法人の事業休止で，再開の見込みが全くなく，かつ，差押可能な財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき，②行方不明かつ財産不足またはこれに類似するとき，③債権金額が僅少のため取立て費用によってかえって損失が増えるとき，のいずれかに該当する場合で，これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは，以後その保全及び取立てをしないことができると定めている。後述の免除の場合ほどではないが要件が厳しい上に認定が容易ではないという難点がある。
- (ii) 徴収停止後の措置につき，自治法に規定がないところ（履行延期については免除の規定がある），債権管理条例は，債権放棄することができる旨の規定を設けた（第10条第1項第2号）。

(2) 履行延期の特約等

履行延期の特約等に関する自治法第240条第3項，自治令第171条の6は，非強制徴収債権について適用がある。同法令は，①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき，②債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり，かつ，その現に有する資産の状況により，履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき，③債務者について，災害，盗難その他の事故が生じたことにより，債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため，履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき，④損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について，債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり，かつ，弁済に

つき特に誠意を有すると認められるときなどの場合のいずれかに該当する場合には、その期限を延長する特約（私債権）又は処分（公債権）をすることができる」と定めている。

（3）免除（「債権放棄」と同義）

（i） 免除に関する自治法第240条第3項、自治令第171条の7は、非強制徴収債権について適用がある。免除が認められるのは、債務者が無資力又はこれに近い状況にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から10年を経過してもなお無資力状態が継続し弁済の見込みがないときに限られている。

（ii） 自治法第96条第1項第10号には権利放棄の原則禁止規定（例外：法令又は条例による特別の定め）があり、自治法の免除規定は要件が非常に厳格で使い難い。

そこで、債権管理条例は、非強制徴収債権について、回収の見込みがない場合や時効期間が満了したにも拘わらず時効援用の意思が確認できない場合に債権放棄を認めた。

（4）債権管理条例に基づく債権放棄

新潟市においては、債権額300万円以下の非強制徴収債権について以下の事由があるときは議会の承認を得ずに債権を放棄することができる（債権管理条例第10条第1項、同施行規則第15条）。①強制執行等（自治令第171条の2）又は債権の申出等の措置（自治令第171条の4）をとったにもかかわらず、なお完全に債務が履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき、②徴収停止を行った場合において、その状態が3年間継続し、以後、資力の回復を見込めないことを確認した場合、③債務者が生活困窮状態にあり、年齢、病気などの状況により、3年を見込んでも資力を回復することができないと判断される場合、④破産免責を受けた場合、⑤相続財産僅少などの場合、⑥時効期間満了の場合である。

4 各法令等に基づく徴収猶予等

国民健康保険料については保険料の減免又は徴収猶予（国民健康保険法第7条，新潟市国民健康保険条例第21条，同施行規則第29条）がある。そのほか，後期高齢者医療保険料，介護保険料，下水道事業受益者負担金・分担金などについて，新潟市の条例等で徴収猶予等の制度が設けられている。

5 納付誓約による分割納付

- (1) 納付誓約による分割納付は，事実上の緩和措置という側面と現実的な徴収手段という側面の両面を持つ。滞納者が一方的に差し入れる形をとるもので，法的根拠のある措置ではない。納付誓約どおりに履行している間は滞納処分や法的手続を差し控えるという事実上の効果が期待でき（但し，差押可能な財産が見つかった場合は別である），債務承認として時効中断効がある。強制徴収債権に関する徴収猶予，換価猶予は要件が厳しく使いづらい中，納付指導の一種として活用できる。また，自力執行力のない非強制徴収債権については，滞納者と事実上の分割納付の妥協をしてでも任意の履行を促すことが現実的である。但し，安易に適用すると不履行，納付誓約の繰り返しとなり弊害も多い。
- (2) 一括納付や一括返還が困難な滞納者に対し，債権管理課では非強制徴収債権の場合は分割納付誓約書の提出を促すことが多いが，強制徴収債権の場合には原則として分割納付誓約書の徴収はしない（例外は，時効中断のために他に方法がない場合など）。

第5章 新潟市債権管理基本方針の策定

第1 第1次債権管理基本方針の策定

- 1 新潟市は平成25年3月4日に「新潟市債権管理基本方針」（以下、「第1次債権管理基本方針」という）を策定した。同方針は、債権管理における統一的なルールをつくるとともに、未収債権の効果的かつ効率的な縮減に向けた具体的な取組みを計画的に実行していくことを目的とする。同方針は、平成24年度から同26年度を取組み期間とし、徴収をはじめ債権整理を含めて縮減に取組み、平成23年度末の未収金約144億円を同26年度末で約100億円にすることを目標として掲げた。
- 2 第1次債権管理基本方針は、現状の課題として、①現行の職員体制によると、債権所管課には徴収担当専門職員がいない、②債権所管課では、徴収ノウハウの蓄積が乏しいことと人事異動に伴いその伝達が困難、③市税を除く他の債権は、収納等のシステムがあっても殆どのシステムが滞納整理に対応した仕様となっていない、④これまで保証人等に対する履行の請求が十分になされていなかった、⑤強制徴収債権については、市税以外は滞納処分による差押等の実績は少ない、⑥非強制徴収債権については、債権の放棄等の債権管理に関する統一的な基準の整備の必要性を要望している、⑦上記⑤、⑥から、差押、滞納処分の執行停止、支払督促、訴訟、債権放棄など本市が債権を取扱う基本的な考え方や処理基準はすべからく同一であるべきだが、現状では十分とはいえない、と指摘した。
- 3 上記課題を踏まえ、第1次債権管理基本方針は、基本方針として、①新たな未収金の発生防止（抑止）、②過去の未収金の整理、③全庁一体となった取組みの推進、④債権回収に向けた連携の強化、⑤市民への積極的な周知・啓発活動の展開、を示した。
- 4 第1次債権管理基本方針は、具体的な取組みとして、①新たな未収金の発生の抑制（所管課、債権管理課）：⑦市民が納付しやすい環境づくり（口座振替制度の推奨、コンビニストアでの納付の拡充やクレジット納付などの電子収納システムの導入の検討）、⑧早期催告の実施（督促後の不履行に対する、文書や書面による催告のほか、事案による訪問催告の計画的実施）、⑨貸付時における債務の

承認及び連帯債務の周知，㊦民間ノウハウの活用（未納初期段階における電話呼びかけなど），㊧債権管理に係る統合システムの整備，㊨過去の未収金の整理（所管課，債権管理課）：㊩財産調査等による生活状況や納付資力の把握，㊪自主納付の促進，㊫差押などの法的措置の強化，㊬回収見込みがない債権の整理，㊭全庁一体となった取り組みの推進（所管課，債権管理課）：㊮新潟市債権管理推進委員会における意思統一と情報の共有，㊯債権管理に係る進行管理の徹底，㊰債権管理に関する条例の整備とこれに基づく適正な債権管理（債権管理に関する条例の整備，債権管理マニュアルの作成），㊱債権回収に向けた連携の強化（所管課，債権管理課）：㊲債権回収専門組織による集中処理（債権管理課による高額・困難事案の引受），㊳整理・蓄積されたノウハウの提供（所管課のOJTなどによる自らの債権回収環境整備），㊴債権回収に係る人材育成の促進（所管課と債権管理課との連携による職場内研修による職員のレベルアップ），㊵市民への積極的な周知・啓発活動の展開（所管課）の各実行を宣言した。

第2 第2次債権管理基本方針の策定

- 1 新潟市は平成27年4月1日に「新潟市債権管理基本方針（平成27年度～平成29年度）」（以下，「第2次債権管理基本方針」という）を策定した。第2次債権管理基本方針は，冒頭で「市の自主財源を確保し持続可能な財政運営を推進するには，今までの徴収に主眼を置いた態勢に加え，市の債権の適正管理を強化することが必要となります。」と態勢の変更を明らかにした。第1次債権管理基本方針の実行により，未収金の縮減が進めば回収困難な債権が顕在化してくるので，その対応の必要性が高まる。また，全庁的な債権管理の取り組みが進めば，所管課の債権管理能力も向上してくる。よって，債権管理基本方針の発展的変更は自然と言えよう。第2次債権管理基本方針は，平成27年度から同29年度を取組み期間とし，市債権の適正管理を推進し，未収金の金額を平成27年度末90億円（縮減目標金額：債権管理課4億円，各部署6億円），平成28年度末80億円（縮減目標金額：債権管理課4億円，各部署6億円），平成29年度末70億円（縮減目標金額：債権管理課4億円，各部署6億円）に縮減する目標を設定した。
- 2 第2次債権管理基本方針は，基本方針として①適正な債権管理の推進，②庁内連携による対応，③職務遂行能力の向上，④広報の強化を示した。

3 具体的な取組みとして、①適正な債権管理の推進：⑦計画的な滞納整理の推進（滞納未然防止，早期滞納解消），⑧法令の適正な運用（法令及び債権管理条例に基づく債権管理），⑨緩和措置の適正な運用（滞納者の現況に沿った措置，運用基準の明確化・統一化），⑩組織体制の整備（徴収組織の全庁的な在り方，財産調査や公売などの全債権共通事務に関する体制・仕組み，弁護士などへの業務委託など），⑪統合債権システムの構築，⑫庁内連携による対応：⑬滞納解消に向けた関係課連携（債権管理課，所管課，消費生活センターなど），⑭条例の適切な運用による情報共有，⑮滞納以外の問題解決への連携（納付相談を契機とする消費生活センター，配偶者暴力相談支援センター，自立相談支援機関，福祉事務所などの紹介，案内等），⑯職務遂行能力の向上：⑰所管債権の説明力強化（研修による職員の能力向上），⑱所管債権の徴収力強化（債権管理課の協力等），⑲取組み姿勢の強化（債権管理推進委員会による進行管理，関係職員に対する組織的教育），⑳広報の強化（納期内納付の促進や制度説明の外，納付猶予などの説明，滞納によるデメリットやサービス制限の説明や周知を含む）。

第6章 債権管理課

第1 債権管理課創設の背景

1 平成14年度包括外部監査人の提言

- (1) 新潟市の平成14年度の包括外部監査監査人（監査テーマ「市税，負担金・使用料，貸付金，その他の未収金の整理・回収・管理について」）は，監査の結果，「行政内部において滞納者情報の交換や共有化の検討とともに，回収作業一元化なども今後検討されてしかるべきであろう。市税をはじめとする各種の未収金の整理回収に全庁レベルで対応するための『整理・回収センター』《仮称》のような調査と回収の専門機関の設置について早急に検討すべきである」という提言をした。
- (2) これに対する新潟市の措置は，「滞納情報の一元化，調査・回収の専門機関の設置については，全国的にもほとんど事例がなく，税の情報を他の部門で活用することに関する法令上の整理など，様々なことが考えられるが，関係課による連絡会議を開催し，調査・研究を行っていく」というものであった。

2 政令市における債権徴収一元化の動き

市債権の一元的徴収に関しては，政令市では浜松市が平成19年12月に債権管理に関する条例を制定し，財務部収納対策課において債権の一元的徴収を開始したのが最初と思われる。以降，政令市における債権徴収一元化の動きは顕著で，平成27年4月1日現在，新潟市を含む20都市中，全庁的な対策会議等を19市，債権の一元的徴収を行う組織を10市，債権管理に関する条例を12市が有している。

3 巨額の未収金の計上

新潟市の未収金（国費を除く）は，平成19年度が145.4億円，平成20年度が152.9億円，平成21年度が159.8億円，平成22年度が151.

9億円、平成23年度が143.2億円という巨額を計上していた。歳入の確保、債権の適正管理、市民負担の公平性を推進して新潟市の健全な財政運営を確保するには、百数十億円という巨額の未収金の効果的かつ効率的な縮減を図ることが重要な課題となっていた。

4 税務部門の再編と全庁的な債権管理の取組み

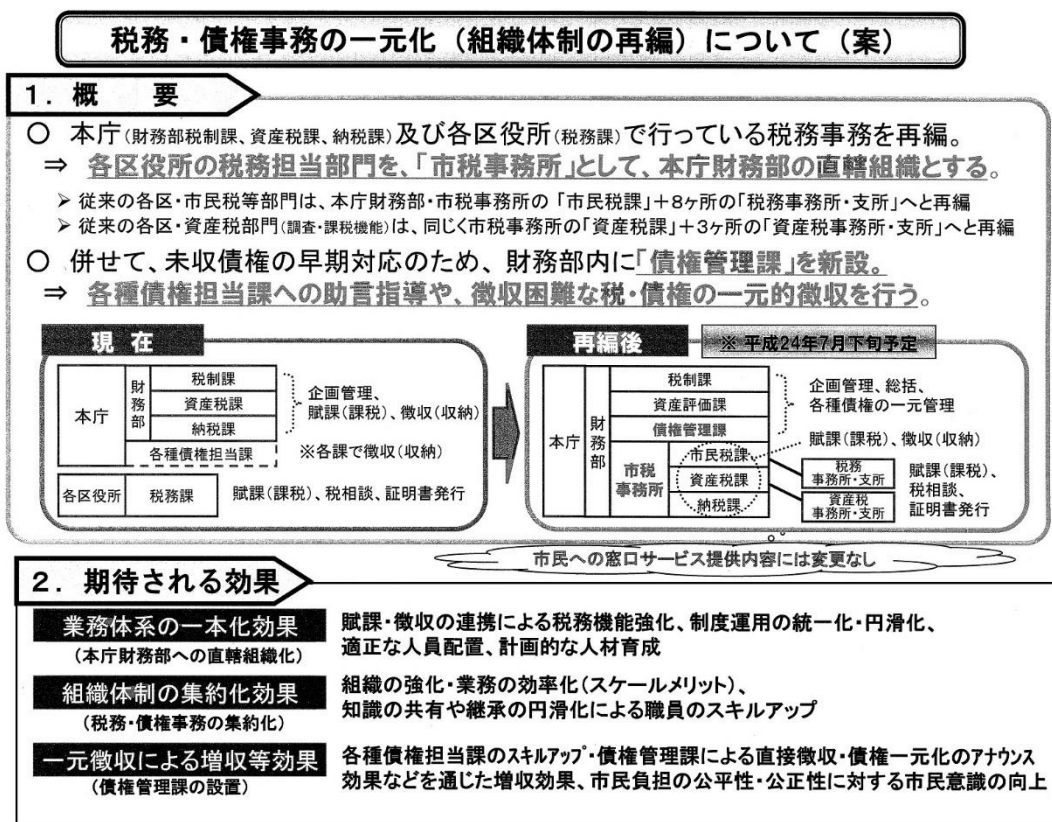
新潟市は、平成19年度の政令市移行に伴い、市税徴収を財務部納税課において集中管理し、納税課内に徴収専門組織である「特別滞納整理係」を設置して徴収体制の強化を図った。また、市税と重複滞納されている市税以外の未収債権についても「特別滞納整理室」での徴収一元化を試行した。平成24年7月17日、税務部門の再編に併せて債権の徴収一元化組織として「債権管理課」を財務部内に設置した。平成24年8月29日に庁内を横断する「新潟市債権管理推進委員会」を設置し、債権管理についての意思統一と情報の共有、各部署の未収金縮減に向けた取組みへの総括的な指導、調整及び進行管理を行ってきた。

第2 債権管理課の目的及び事務内容等

1 目的

債権管理課は、各種所管課への指導助言や徴収困難な税・債権の一元的徴収を行うことを目的として税務事務の再編に併せて、平成24年7月17日、財務部内に新設された（資料6-1参照）。

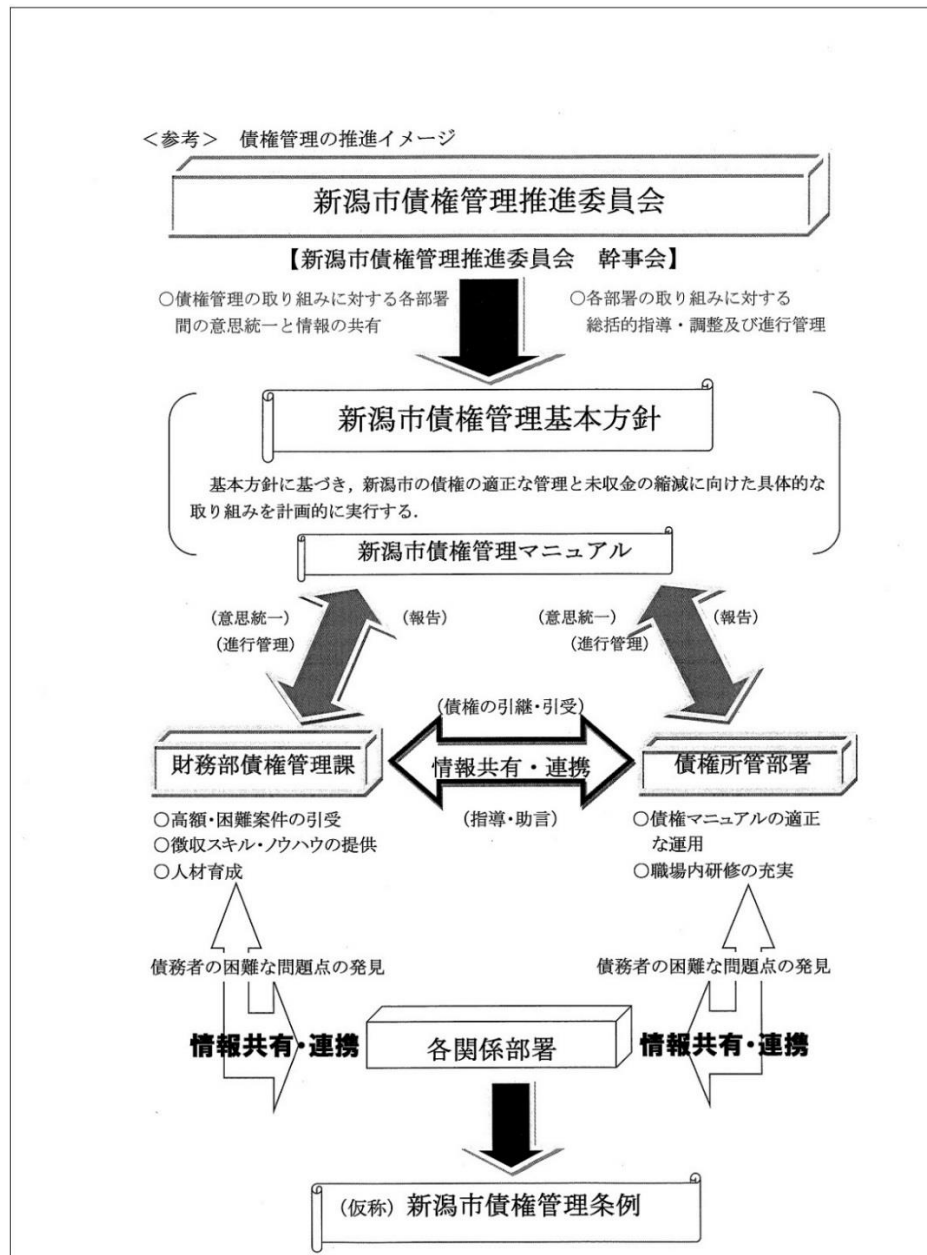
【資料6-1】 税務・債権事務の一元化について（案）



2 事務内容

- (1) 第1次債権管理基本方針の参考資料（債権管理の推進イメージ）【資料6-2】によれば、債権管理課の業務は同課が所管課と情報を共有・連携しながら、①高額・困難案件を債権所管課から引受けて債権管理マニュアルに従って管理・回収し、②所管課に徴収ノウハウを提供し、③所管課の人材の育成を図るということである。

【資料6-2】債権管理の推進イメージ



- (2) 債権管理課の平成27年度の引受債権の種類は、【表6-3】のとおりである。その引受基準については、強制徴収債権は多重債務者の徴収を継続強化（市税と国保の重複滞納者を中心に引継を実施）、新規引受は原則としない。非強制徴収債権については、訴訟予定（相当）事案、権利の放棄予定（相当）事案を中心に引継を実施と説明されている（「平成27年度 債権引継における取り決め事項」）。

【表6-3】平成27年度引受債権の種類等

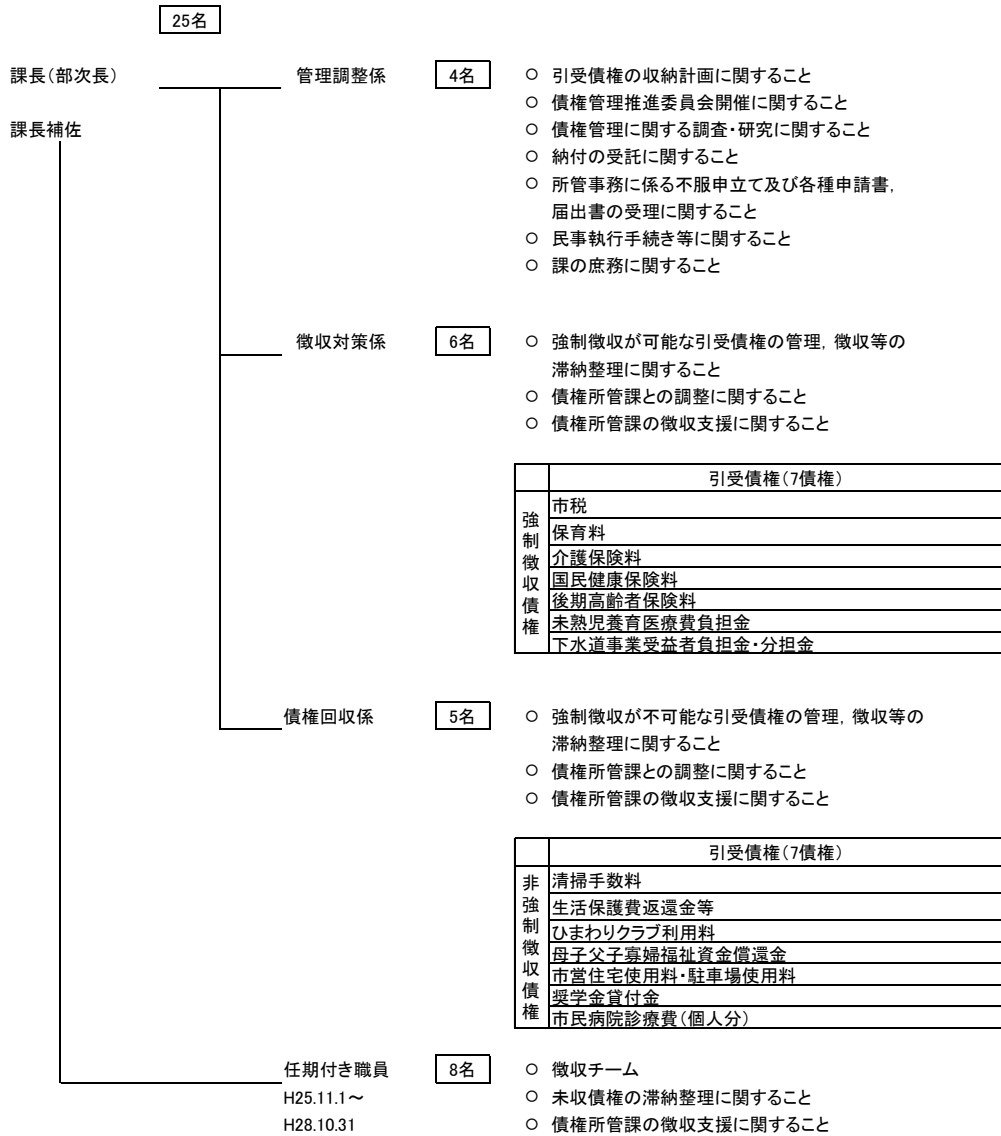
	債権名	平成27年度新規引受基準
強制徴収債権	市税	市税・国保の重複者＝①
	保育料	①との重複者
	介護保険料	①との重複者
	国民健康保険料	市税・国保の重複者＝①
	後期高齢者医療保険料	①との重複者
	未熟児養育医療費負担金	徴収支援のみ
	下水道事業受益者負担金・分担金	①との重複者
非強制徴収債権	清掃手数料	滞納額10万円以上
	生活保護費返還金等	滞納額50万円以上
	ひまわりクラブ利用料	滞納額5万円以上
	母子父子寡婦福祉資金償還金	滞納額20万円以上
	市営住宅使用料・駐車場使用料	滞納額30万円以上
	奨学金返還金	滞納額10万円以上
	市民病院診療費（個人分）	滞納額10万円以上

3 組織及び事務分掌

平成27年度の債権管理課の組織体制（総勢25名）は、【図6-4】のとおりである。債権管理課には、引受債権の収納計画や債権管理推進委員会開催に関する事務等総務を担当する管理調整係、強制徴収が可能な引受債権の管理、徴収等の事務を担当する徴収対策係と強制徴収が不可能な引受債権の管理、徴収等の事務を担当する債権回収係が設けられている。

【図6-4】組織体制

平成27年度 債権管理課



4 人員配置、経験年数

平成27年度の債権管理課の人員配置と債権回収業務経験年数（債権管理課と納税課に在課した年数）は、【表6-5】のとおりである。任期付き職員（民間での債権回収業務経験者）を除く、職員17名の平均経験年数は3.8年となっており、一部職員が長期在籍していることから経験十分な配置にも見える。しかし、実務を担う同課各係の人員内訳をみると、経験年数2年以下の職員が約半数を占めている。債権管理課に対するヒアリングによれば、同課の

人事異動について配慮がなされている様子うかがえないということであった。

【表6-5】人員配置等

債権管理課と納税課に在課した年数(1年未満切り捨て)

債権管理課	人員	平均経験年数(年)
課長, 課長補佐	2	8.5
管理調整係	4	3.0
徴収対策係	6	3.2
債権回収係	5	3.4
小計	17	3.8
任期付き職員	8	1.0
合計	25	2.9

内訳

課長, 課長補佐

	債権管理経験年数(年)
課長	12
課長補佐	5

管理調整係	債権管理経験年数(年)	人数
	0	1
	1	1
	5	1
	6	1
	合計	4

徴収対策係	債権管理経験年数(年)	人数
	1	1
	2	2
	3	2
	8	1
	合計	6

債権回収係	債権管理経験年数(年)	人数
	1	1
	2	1
	3	1
	4	1
	7	1
	合計	5

任期付き職員	債権管理経験年数(年)	人数
	1	8
	合計	8

意見

債権管理業務には、専門的な知識と十分なノウハウを持つ職員の確保が不可欠である。それ故、債権管理基本方針は繰返し債権管理担当職員のレベルアップを訴えているのである。ところが、専門知識とノウハウを習得し、所管課に伝達すべき債権管理課の職員がその職務を十分に全うする期間のないまま異動しているとすれば、大きな問題である。全庁一体となって未収金問題に取り組もうとする債権管理基本方針の示すビジョンは、職務遂行能力の向上した所管課職員が統合債権管理システム（導入予定）を使って、自ら徴収困難な債権の管理業務を行うということだからである。

第1次債権管理基本方針は人事異動に伴いノウハウの伝達が困難となっていることを課題として指摘していた。また、公金債権回収の取り組み状況に関する内閣公共サービス改革推進室の調査に対し、人事異動によりノウハウの蓄積が阻害されている趣旨の指摘をする自治体が複数あった。新潟市総務部人事課は、平成14年度包括外部監査結果に基づく措置として「本市の人事異動は、通常では在籍経験年数3年以上の職員を対象としている中で、税務担当課の職員は、専門的な知識を必要とする部署として、在課年数4年以上の職員を対象とし、係長以上の管理監督者についても税務経験のある職員を配置しております。（中略）未収金増は、本市財政にとって根幹的な問題であり、滞納管理体制の整備として、今後、専門職員の養成や、適正な職員配置を進めてまいります」と述べた経緯がある。

債権管理課を中心とする債権管理担当職員の人事異動に関しては、専門知識やノウハウの蓄積とその伝達が十分可能となるよう在課年数等に配慮した適正な人員配置を計画的に実施されたい。また、適正な人員配置を担保し、かつ、全庁一体となって未収金問題に取り組むという見地から総務部人事課が債権管理推進委員会・同幹事会に関与することを検討されたい。

第3 債権の引継事務

1 引継事務の取決め

債権管理課と所管課の間では事務分担について、次のとおり取り決めている。

(1) 徴収担当者：債権管理課

債権回収業務は債権管理課において行う。企業会計についてはその徴収担当者は各債権所管課との兼務，併任とする。

(2) 現金の取り扱い：債権管理課

債権管理課で現金を領収する場合は債権管理課の分任出納員領収印，企業会計においては指定された領収印を使用し，納付書は各債権所管課のものを使用する。

(3) 納付方法：債権管理課

取り扱った現金は債権管理課職員が翌営業日に銀行に払い込む。

(4) 徴収金の充当：債権管理課・各債権所管課

各課で『徴収金充当の原則』によって処理する。

(5) 会計処理：各債権所管課

徴収金の消し込み処理や領収済通知書の保管等の会計上の処理は各債権所管課にて行い，毎月末の徴収金の集計値を債権管理課あて報告する。債権管理課は「債権管理推進委員会」にて毎月徴収実績報告を行う。

(6) 滞納者の財産調査：債権管理課

財産調査は国税徴収法141条等関係法令に基づき債権管理課の照会文書等により行う。

(7) 滞納処分，強制執行：債権管理課・各債権所管課

財産調査の結果，滞納処分（差押，換価，配当）可能な財産を発見した場合には，原則として滞納処分実施の決定は債権管理課で行い，必要に応じて各債権所管課は連携する。差押調書は債権管理課が作成する。債権管理課が差押調書等に添付する未納明細書等の関係書類を依頼した際には各債権所管課は債権管理課あて速やかに提出する。

(8) 交付要求等：債権管理課・各債権所管課

滞納者の財産について強制換価手続が行われた場合は，債権管理課で執行

機関に対して交付要求書を提出するが、必要に応じて各債権所管課と連携する。

(9) 滞納処分 of 執行停止・徴収停止・権利の放棄等：債権管理課・各債権所管課
執行停止が相当と認められる事案については地方税法第15条の7の規定等により債権管理課で決定し、各債権所管課において処理を行う。

(10) 疑義事項

債権管理課で疑義が生じた場合は双方の課は誠意をもって解決にあたるため、速やかに協議する。不服申立等に関する事項も同様とする。

2 債権引継手続及びスケジュール

(1) 引継事案の協議

毎年2月中に債権管理課と各債権所管課の担当間で次年度継続事案・新規引継事案を協議する。

(2) 事務担当者会議

2月中に協議した内容に基づき債権管理課にて設定した引受基準を提示する。各債権所管課はこれに基づき引継リストを作成する。

(3) 徴取引継終了日

毎年3月末に債権管理課長から各債権所管課長あて「引受終了報告」を提出して全件返還する。返還後も引き続き徴収が必要な事案（完納していない事案）について債権管理課から滞納者あて「徴収事務引継について（お知らせ）」を発送する。

(4) 継続事案の引継日（平成27年度は4月22日）

各債権所管課は3月末の収納状況を把握後、「債権回収業務引継依頼書」「引継リスト」「未納内訳書」「納付状況履歴」「交渉記録等の記載の台帳」「納付書（白紙）」を債権管理課に提出する。債権管理課は引継リストをもとに全債権の名寄せ作業を開始する。

(5) 新規事案の引継

① 引継事案の決定

各債権所管課は6月に出納閉鎖をもって新規引継事案を確定する。

② 引継予告通知書の発送

各債権所管課は引継事案の内、新規引継対象者のみに納付指定期限を定めた指定様式の「引継予告通知書」を発送する。指定期限までに完納しない滞納者について債権管理課に引き継ぐ。

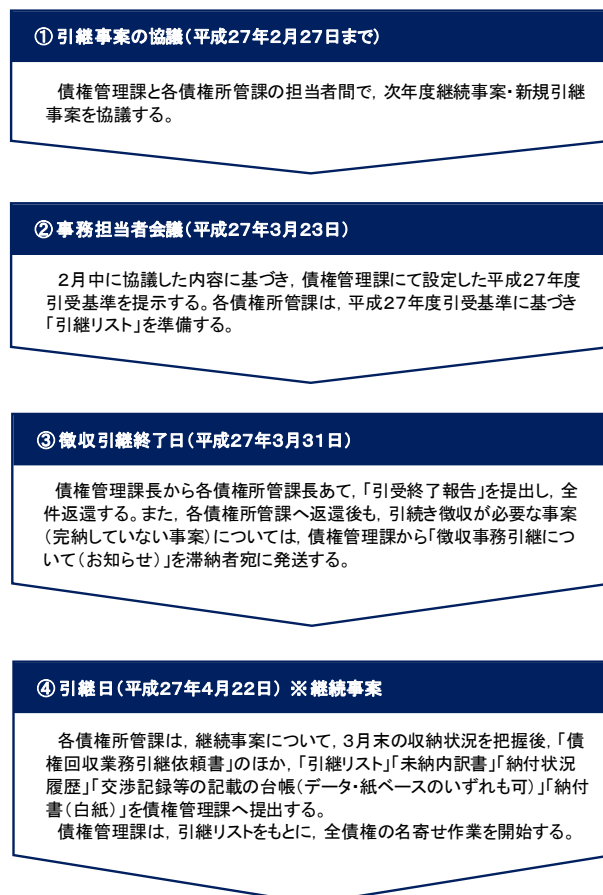
③ 引継（平成27年度は7月16日）

指定期限までに納付のない引継対象者を抽出し、「債権回収業務引継依頼書」「引継リスト」「納付状況履歴」「交渉記録等の記載の台帳」「納付書（白紙）」を債権管理課に提出する。

④ 引受通知書の発送

債権管理課は引受債権について滞納者に「引受通知書」を発送する。

【図6-6】債権引継手続及びスケジュール



以下は新規引継事案のみ

⑤ 引継事案の決定(平成27年6月17日)

各債権所管課は、出納閉鎖をもって、「新規引継事案」を確定する。

⑥ 引継予告通知書の発送(平成27年6月23日)

各債権所管課は、引継事案のうち、平成27年度新規引継対象者のみに「引継予告通知書」を発送する。指定期日(平成27年7月3日)までに完納しない滞納者について、債権管理課に引継ぐ。

⑦ 引継日(平成27年7月16日) ※新規引継事案

納付日計算で指定期限(平成27年7月3日)までの納付を確認し、未解決事案について引継を行う。

引継対象者を抽出し、「債権回収業務引継依頼書」のほか、「引継リスト」「未納内訳書」「納付状況履歴(分割納付中等も含む)」「交渉記録等の記載の台帳(データ・紙ベースのいずれも可)」「納付書(白紙)」を債権管理課へ提出する。

⑧ 引受通知書の発送(平成27年8月4日)

債権管理課は、引受債権について、滞納者に対し、「引受通知書」を発送する。

意見

引継事務の取決めは以上のとおりであるが、前記2項(3)のように年度末には債権管理課から各所管課に「引受終了報告」を提出して全件を返還としている。返還と言っても全ての資料等を各所管課に返還するものではないが、特に平成27年度の強制徴収債権のようにほとんど全てが継続案件である場合には返還・改めての引継リストの作成等の事務作業を省略する上でも、一旦返還ということ自体不要と考えられる。

第4 債権管理課の引受債権の概要

1 平成27年度の引受債権の種類・金額と引受比率

債権管理課が平成27年度に引き受けた債権は、7強制徴収債権（市税，保育料，介護保険料，国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，未熟児医療費負担金，下水道事業受益者負担金・分担金），7非強制徴収債権（清掃手数料，生活保護費返還金等，ひまわりクラブ利用料，母子父子寡婦福祉資金償還金，市営住宅使用料・駐車場使用料，奨学金貸付金，市民病院診療費《個人分》）の合計14債権である（なお，本報告書においては市営住宅の「使用料」を「家賃」と呼ぶこともある）。同各引受債権の市全体（所管課取扱分を含む）の金額は，現年分が1693億0095万円，滞納繰越分が98億2947万円となっている。これら，引受債権の金額，引受比率は，【表6-7】のとおり，現年分が0.17%（債権額2億8100万円），滞納繰越分が19.15%（債権額18億8211万円），合計1.21%（債権額21億6311万円）となっている。

【表6-7】引受債権の金額（単位：円）

平成27年度		市税	保育料	介護保険料	国民健康保険料
市全体	現年	119,929,255,314	5,095,022,970	15,530,259,700	17,095,223,200
	滞納繰越	4,323,091,202	324,061,305	309,321,310	3,336,959,349
	計	124,252,346,516	5,419,084,275	15,839,581,010	20,432,182,549
内，債権管理課取扱分	現年	51,546,800	3,759,290	8,726,900	197,255,200
	滞納繰越	688,972,234	140,490,538	20,299,900	734,337,390
	計	740,519,034	144,249,828	29,026,800	931,592,590
引受比率	現年	0.04%	0.07%	0.06%	1.15%
	滞納繰越	15.94%	43.35%	6.56%	22.01%
	計	0.60%	2.66%	0.18%	4.56%

平成27年度		後期高齢者医療保険料	未熟児養育医療費負担金	下水道事業受益者負担金・分担金
市全体	現年	5,493,798,000	7,064,135	429,552,150
	滞納繰越	57,581,290	228,428	83,790,780
	計	5,551,379,290	7,292,563	513,342,930
内，債権管理課取扱分	現年	1,146,900	0	0
	滞納繰越	3,365,500	52,365	12,295,230
	計	4,512,400	52,365	12,295,230
引受比率	現年	0.02%	0.00%	0.00%
	滞納繰越	5.84%	22.92%	14.67%
	計	0.08%	0.72%	2.40%

平成27年度		清掃手数料	生活保護費返還金等	ひまわりクラブ利用料	母子父子寡婦福祉資金償還金
市全体	現年	1,074,970,705	200,900,891	385,719,200	299,097,684
	滞納繰越	39,182,579	818,962,207	8,508,850	191,844,462
	計	1,114,153,284	1,019,863,098	394,228,050	490,942,146
内、債権管理課取扱分	現年	1,194,131	1,165,993	1,024,650	14,050,738
	滞納繰越	6,795,094	81,004,469	3,085,450	128,803,267
	計	7,989,225	82,170,462	4,110,100	142,854,005
引受比率	現年	0.11%	0.58%	0.27%	4.70%
	滞納繰越	17.34%	9.89%	36.26%	67.14%
	計	0.72%	8.06%	1.04%	29.10%

平成27年度		市営住宅使用料・駐車場使用料	奨学金貸付	市民病院診療費(個人分)	14引受債権合計
市全体	現年	1,389,189,175	89,031,058	2,281,873,373	169,300,957,555
	滞納繰越	100,419,439	8,946,700	226,517,927	9,829,415,828
	計	1,489,608,614	97,977,758	2,508,391,300	179,130,373,383
内、債権管理課取扱分	現年	330,000	696,000	106,010	281,002,612
	滞納繰越	24,557,250	2,271,600	35,782,870	1,882,113,157
	計	24,887,250	2,967,600	35,888,880	2,163,115,769
引受比率	現年	0.02%	0.78%	0.00%	0.17%
	滞納繰越	24.45%	25.39%	15.80%	19.15%
	計	1.67%	3.03%	1.43%	1.21%

2 平成27年度の引受件数・完納件数，収入率

- (1) 債権管理課の平成27年度の強制徴収債権の引受件数は1961件であるところ、完納件数は392件で、未済件数が1569件となっている。
- (2) 平成27年度の非強制徴収債権の引受件数は568件であるところ、完納件数は67件で、未済件数が501件となっている。
- (3) 債権管理課の平成27年度の収入率は、現年分が28.4%、滞納繰越分が14.9%の計16.6%である。

3 各引受債権の意義ないし内容等

- (1) 市税（所管課・財務部市税事務所納税課，時効期間・5年，延滞金等・有）
 - (i) 市税の種類

新潟市市税条例により普通税として6種類の税が、目的税として3種類の税が定められている。

(a) 普通税

- ① 市民税
- ② 固定資産税
- ③ 軽自動車税
- ④ 市たばこ税
- ⑤ 鉱産税
- ⑥ 特別土地保有税

(b) 目的税

- ① 入湯税
- ② 事業所税
- ③ 都市計画税

これらの税のうち、普通税は一般の経費に使われるもので、使い道が特別に定められていないもの、目的税は法律等によって使いみちが特定されているものである。

(ii) 各種市税の内容

- (a) 市民税には、個人が負担する個人市民税と会社等の法人が負担する法人市民税があり、毎年1月1日現在新潟市に住所・事務所・事業所などがある個人と法人に賦課される。市民税の課税方式は、均等割と所得割の二つの方式が併用されており、個人市民税では、均等割は年3,500円、所得割は、所得に応じて負担する。所得割の計算式は、 $(\text{総所得金額等の合計額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$ となっている。

市民税の徴収には、普通徴収と特別徴収の二つの方法が定められている。このうち、普通徴収は、事業所得者などからの徴収方法で、納期限を6月、8月、10月、翌年1月の各末日として、税額を年4回に分けて納税通知書によって徴収する方法である。また、特別徴収は、給与所得者などの給与からと65歳以上の公的年金受給者の年金からの二つの徴収方法がある。給与の場合は、税額を6月から翌年の5月まで年12回に分け、毎月の給与支払の際に雇主（特別徴収義務者）が給与から差し引き、雇主が徴収した月の翌月10日を納期限として市に納付する方法で、年金の場合は、税額を4月から翌年2月まで年

6回に分け、年金支払いの際に年金保険者が年金から差引き、徴収した月の翌月10日を納期限として市に納付する方法である。

- (b) 固定資産税は、土地、家屋および事業用の構築物、機械などの償却資産を対象として所有者に課すもので、毎年1月1日を基準として、課税標準額に1.4%の税率を掛けて算定する。土地、家屋の所有者には、固定資産税のほか都市計画税も同時に課されることが多いが、この都市計画税は、市街化区域内にある土地、家屋を対象にして、課税標準額に0.28%の税率を掛けて算定することとされている。
- (c) 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者に対し課すもので、毎年4月1日を基準として賦課される。税率は、平成28年度から引き上げられ車種によって年額2000円から1万800円とされた（なお、平成28年度から環境負荷に応じて税額を増減するグリーン税制も導入された）。市役所から郵送される納税通知書により、5月末日までに納付することとなっている。
- (d) 市たばこ税は、市内の小売店にたばこを売り渡す、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸販売業者に賦課するもので、税率は1000本につき5262円（但し、紙たばこ三級品については2925円）である。課税事業者が前月中の売り渡し本数、税額などを翌月末までに申告し、納税する。
- (e) 鉦産税は、鉦物の掘採事業に対して賦課するもので、税率は鉦物の価格の1%で鉦物の掘採事業を行う鉦業者が前月中に掘採した鉦物の数量、価格、税額などを翌月15日から末日までに申告し、納付する。
- (f) 特別土地保有税は、土地の有効利用や投機的取引の抑制を図るために設けられた税で、一定規模以上の土地を所有した者や保有する者に賦課される（但し、平成15年度以降、課税は停止されている）。課税の基準日及び税率は、保有分が毎年1月1日で取得価額（修正取得価額）×1.4%－固定資産税の課税標準となるべき額×1.4%、

取得分が毎年1月1日又は7月1日前1年以内の取得価額×3%－不動産取得税課税標準となるべき額×4%とされている。

(g) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税で、税率は入湯客1人1日について150円とされ入湯客に賦課される（但し、満12歳未満の人、一般公衆浴場、料金1000円以下の日帰り温泉施設などの入湯客は課税されない）。鉱泉浴場（温泉等）の経営者が、前月中に入湯客から受け取った税額などを翌月15日までに申告し、納付する。

(h) 事業所税は、道路、上・下水道、公園、教育文化施設などの整備に充てる目的税で、都、指定都市（その周辺都市）及び人口30万人以上の都市で課税しているものである。納税義務者は新潟市内の事業所等で事業を行っている法人又は個人で税額については資産割と従業者割がある。資産割の課税標準は、法人については事業年度終了日、個人については12月31日現在の事業所床面積×税率（1平方メートル当たり600円）（但し、床面積が1,000平方メートル以下の場合には課税されない）、従業者割の課税標準は、法人については事業年度中、個人については1月から12月に支払われた従業者給与の総額×税率（0.25%）とされている（但し、従業者数が100人以下の場合には課税されない）。納税については、法人は事業年度終了の日から2か月以内、個人は算定期間の翌年の3月15日までに申告して納付する。

(i) 都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税で、都市計画法による市街化区域内に所在する土地、家屋を1月1日現在に所有する者に対して賦課される。税額は、課税標準額×0.28%で、固定資産税と合わせて納付することとなっている。

(iii) 市税の徴収猶予等

市税には、納税義務者や特別徴収義務者などが災害を受けた、病気にか

かった，事業を廃止したなどで納付等ができないと認められるときに納期限から1年以内（要件により計2年を超えず延長可）を限度として徴収を猶予する制度がある（地方税法第15条第1項）。また，滞納処分による財産の換価を直ちにすることにより滞納者の事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるときや財産の換価を猶予することが徴収金の徴収上有利であるときに納期限から1年以内（要件により計2年を超えず延長可）を限度として滞納処分による財産の換価を猶予する制度がある（地方税法第15条の5第1項）。

(2) 保育料（所管課・福祉部保育課，時効期間・5年，延滞金等・有）

(i) 保育園等とは，保育園，認定こども園，地域型保育を指し，保護者の就労や病気などの理由によって，家庭で児童の保育ができない場合に，保護者に代わって保育する施設である。

(ii) 保育園等を利用する保護者は，保育料を負担しなければならないが，保育料は児童と生計を同一にする世帯の市町村民税によって決まる（但し，生活保護法による被保護世帯等については保育料が無料となっている）。

当月分の保育料は，原則として毎月の末日が納期限となっており，毎月15日過ぎに保育園経由で送付する納入通知書により金融機関で納付することになるが口座振替の利用も可能である。

(iii) 保護者の疾病や・やむを得ない理由による退職等で収入が前年より著しく減少した場合や，災害により損害を受けた場合に保育料の一部又は全部の減免を受けることができる。

(iv) 新潟市では，平成27年4月1日以降発生した保育料に不払いがあった場合には新潟市債権管理条例に基づき延滞金を加算することとなった。

(3) 介護保険料（所管課・福祉部介護保険課，時効期間・2年，延滞金等・有）

(i) 介護保険制度は，社会の共同連帯の理念から介護保険加入者全員（40歳以上の人）が保険料を負担し，介護が必要な人を支える制度である。介護が必要な状態の人は，要介護・要支援認定を受けて，介護保険サー

ビスを利用することができる。

(ii) 介護保険料については、40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険で算定され、医療保険分と併せて納入する。65歳以上の人は、市民税の課税状況などに応じて14段階に分かれる。年金から天引きされる場合（特別徴収）を除き、納付書や口座振替で納入する（普通徴収）。普通徴収の場合は、4月から6月分の保険料については4月に暫定通知書が送付され、7月分以降の保険料については7月に確定通知書が送付される。

(iii) 主たる生計維持者が、災害などにより財産に著しく損害を受けた場合や死亡、又は身心に重大な障がいを受けるなどして収入が著しく減少した場合など一定の事由に該当することにより、保険料を納入することが困難であると認められる場合は、6か月を限度とする徴収猶予又は保険料の減免を受けることができる。

(iv) 保険料の滞納があると、次のとおり、滞納している期間に応じて保険給付に制限を受けることがある。

1年以上滞納した場合は利用した介護サービス費用を全額支払い、後日、市に請求し、保険給付の払い戻しを受けることになる。1年6か月以上滞納した場合は、保険料の払い戻しが一時的に一部あるいは全部差し止められる。2年以上滞納した場合は、滞納している期間に応じて、一定の期間保険給付の割合が7割（自己負担3割）に引き下げられる。但し、一定の事由に該当する場合には保険給付制限が免除される場合がある。

(4) 国民健康保険料（所管課・福祉部保険年金課，時効期間・2年，延滞金等・有）

(i) 制度の概要

国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする公的医療保険である。

国民健康保険事業に要する費用は加入者と国等が負担する。

加入者負担分の徴収方式には保険料方式と保険税方式があり、いずれの方法を採用するかは保険者の選択に任されている。新潟市は保険料方式を採用しており、国民健康保険の加入者から国民健康保険料を徴収している。

国民健康保険に加入し、病気やけがをしたとき等に必要な給付を受けることができる者を被保険者という。新潟市に住民登録のある者は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している者と生活保護を受けている者を除き、新潟市の国民健康保険の被保険者となる。

被保険者は一般被保険者と退職被保険者に区分される。

退職被保険者とは、会社などを退職した65歳未満の老齢（退職）年金受給者と、その被扶養者で、その他の被保険者は一般被保険者となる。また、退職被保険者も65歳になると一般被保険者となる。

保険料は医療分、支援分、介護分により構成される。

医療分とは、基礎賦課額であり、国民健康保険加入者の医療給付費に充てられる。支援分とは、後期高齢者支援金等賦課額であり、後期高齢者医療制度の保険財政を支援することを目的とする。介護分とは、40歳から65歳未満の者に課せられる介護給付金賦課額であり、介護保険制度を運営するための経費に充てられる。

(ii) 保険料

国民健康保険は世帯ごとの保険となっており、保険料は、国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主に賦課され、世帯主が支払う。保険料は、加入者の前年中の所得をもとに、世帯単位で計算される。普通徴収の場合、保険料の納付回数は年間12回で、毎月末日が納付期限となる。第1期から第3期（4月から6月）までは暫定期間、暫定保険料は、前年の所得が確定するまでの間、前々年の所得をもとに計算される。7月になると前年の所得をもとに計算し直し、当該年度の年間保険料を確定するので、第4期以降に納める保険料は、確定保険料から暫定保険料を差し引いた額となる。4月に暫定期間分の納付書、7月に確定期間分の納付書がまとめて発送される。納付方法は、納付書による納付もあるが、特別徴収（年金天引き）の世帯の除き、口座振替が原則となる。

(iii) 保険料の滞納があった場合の取扱い

滞納世帯主が、①納付相談・指導に一向に応じようとしないとき、②所

得及び資産を勘案すると十分な負担能力があると認められるとき、③納付相談・指導において取り決めた保険料納付方法を履行しないとき、のいずれかに該当する場合には国民健康保険被保険者証（一般証）に代えて国民健康保険短期被保険者証（「短期証」といい、有効期限は3月又は6月である）を交付することができる。

保険料の滞納が1年を経過した場合で、滞納世帯主が、①納付相談・指導に一向に応じないとき、②納付相談・指導において取り決めた保険料納付方法を履行しないときは、短期証の返還を求め、国民健康保険被保険者資格証明書（「資格証」といい、有効期限は返還を受けた一般証と同じ）を交付することができる。資格証での受診の場合には、医療機関窓口で一旦医療費の全額を負担し、後日、市に申請し、払戻し（一般の人は7割）を受けることになる。

保険料の滞納が1年6か月を経過している場合は、出産育児一時金以外の保険給付の全部または一部を差し止める。

（iv）保険料の減免等

国民健康保険に加入している世帯が、災害や貧困により保険料の納付が困難であるなど一定の事由がある場合に保険料の減免又は徴収猶予を受けることができる。

（5）後期高齢者医療保険料（所管課・福祉部保険年金課、時効期間・2年、延滞金等・有）

（i）制度の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の者の医療を支えるための制度として、平成20年4月に創設された。高齢者の医療の確保に関する法律により、各都道府県の広域連合が運営全般を行い、市町村が後期高齢者医療保険料（以下、「高齢者保険料」という）の徴収、各種申請や届出の受付などの窓口業務を行う。

新潟県における後期高齢者医療制度の運営主体は、県内の全ての市町村が加入している新潟県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という）で、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療の給付などを行っており、新潟市は、高齢者保険料の徴収や申請・届け出の受付、保険証の引渡しなどを行っている。加入者（被保険者）は、広域連合の区域内に住む7

5歳以上の者及び65歳から74歳の者で、申請により一定の障害があると認められた者である。75歳以上の者は、それまで加入していた医療保険の種別にかかわらず、後期高齢者医療制度の被保険者となる。なお、生活保護を受けている者は除かれる。

(ii) 保険料

高齢者保険料は、被保険者全員が等しく負担する被保険者均等割額と所得に応じて負担する所得割額で構成され、被保険者ごとに賦課される（国民健康保険料等の負担はなくなる）。医療費の自己負担割合は1割（現役並みの所得者は3割）で、保険料の納付は原則として年金からの天引きである。無年金者や年間年金受給額が18万円未満の人などは、納付書や口座振替による普通徴収となる。保険料滞納の場合には、国民健康保険料の場合と同様、短期証、資格証の交付となる。

(iii) 保険料の徴収猶予

被保険者及び連帯納付義務者が、災害などにより財産に著しく損害を受けた場合や死亡、又は身心に重大な障がいを受けるなどして収入が著しく減少した場合など一定の事由に該当することにより、保険料を納入することができないと認められる場合は、6か月を限度とする徴収猶予を受けることができる。

(6) 未熟児養育医療費負担金（所管課・保健所健康増進課、時効期間・5年、延滞金等・有）

(i) 制度の概要

生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活力薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成する制度を未熟児養育医療給付制度という。同制度は、給付事務が県から市町村に権限移譲されたことに伴い、平成25年4月1日から申請窓口が新潟県地域振興局健康福祉（環境）部から新潟市の各区役所健康福祉課に変更になった。この制度により総医療費のうち、保険者負担とならない金額（保険外負担）の全てを公費で払った後、所得に応じて発生した自己負担額を未熟児養育医療費負担金という。

(ii) 負担金

未熟児養育医療費負担金の金額は、未熟児の入院日数及び世帯の前年の課税所得税額などに応じて月毎に決定される（但し、生活保護世帯等からは徴収しない）。この自己負担額が決定されると新潟市から「納入通知書」が送付され、金融機関で納入することとなる。納入通知書の送付時期は、各診療月から約2～3か月後となる。なお、この自己負担額は子どもの医療費助成の対象となる場合がある。

(7) 下水道事業受益者負担金・分担金（所管課・下水道部経営企画課，時効期間・5年，延滞金等・有）

(i) 下水道処理が可能となった区域の土地所有者などの受益者に対し下水道管などの施設の建設費の一部を負担させるもので、下水道事業が都市計画事業認可に基づく場合は負担金といい、そうでない場合は分担金という。

(ii) 負担金・分担金は、その土地に一度限り賦課されるもので、1平方メートル当たり300円である。負担金・分担金は、自治会等が所有する施設用地や生活保護受給者が受益者である土地などその土地の利用状況などにより減免される。また、受益者が納付することが困難な場合で、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるときや事故が原因となっているときなどは、徴収の猶予が受けられる。

(iii) 負担金・分担金の賦課に関する決定通知書の郵送が11月で納期は、1年度は年2回、2～5年度目は年4回に分け、5年間で合計18回の分割納付となっている（一括納付もできる）。納付方法は、納付書又は口座振替の二つである。

(8) 清掃手数料（所管課・環境部廃棄物対策課，時効期間・5年，延滞金等・無）

清掃手数料とは、し尿くみ取り料、動物処理手数料、ごみ指定袋等手数料のことである。債権管理課で引受けている清掃手数料は主にし尿くみ取り料であり、くみ取り届出書を新潟市環境部廃棄物対策課に提出し、くみ取り依頼をすることとなる。一般世帯と事業所については、毎月、定期的にくみ取

りを行う。し尿くみ取り料には、定額制（1人1か月370円、但し、月2回以降は1回につき515円）と従量制（18リットルにつき155円）とがある。料金は、2か月に1回（偶数月）に口座振替か納付書で支払うこととなっている。

(9) 生活保護費返還金等（所管課・福祉部福祉総務課，時効期間・5年，延滞金等・無）

(i) 制度の概要

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものである。

(ii) 生活保護費返還金等

- (a) 生活保護の制度において、被保護者が、急迫の場合等において資力（資産，収入）があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（生活保護法第63条）。年金の遡及受給，資産売却代金の受領，保険の解約返戻金の受領，交通事故の補償金の受領があつた場合等に適用される。
- (b) また、不実の申請その他不正な手段により、保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長はその費用の額の全部又は一部をその者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（平成26年改正生活保護法第78条第1項）。稼働収入，各種年金，労災補償金，任意保険金等の過少申告・無申告の場合などに適用される。
- (c) さらに、生活保護費の過払いが生じた場合には2か月程度までさかのぼって生活保護費が減額される。その減額分について被保護者から直接返納させて歳出の戻入手続きをとる場合、現年度の出納閉鎖まで

に返納されなかったものについては、翌年度に歳入として調定することになる（自治令第159条、第160条）。これを生活保護費過年度分返還金という。2か月よりも以前に生じた過払いについては前述の法第63条返還金で対応することになる。

- (10) ひまわりクラブ利用料（所管課・福祉部こども未来課，時効期間・5年，延滞金等・無）

(i) 制度

ひまわりクラブは、就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学生に対し、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、心身の健やかな成長を促すことを目的とする制度である。事業は、新潟市が実施しているが、運営管理は指定管理者制度に基づき、各指定管理者が行い、各ひまわりクラブに専任の支援員を配置して、児童の保護及び育成に当たっている。開設日時は、学校の平常授業期間については放課後から午後6時30分、土曜日、学校の臨時休校、春・夏・秋・冬休み期間については午前8時から午後6時30分（但し、日曜日・祝日及び年末年始は閉設）である。

(ii) 費用負担

利用料は児童1人につき月額6900円で、口座振替を基本とする（なお、おやつや行事などにかかる費用は別途）。但し、利用料については、生活保護世帯は全額免除、市民税非課税世帯は3分の2免除、市民税所得割額1万円未満世帯は2分の1免除、市民税所得割額1万円以上23万5000円未満世帯は3分の1免除という減免区分がある。

- (11) 母子父子寡婦福祉資金償還金（所管課・福祉部こども未来課，時効期間・10年，延滞金等・有）

(i) 制度

本制度は、一時的な資金を必要とする母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・父母のいない児童に必要な資金を貸付けて、それらの人たちの経済的自立を助け、生活意欲の増進を図ることを目的とする制度で、必要な資金の一部を国が負担し、都道府県と政令指定都市と中核市が運営しているものである。

資金の種類としてつぎの12種類がある。

- ① 事業開始資金
- ② 事業継続資金
- ③ 技能習得資金
- ④ 修業資金
- ⑤ 就職支度資金
- ⑥ 医療介護資金
- ⑦ 生活資金
- ⑧ 住宅資金
- ⑨ 転宅資金
- ⑩ 結婚資金
- ⑪ 修学資金
- ⑫ 就学支度資金

(ii) 貸付条件

- (a) 申請者が未就労，または生活保護を受給しているとき，申請者及び連帯債務者が既に他の母子父子寡婦福祉資金の借主又は連帯保証人になっている場合で，その未償還額の合計金額が550万円を超えるとき，事業開始資金貸付，事業継続資金貸付のときは，連帯保証人が必要である。連帯保証人に対し，債務負担について承知しているかについて，面談や電話等により確認している。
- (b) 貸付利率は子どもに係る資金については無利子であるが，その他の資金については連帯保証人を立てる場合は無利子とし，連帯保証人を立てない場合には年1.5%の有利子となる（なお，平成28年4月1日の法改正により年利は1.0%となっている）。償還期限は，資金の種類により，3年間から20年間までとなっている。
- (c) 子どもの学校・就職等の費用を目的とする資金（修学・就学支度・修業・就職支度）には，子どもが連帯債務者となるので借主と一緒に面接することが必要である（但し，小学校・中学校に係る貸付は面接不要）。
- (d) 貸付決定後，新潟市が送付する「借用書」を提出する。この際，貸

付申請者と連帯保証人の印鑑証明書を添付する必要がある。

(12) 市営住宅使用料・駐車場使用料（所管課・建築部住環境政策課，時効期間・5年，延滞金等・無）

(i) 市営住宅（公営住宅）は，公営住宅法に基づくものであり，地方公共団体が建設，買取りまたは借上げを行い，低額所得者に賃貸し，または転貸するための住宅及びその附帯施設で，公営住宅法の規定による国の補助に係るものである。公営住宅法第1条は，同法の目的につき「国及び地方公共団体が協力して，健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し，これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し，又は転貸することにより，国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定している。

(ii) 市営住宅の毎月の家賃は，前年度，入居者からの収入の申告に基づき，当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件，規模，建設時からの経過年数その他の事項に応じ，かつ，近傍同種の住宅の家賃以下で，政令で定めるところにより，事業主体が定める。このように市営住宅の家賃制度は，入居者の収入に応じ（応能），かつ，市営住宅の立地条件，規模，建設時からの経過年数等の条件に応じて定められる（応益）ため，「応能応益家賃」と呼ばれている。一旦決定された家賃に対しても生活保護基準に合わせた減免措置の手続きもある。

(iii) 新潟市営住宅の使用料は，納入通知書により毎月末日（12月分は翌年の1月4日，休日の場合は翌日）までに当月分を納入しなければならない。

(13) 奨学金貸付金（所管課・教育委員会学務課，時効期間・10年，延滞金等・有）

(i) 制度

新潟市では，教育の機会均等を図り，有能な人材の育成を目指して，経済的な理由で修学が困難な若者や社会人を対象とした貸し付けを行っている。若者を対象とする新潟市奨学金制度の貸付額は高等学校等が年額20万円，専門学校，短期大学，大学及び大学院が年額40万円，社会人を対

象とする社会人奨学金制度の貸付額は年額20万円、30万円、40万円の中から申請時に選択をする。1年目は1年分を9月に貸し付け、2年目以降は年に2回（4月、9月）に分けて貸し付ける。いずれの奨学金も無利子である。

(ii) 返還

奨学金貸付金の返還は、卒業後、半年ごとに年2回（7月、12月）である。

(iii) 返還特別免除

新潟市奨学金制度には、卒業後、①新潟市に住所を有している、②当年度に新潟市の市民税が課税されている、③この奨学金の返還及び市税に滞納がない、のいずれにも該当する場合、申請により貸付金総額の4分の1を超えない金額を限度として当年度に返還すべき額の2分の1の額を免除する制度がある。

(14) 市民病院診療費個人分（所管課・市民病院経営企画課、時効期間・3年、延滞金等・無）

新潟市民病院の診療費等の個人分である。

第5 債権管理課創設後の未収金の状況及び緩和措置実績

1 引受債権の収入率の推移

- (1) 債権管理課が創設された平成24年度から同27年度までの債権管理課取扱い引受債権の収入率は【表6-8】のとおりであり、前年度の19.9%から平成27年度は16.6%と急落している。

【表6-8】債権管理課取扱い債権の収入率の推移

		収入率			
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
市税	現年分	42.0%	36.0%	31.1%	26.7%
	滞納繰越分	13.3%	14.1%	13.9%	7.7%
	計	16.7%	16.7%	15.6%	9.0%
保育料	現年分	5.7%	37.1%	44.1%	44.0%
	滞納繰越分	14.9%	14.0%	8.6%	22.5%
	計	14.5%	15.1%	10.2%	23.1%
介護保険料	現年分	19.7%	26.9%	20.2%	17.4%
	滞納繰越分	52.7%	45.6%	39.5%	23.6%
	計	39.0%	39.1%	31.2%	21.7%
国民健康保険料	現年分	29.2%	31.6%	29.5%	28.5%
	滞納繰越分	33.0%	34.7%	22.9%	20.1%
	計	31.8%	33.9%	24.4%	21.9%
後期高齢者医療保険料	現年分	13.2%	12.4%	38.6%	17.8%
	滞納繰越分	16.2%	15.3%	32.2%	25.5%
	計	14.5%	14.4%	33.9%	23.6%
未熟児養育医療費負担金	現年分				
	滞納繰越分		74.9%	4.0%	61.1%
	計		74.9%	4.0%	61.1%
下水道事業受益者負担金・分担金	現年分				
	滞納繰越分	30.6%	26.9%	17.7%	26.7%
	計	30.6%	26.9%	17.7%	26.7%
清掃手数料	現年分	37.5%	52.4%	52.4%	38.4%
	滞納繰越分	23.7%	30.2%	28.9%	39.1%
	計	25.0%	32.9%	31.5%	39.0%
生活保護費返還金等	現年分	0.4%	0.5%	46.9%	10.2%
	滞納繰越分	9.4%	3.1%	6.1%	5.3%
	計	7.7%	3.1%	7.0%	5.4%
ひまわりクラブ利用料	現年分	12.3%	72.7%	63.6%	47.6%
	滞納繰越分	63.2%	68.8%	67.7%	54.3%
	計	62.7%	69.3%	67.0%	52.6%
母子父子寡婦福祉資金償還金	現年分	45.2%	53.9%	55.0%	38.0%
	滞納繰越分	27.8%	20.8%	16.7%	15.5%
	計	29.1%	23.3%	19.7%	17.7%
市営住宅使用料・駐車場使用料	現年分				0.0%
	滞納繰越分	9.2%	21.6%	17.8%	7.7%
	計	9.2%	21.6%	17.8%	7.6%
奨学金貸付金	現年分		0.0%	33.7%	31.6%
	滞納繰越分		53.4%	52.0%	63.8%
	計		46.9%	48.7%	56.3%
市民病院診療費(個人分)	現年分				0.0%
	滞納繰越分	31.0%	26.9%	22.0%	18.9%
	計	31.0%	26.9%	22.0%	18.8%
合計	現年分	32.6%	33.8%	30.9%	28.4%
	滞納繰越分	20.7%	21.3%	17.9%	14.9%
	計	22.8%	23.3%	19.9%	16.6%

- (2) 【表6-8】のとおり、債権管理課扱いの引受債権の収入率は平成25年度以降、毎年度低下している。これは、同期間の同種債権の市全体(所管課扱い分と債権管理課扱い分の合計)の収入率が【表6-9】のとおり、毎年度向上していることと対照的である。債権管理課に対するヒアリングによれば、同課の引受債権は平成24年度に引受けたものが、平成27年度まで約

半数ほど残っているということである。引受債権について、回収業務が進捗すれば回収困難な債権が顕在化する訳であるから、債権管理課の収入率の悪化は職務怠慢ではなく、回収業務進捗の結果といえよう。

【表6-9】引受債権全体の収入率の推移（市全体）

		収入率			
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
市税	現年分	98.9%	99.0%	99.1%	99.2%
	滞納繰越分	25.1%	25.7%	26.1%	27.0%
	計	95.3%	95.8%	96.4%	96.7%
保育料	現年分	98.8%	99.0%	99.1%	99.3%
	滞納繰越分	13.9%	15.6%	14.8%	19.5%
	計	92.6%	93.4%	93.9%	94.6%
介護保険料	現年分	99.0%	99.0%	99.0%	99.1%
	滞納繰越分	19.8%	21.4%	21.6%	21.3%
	計	97.8%	97.6%	97.5%	97.6%
国民健康保険料	現年分	90.9%	91.3%	91.7%	92.3%
	滞納繰越分	21.4%	23.3%	23.1%	22.9%
	計	78.5%	80.1%	80.6%	81.0%
後期高齢者医療保険料	現年分	99.4%	99.6%	99.6%	99.6%
	滞納繰越分	33.8%	38.6%	29.0%	35.0%
	計	98.7%	98.9%	98.9%	98.9%
未熟児養育医療費負担金	現年分	97.1%	99.1%	99.4%	99.1%
	滞納繰越分	0.4%	79.7%	37.3%	31.2%
	計	84.4%	96.9%	97.1%	97.0%
下水道事業受益者負担金・分担金	現年分	94.8%	94.6%	94.8%	94.5%
	滞納繰越分	27.8%	24.6%	25.4%	28.2%
	計	85.3%	85.2%	84.5%	83.6%
清掃手数料	現年分	98.6%	98.9%	99.3%	99.3%
	滞納繰越分	21.1%	21.5%	19.6%	13.8%
	計	95.8%	96.0%	96.1%	96.3%
生活保護費返還金等	現年分	43.0%	55.1%	45.1%	38.1%
	滞納繰越分	6.7%	5.2%	4.6%	5.4%
	計	17.6%	18.5%	17.3%	11.9%
ひまわりクラブ利用料	現年分	98.7%	99.0%	99.0%	99.1%
	滞納繰越分	27.3%	34.8%	30.5%	43.1%
	計	93.7%	95.6%	96.5%	97.9%
母子父子寡婦福祉資金償還金	現年分	89.5%	89.9%	90.6%	90.7%
	滞納繰越分	29.4%	21.1%	18.5%	17.0%
	計	56.4%	56.4%	59.5%	61.9%
市営住宅使用料・駐車場使用料	現年分	97.9%	97.6%	97.6%	97.6%
	滞納繰越分	22.6%	32.6%	26.8%	24.4%
	計	93.0%	93.4%	93.0%	92.6%
奨学金貸付金	現年分	95.5%	95.2%	95.9%	96.1%
	滞納繰越分	38.7%	35.3%	40.5%	40.4%
	計	90.9%	90.4%	90.6%	91.1%
市民病院診療費(個人分)	現年分	91.9%	91.2%	92.1%	91.2%
	滞納繰越分	70.3%	75.7%	76.6%	78.9%
	計	89.1%	89.5%	90.4%	90.1%
合計	現年分	97.8%	98.0%	98.1%	98.3%
	滞納繰越分	23.9%	24.4%	24.2%	24.4%
	計	92.7%	93.4%	93.9%	94.2%

2 引受債権の強制処分件数及び取立額等

(1) 債権管理課の平成27年度引受強制徴収債権1961件のうち、滞納処分等の処分件数と同年度の取立額等を整理すると【表6-10】のとおりとなる。

平成27年度の取立額は、文字通り同年度の取立額であって過年度差押分で平成27年度取立分も含む計算となっている。また、差押に着手したところ、滞納者が自主納付に応じたため差押を解除した場合は、取立額0円という扱いとなっている。

以上の点を無視して単純に差押1件当たりの取立額を計算すると、16万7954円となる。

また、強制徴収債権の差押率は、24.8%である。

【表6-10】平成27年度強制処分等（処分件数、取立等額）

単位:円

強制徴収債権	差押		参加差押		交付要求	
	件数	取立額	件数	取立額	件数	配当額
市税	72	26,520,302	0	0	8	496,100
国民健康保険料	339	42,926,086	5	9,800	17	3,048,243
後期高齢者医療保険料	3	1,586	0	0	1	0
介護保険料	23	745,828	0	0	0	0
保育料	26	8,951,696	0	0	2	0
未熟児養育医療費負担金	2	933	0	0	0	0
下水道事業受益者負担金・分担金	21	2,479,477	1	0	1	0
合計	486	81,625,908	6	9,800	29	3,544,343

(2) 債権管理課の平成27年度引受非強制徴収債権568件のうち、強制執行申立件数と同年度の取立額を整理すると【表6-11】のとおりである。なお、同申立による差押財産は、全て債権（預金、給与）である。

単純に強制執行申立1件当たりの取立額を計算すると、4万5494円となる。

また、非強制徴収債権の強制執行申立率は、2.6%と低い。しかし、後述のとおり強制執行の前提となる裁判件数が少ないので、その意味ではやむを得ない。

【表6-11】平成27年度強制執行（申立件数，取立額）

単位：円

非強制徴収債権	件数	取立額
清掃手数料	1	67
生活保護費返還金等	2	403,027
ひまわりクラブ利用料	3	238,296
母子父子寡婦福祉資金償還金	1	89
市民病院診療費（個人分）	8	40,943
合計	15	682,422

3 平成27年度引受債権の財産別差押件数

債権管理課の平成27年度引受債権の差押（参加差押含む）対象財産と同年度の取立額を整理すると【表6-12】のとおりである。動産等の1件は，国民健康保険の滞納者に対する軽自動車の差押事案である。滞納者の自宅で差押を実施し，タイヤロック後，すぐに自主納付したため，即日差押を解除したという。

【表6-12】平成27年度差押・参加差押対象財産（件数・取立額）

単位：円

	件数	取立額
債権	470	74,985,708
不動産	21	6,650,000
動産等	1	0
合計	492	81,635,708

指 摘

回収効率の良い債権が差押財産の大部分を占めているのは当然として，自動車（動産等）の差押が平成27年度に1件だけというのは非常に少ない。

債権管理課に対するヒアリングによれば，同課創設以来，自動車の差押は上記1件だけであるという。債権管理課が自動車の差押に消極的なのは，保管や換価が容易でない上に，自動車の差押により滞納者の態度が硬化するからであるという。しかし，「回収すべき債権は回収する」のが，債権回収業務の基本である。自動車は差押禁止財産ではないのであるから，差押えるべき自動車は

差押えるのが職務である。差押実施に伴う自動車の占有・保管については、タイヤロックやミラーズロックが活用されている（全国知事会によれば、タイヤロックについては全国の都道府県において導入、東京都で考案されたミラーズロックについても多くの自治体で導入に至っているという）。また、自動車の換価に際しては、インターネット公売が利用されている。しかも、自動車の差押というインパクトにより、未収金の速やかな自主納付が期待できる。加えて、軽自動車税の賦課との関係で新潟市は軽自動車の所有者情報を把握している。このように債権の回収という観点からは、自動車（特に軽自動車）の差押に関し、消極的態度をとる合理的理由が見当たらない。

もっとも、自動車は、滞納者やその家族の営業や通勤の手段として利用されている場合が少なくなく、また、年式が古く換価価値が僅かしか認められない場合もある。しかし、これらの個別・具体的事情は、当該自動車が差押禁止財産に該当するか否か、滞納者に差押自動車の運行、使用を認めるか否か（国税徴収法第71条第6項）、当該滞納者に対し緩和措置を講ずべきか否かの問題であって、自動車の差押につき、消極的態度をとる理由にはならない。

差押禁止や緩和措置等に関する法令遵守の上で自動車の差押を積極的に実施されたい。

4 債権管理課における緩和措置実績

- (1) 緩和措置の適切な執行は、生活に困窮する滞納者に対する福祉的配慮及び自立支援の見地からだけでなく、無駄な債権管理事務を減らし徴収事務全体としての効率化を図る上で重要である。強制徴収債権については滞納処分 of 執行停止、非強制徴収債権については徴収停止、履行延期の特約等、債権放棄が主な緩和措置となっている。
- (2) そこで、債権管理課引受債権に関し、平成24年度から同27年度までの上記緩和措置の実績を調査したところ、【表6-13】のとおりであった。

【表6-13】債権管理課取扱いの主な緩和措置（金額，件数）

単位：円

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
強制徴収7債権 (但し、平成24年度は6債権)	執行停止	66,762,040 (29件)	185,367,246 (38件)	0	4,761,900 (2件)
	履行延期の特約等	0	0	1,247,380 (2件)	1,062,341 (1件)
非強制徴収7債権 (但し、平成24年度は6債権)	徴収停止	0	0	1,240,620 (1件)	987,660 (1件)
	債権放棄	0	639,599 (1件)	5,700,000 (1件)	1,286,658 (1件)

- (3) 強制徴収債権に関し、平成24年度は29件、同25年度は38件の執行停止があったにも拘わらず平成26年度は0件、同27年度は2件となっている。債権管理課の平成27年度の強制徴収債権の引受件数は1961件もあったにも拘わらず執行停止は2件である。徴収対策係に対するヒアリングによれば、執行停止の件数を多くして債権を落とした時には調査が雑になり正確性を欠くきらいがあったので数を減らした、緩和措置まで手が回らないとのことであった。
- (4) 平成27年度の非強制徴収債権の引受件数は、568件あった。しかし、履行延期、徴収停止、債権放棄が各1件に留まった。徴収停止は事実上倒産した法人に対する清掃手数料、債権放棄は破産免責を受けた個人に対する生活保護費である。平成24年度は0件、同25年度は1件、同26年度は4件の緩和措置となっている。
- (5) 債権管理課においては、平成25年度から緩和措置に関する取扱要領の策定を検討していたが、漸く平成27年度に同方針の素案が作成された。

指 摘

債権管理課は平成24年の創設当初から未収金の縮減目標を掲げ、回収業務に注力しているが収入率は改善せず、平成27年度は前年度の19.9%から16.6%に急落した。引受債権の管理業務としては既に「落とすべき債権は落とす」時期に来ていると言わざるを得ない（平成27年度からの第2次債権管理基本方針も同様の認識の上に策定されているものと理解できる）。未収金の縮減は、徴収ではなく緩和措置による債権の消滅によっても実現できる。緩和措置要件の認定には、容易ではない部分はあるが基準の策定により客観化することが可能である。何よりも、同要件を充足している場合には滞納者の福祉

や自立支援の観点から緩和措置の実施が必要な場合がある（国税庁「納税の猶予等の取扱要領」においても緩和措置の実施による納税者との信頼関係醸成の重要性が指摘されている）。

ところが債権管理課は、未収金の徴収に注力するあまり緩和措置の実施件数を減らしてしまった。今後は、緩和措置を積極かつ適切に実施すべきである。

第7章 強制徴収債権の回収に関する事務

第1 引受債権の内容（7債権）

1 引受債権の種類

平成27年度に債権管理課が引受けた強制徴収債権は次の7種類の債権である。

【表7-1】

【表7-1】平成27年度引受債権

	債権名	所管課
1	市税	財務部市税事務所納税課
2	保育料	福祉部保育課
3	介護保険料	福祉部介護保険課
4	国民健康保険料	福祉部保険年金課
5	後期高齢者医療保険料	同上
6	未熟児養育医療費負担金	保健所健康増進課
7	下水道事業受益者負担・分担金	下水道部経営企画課

なお、上記債権の内、

- ・ 介護保険料については、滞納すると将来の保険給付の一時差止、減額
- ・ 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、滞納すると普通の被保険者証より有効期間の短い『短期被保険者証』（短期証）や医療機関を利用する際に一旦全額自己負担を強いられる『被保険者資格証明書』（資格証）に切换えられる

というサービスの制限がある。

その他の債権については滞納があっても、当該制度においては、特段のサービス制限は設けられていない。

2 他の政令市との比較

他の主な政令市で徴収一元化組織を有する市の強制徴収債権の引受状況は次のとおりである。

- さいたま市・・・市税，国民健康保険税，保育料の3種類
- 千葉市・・・・市税，国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，介護保険料，保育料，下水道使用料の6種類
- 相模原市・・・・市税，国民健康保険税，後期高齢者医療保険料，介護保険料，保育料，下水道事業受益者負担・分担金等の9種類
- 浜松市・・・・市税，国民健康保険料，保育料の3種類
- 名古屋市・・・・後期高齢者医療保険料，介護保険料の2種類
- 京都市・・・・高額困難案件を対象に個別に引継
- 大阪市・・・・市税，国民健康保険料，介護保険料，保育料，児童扶養手当返還金，児童福祉施設徴収金，障がい児施設徴収金の7種類
- 岡山市・・・・国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，介護保険料，保育料，下水道事業負担金，農業集落排水事業分担金の6種類
- 広島市・・・・市税，国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，介護保険料，保育料，下水道受益者負担・分担金，児童福祉施設徴収金の7種類
- 北九州市・・・・市税，国民健康保険料，介護保険料，保育料の4種類

新潟市は他の政令市と比べると徴収一元化組織である債権管理課が引受ける債権の種類がやや多くなっている。これは滞納者が数種類の債権を重複して滞納することが多いことから、窓口を一つにすることが市民へのサービスに資するとの考えからである。即ち、債権管理課と所管課が別個に扱っていると重複滞納者は複数の窓口で滞納の理由を説明し、今後の納付計画を相談しなければならないが、そのような無駄を防ごうとするものである。しかし、その結果、債権管理課が引受ける件数が多くなってしまっている。

第2 引受債権数及び債権額

1 平成27年度引受債権

平成27年度に債権管理課が引受けた強制徴収債権の件数と債権額は次のとおりである。（前年度からの継続引受案件と新規引受案件を含む。）【表7-2】

【表7-2】平成27年度引受債権の内訳

	債権名	引受債権	
		件数	債権額（円）
1	市税	597	575,394,186
2	保育料	174	140,644,108
3	介護保険料	111	17,587,930
4	国民健康保険料	969	635,324,939
5	後期高齢者医療保険料	14	2,298,400
6	未熟児養育医療費負担金	2	52,365
7	下水道事業受益者負担・分担金	94	11,716,202
	合計	1961	1,383,018,130

ちなみに、1件当りの平均債権額は、

- ① 市税 963,809円
- ② 保育料 808,299円
- ③ 介護保険料 158,449円
- ④ 国民健康保険料 655,650円
- ⑤ 後期高齢者医療保険料 164,171円
- ⑥ 未熟児養育医療費負担金 26,182円
- ⑦ 下水道事業受益者負担金・分担金 124,640円

となっている。

また、上記引受件数1961件の内、各債権を重複して滞納している者もいるので、人数ベースで見ると引受けた人数は1443人となっている。

2 平成24年度以降の引受件数

債権管理課が発足した平成24年度以降の強制徴収債権の引受件数、引受債権額の推移は次のとおりである。

(1) 平成24年度【表7-3】

【表7-3】平成24年度引受債権の内訳

	債権名	引受債権	
		件数	債権額（円）
1	市税	524	1,643,015,073
2	保育料	258	233,641,666
3	介護保険料	99	19,745,200
4	国民健康保険料	1709	1,326,729,627
5	後期高齢者医療保険料	10	1,163,300
6	下水道事業受益者負担・分担金	175	38,988,893
	合計	2775	3,263,283,759

(※1 市税の524件は世帯数であり、人数では1150人である。)

(平成24年度は未熟児養育医療費負担金を引受けていない。)

(2) 平成25年度（25年度以降は前年度からの継続引受案件と新規引受案件の合計である。）【表7-4】

【表7-4】平成25年度引受債権の内訳

	債権名	引受債権	
		件数	債権額（円）
1	市税	981	1,443,531,934
2	保育料	233	188,450,426
3	介護保険料	91	15,329,700
4	国民健康保険料	1386	1,022,953,358
5	後期高齢者医療保険料	19	2,235,900
6	未熟児養育医療費負担金	6	361,699
7	下水道事業受益者負担・分担金	125	27,576,749
	合計	2841	2,700,439,766

(3) 平成26年度【表7-5】

【表7-5】平成26年度引受債権の内訳

	債権名	引受債権	
		件数	債権額（円）
1	市税	817	667,087,989
2	保育料	203	162,060,863
3	介護保険料	141	20,847,400
4	国民健康保険料	1213	786,486,931
5	後期高齢者医療保険料	20	2,661,100
6	未熟児養育医療費負担金	2	54,532
7	下水道受益者負担・分担金	99	15,101,959
	合計	2495	1,654,300,774

以上のとおり、債権管理課が発足した平成24年度から順次、引受件数、引受債権額を減らしている。

第3 債権の引受基準

1 債権引受の方針

債権管理課が発足した当初は、滞納高額案件を優先して所管課から債権管理課に引継いでいたようであるが、平成26年度から高額案件を優先とせず、市税と国民健康保険料の重複滞納者を優先して引受けるようになっている。高額滞納案件の処理を終えたわけではないが、債権管理課を設置した目的である窓口を一つにした市民サービスを重視し、方針を改めたものである。

2 平成27年度引受基準

平成27年度の引受基準は次のとおりである。

- ① 市税と国民健康保険料の重複滞納者を引受ける。
- ② 保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道事業受益者負担・分担金は①と重複する者のみ引受ける。
- ③ 未熟児養育医療費負担金は徴収支援のみとし、引受けない。

- ④ 原則として新規案件の引受はしない。即ち、平成27年度の引受案件は前年度からの継続案件のみとした。（但し、最終的には保育料2件、下水道事業受益者負担金17件の合計19件の新規案件を引受けた。）

第4 債権の管理・回収

債権管理課が引受けた案件について、管理・回収業務が適正になされているか、どのようになされているかを監査するため、

- (1) 平成27年度末で所管課に返還され翌年度は引受けていない各債権から、
- 市税・・・・・・・・・・ 5件
 - 保育料・・・・・・・・・・ 5件
 - 介護保険料・・・・・・・・ 5件
 - 国民健康保険料・・・・・・ 5件
 - 後期高齢者医療保険料・・ 4件（該当する件数が4件のみのため）
 - 未熟児養育医療費負担金・ 1件（該当する件数が1件のみのため）
 - 下水道事業受益者負担金・ 5件
 - 同 分担金・ 5件（合計35件）
- (2) 平成28年度も継続して引受けている各債権から、
- 市税・・・・・・・・・・ 5件
 - 保育料・・・・・・・・・・ 5件
 - 介護保険料・・・・・・・・ 5件
 - 国民健康保険料・・・・・・ 5件
 - 後期高齢者医療保険料・・ 5件
 - 未熟児養育医療費負担金・ 1件（該当する件数が1件のみのため）
 - 下水道事業受益者負担金・ 5件
 - 同 分担金・ 5件（合計36件）

合計71件を抽出し、個別の記録（債権管理課内共通システムに入力された管理経過をプリントアウトしたもの及び分納誓約書や生活・財産状況申出書等滞納者の個人記録・資料をまとめたもの。以下、この章では「個別記録」と略称）を検討した。（1）はほぼ滞納状態を解消し得たもの若

しくは完納の目処がついたもの、(2)は完納の目処が立たず引き続き債権管理課での対応が必要となるものであり、以下に述べる納付相談や滞納処分(差押)等の対応に差異があったか否かを検証しようとしたものである。なお、この個別記録には滞納が始まった当時から(市税及び国民健康保険料等については平成10年代初頭からのものも多い。)の所管課における対応、滞納者とのやり取りや財産調査、滞納処分等も記載されているものであり、そのようなやり取りが比較的詳細に記載されているものを抽出した。以下、その結果についても各項において適宜触れることとする。

1 引継時における債権の確認

債権管理課は上述の引継手順に従って各所管課から引継リストを受領すると全債権の名寄せ作業をし、滞納者ごとに滞納債権の種類、金額等を把握する。しかし、各滞納債権の金額については改めての確認作業はしていない。引受件数の多さからすると、債権管理課で改めて確認することは困難であり、その正確性は各所管課において担保すべきものである。

なお、平成27年度の引受案件は、ほぼ前年度からの継続案件であり、この点からも改めての金額の確認は不要なものである。

2 引受通知の発送(新規引受案件)

- (1) 新規の引受案件については、各所管課から滞納者に対して「引継予告通知書」(【資料7-6】)を発送する。この通知書では、指定期日までの一括納付を求め、納付されないときは債権管理課に引継ぐことをあらかじめ通知するとの内容になっている。債権管理・回収の特別部署に移管するとの内容で、これにより少しでも自主納付を促そうとするものである。

平成27年度は指定期限を7月3日として6月23日にこの通知書が発送された。指定期限後、納付の有無を確認し、未解決事案について引き継ぐことになる。この未解決事案の確定を経て7月16日を債権管理課への引継日としている。

【資料 7-6】引継予告通知書

強制徴収債権用 【H27 新規（無反応者）】

問い合わせ番号 150011

新〇〇第 号

平成 27 年 6 月 23 日

951-8550 (A 案)

新潟市中央区学校町通 1-602-1

<氏 名> 様

新潟市〇〇部〇〇〇課長

(担当 係)

〇〇料滞納事案引継予告通知書

あなたが滞納している〇〇料については、これまで督促状や催告書等により納付のお願いをしてきましたが、いまだ納付されておられません。

については、下記指定期日までに必ず納付してください。

指定期日までに納付されない場合は、今後あなたの別紙記載の債権を、新潟市財務部債権管理課に引き継ぐこととなりますので、あらかじめ通知します。

記

- 1 指定期日 平成 27 年 7 月 3 日 (金)
- 2 滞納額 1,000,000 円 (別途延滞金を要します。)

- ※ 指定期日までに完納できない特別な事情がある場合は、下記担当までご相談ください。
- ※ 現在分割納付を実施していても、指定期日までに完納されない場合は、債権管理課に引継いたします。
- ※ 既に納付されている場合は行き違いですのでご容赦ください。

連絡先

〒951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市〇〇部〇〇課 〇〇係

電話 025-226-1523 (直通)

(2) 債権管理課は引受けた新規案件について、滞納者に対して「引受通知書兼催告書」(【資料7-7】)を送付する。この通知書でも指定期日までの一括納付を求めるが、納付できない場合について次のように通知している。

- ① 指定期限までに完納できない特別な事情がある場合は相談してください(納付相談の態様)。
- ② 納付相談については従前の各所管課では応じられず、債権管理課のみであり、予約制となっていること。
- ③ 指定期限までに完納されていないときは財産調査の上、差押等の滞納処分を行うことになること。

平成27年度は指定期限を8月12日として8月4日にこの通知が発送された。

【資料 7-7】 引受通知書兼催告書

強制徴収債権用【H27 新規（無反応者）】

税 国

問い合わせ番号 150011

新債第 号

平成 27 年 8 月 4 日

951-8550

(A 案)

新潟市中央区学校町通 1-602-1

<氏 名> 様

新潟市財務部債権管理課長

(担当 徴収対策係)

新潟市債権徴収事務引受通知書兼催告書

あなたが滞納している下記債権の徴収事務について、<〇〇課><〇〇課><〇〇課>から引き継ぎを受け、当課が担当することになりましたので通知します。

ついては、下記指定期限までに必ず一括にて納付してください。

指定期限までに完納できない特別な事情がある場合は、下記担当までご相談ください。

記

- 1 指定期限 平成 27 年 8 月 12 日 (水)
- 2 滞納額 1,000,000 円 (別途延滞金等を要します。)
- 3 引受債権名 <〇〇料><〇〇料><〇〇料>

※ 納付相談窓口は、債権管理課のみです。相談は予約制とします。(同封の「債権管理課での納付相談方法について」をご参照のうえ、電話で予約してください。)

なお、債権管理課以外では相談出来ません。

<相談の際に必要な書類>

- ・ 収支状況がわかる書類・印鑑
- ・ 同封の「生活・財産状況申出書」(あらかじめ記入のうえ、お持ちください。)

※ 指定期限までに完納されない場合は、財産調査のうえ、財産差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、あらかじめ通知します。

※ 既に納付されている場合は行き違いですのでご容赦ください。

連絡先

〒951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市財務部債権管理課 徴収対策係

(市役所本庁舎 本館 2 階 25 番)

電話 025-226-1523 (直通)

意見

債権回収業務においては滞納処分（差押）が最も効果的なものであるし、滞納者からすると財産収入を差押えられることが最も恐れることであろう。自主納付を促すのであれば各所管課が発送する「引継予告書」においても単に特別部署への移管を通知するだけでなく、滞納処分が間近であることも通知すべきである。

3 納付相談

- (1) 債権管理課が発送する引受通知書でも滞納債権について一括納付を求める内容となっているが、この通知を受けたからといって一括納付がなされるケースは希有である。現実には各期別の少額の納付金を納付できずに滞納状態になっているのであるから、一括納付しうる状況にないことが前提となっている。

ちなみに、平成27年度に前年度から継続して債権管理課が引受けた市税及び国民健康保険料の滞納者各5件の個別記録から見ると、引受けた当初の滞納額は、

市税	5件総額	291万3818円
	1件当たり平均	58万2763円
	(最多額は)	129万5405円
保育料	5件総額	476万1305円
	1件当たり平均	95万2261円
	(最多額は)	129万5405円
国民健康保険料	5件総額	409万9500円
	1件当たり平均	81万9900円
	(最多額は)	144万5300円

となっている。

他の3種類の債権はそれぞれの滞納額自体は高額ではないものの、市税・国民健康保険料との重複滞納者であるから、一括納付となると少なくとも数十万円、多いと百万円を超える納付となり、実際には不可能な状態であることは明らかであろう。

本来、滞納者が督促を受けても指定期限までに納付しないときは差押手続を取らなければならないこととされているが、手間ひまを考えれば全て

の引受債権について差押手続を取ることは不可能であるし効率的でもない。納付の意思のある滞納者には自主的に納付させることが合理的であり、納付相談はそのために行われるものである。

従って、債権管理課が行う納付相談の現実的な目的は、いかにして滞納者に納付計画を立てさせ、短期間に、自主的な分割納付を実現させるかということになる。

- (2) 引受けた債権についての納付相談は同課のみが対応することとし、各所管課は応じていない。債権管理課が発送する引受通知書にはそのことが明記され、同課による相談は完全予約制とし、先ず電話で相談日時を取り付けなければならないこととされている。引受通知書には財産調査のうえ差押等の滞納処分を行うことも予告されているため、この引受通知書に反応して電話をかけてくるケースは個別記録の検討結果からも多く見られる。

債権管理課がまとめた平成27年度処理状況によると、平成27年度に引受けた強制徴収債権の人数ベースでは1443人の内、来庁して納付相談を行ったのは934人となっている。約6割強の滞納者が債権管理課に納付相談に来庁していることになる。

引受通知書には「生活・財産状況申出書」も同封されており、納付相談日には記入して持参するよう指導され、また収支状況のわかる資料（領収証、契約書等）も持参するよう指導されている。

- (3) 「生活・財産状況申出書」（【資料7-8】）には直近2か月の収入支出状況の他に給与所得者であれば勤務先、給与の振込先銀行等、個人事業者であれば取引先、取引銀行等、また受給している年金の種類、不動産の所有の有無や加入している生命保険等を記す欄が設けられている。

これらの情報は納付計画立案の相談に資すると同時に将来的には滞納処分（差押）をする準備として情報を得ておこうとするものである。それ故に納付相談に来庁しても「生活・財産状況申出書」を持参しない者は多い。監査した個別記録中にこの「生活・財産状況申出書」が提出されているケースの件数は次のとおりである。なお、提出されているケースでも作成日付からすると納付相談のその場で記載させているものがほとんどと思われるが、重要な情報であるから相談当日であっても極力記載するよう指導すべきである。

[個別記録中、生活・財産状況申出書が提出されていた件数]

市税	10件中4件（この4件はいずれも平成28年4月に所管課に返還されている事案である。）
保育料	10件中5件（2件が返還事案）
介護保険料	10件中7件（4件が返還事案）
国民健康保険料	10件中8件（4件が返還事案）
後期高齢者医療保険料	9件中2件（2件とも返還事案）
未熟児養育医療費負担金	2件中0件
下水道事業受益者負担金	10件中1件（未返還事案）
下水道事業受益者分担金	10件中0件

他方で納付相談の担当者は相談に際して「交渉記録メモ」（【資料7-9】）を作成しているが、個別記録を見る限り、担当者の個人的メモと見うるものであり、後任担当者にとっては余り役立っていないものと思われる。「生活・財産状況申出書」を提出しない者については同内容の交渉記録メモを作成するよう心がけるべきものである。

【資料7-8】生活・財産状況申出書

生活・財産状況申出書						
宛先	新潟市長	平成	年 月 日			
	住所 〒					
	氏名	⑥				
	固定電話					
	携帯電話					
<p>私が新潟市に対して有する債務を一括支払いできない事情を説明するにあたり、生活財産状況を以下のとおり申し上げます。</p>						
収入の部	● 個人事業等による収入のある方（資料を添付してください）					
	最近2ヶ月の状況	月分	月分 業種/略号			
	売り上げ	円	円 具体的事業内容			
	経費	円	円 取引金融機関名/支店名			
	差引営業所得	円	円 事業用借入残高			
				円		
	● 給与・年金・手当等による収入のある方（給与明細・振込み口座の通帳を添付してください）					
	勤務先・年金の種類	（勤続年）・ 共済・厚生・国民・企業・その他				
	最近2ヶ月の状況	月分	月分	振込先金融機関名 支店名		
	給与収入額	円	円			
年金・手当収入額	円	円				
他の家族の収入1	円	円	氏名・続柄： 勤務先等：			
他の家族の収入2	円	円	氏名・続柄： 勤務先等：			
世帯の収入合計	円	円	備考：			
支出の部	● 世帯支出の状況（領収書等の資料を添付してください）					
	最近2ヶ月の状況	月分	月分	詳細・内容等		
	国税・地方税等	円	円	滞納 無・有（円）		
	健康・介護保険料	円	円	加入中の健康保険 組合・協会・国保・後期高齢		
	年金保険料	円	円	支払中の年金保険 共済・厚生・国民・企業		
	家賃（含共益費）	円	円	家賃滞納 無・有（ヶ月分・円）		
	食費	円	円	世帯の人数 本人を含めて 人		
	電気・ガス・水道等	円	円	滞納の有無 無・有（円）		
	医療費	円	円	受診者名		
	電話代等の通信費	円	円	内容：		
	教育費・新聞等	円	円	子供の学年・塾等		
	生命保険料等	円	円	保険会社名・内容		
	住宅ローン	円	円	残債・残期間 円・年 ヶ月		
	他のローン（1）	円	円	残債・残期間 円・年 ヶ月		
	他のローン（2）	円	円	残債・残期間 円・年 ヶ月		
	ガソリン代等	円	円	内容：		
	自動車の任意保険	円	円	保険会社名：		
	慶弔費	円	円	内容：		
	その他	円	円	内容：		
	世帯の支出合計	円	円	備考：		
財産等の部	自動車（有・無）	メーカー・車種・年式（	・H 年式）	次回車検	年 月	
	不動産（有・無）	土地（所在）		（地目）	（面積） m ² ・坪	
		建物（所在）		（種類）	（床面積） m ²	
	預貯金（有・無）	金融機関・支店名（	銀行 支店）	種別・残高：	預金	円
	生命保険（有・無）	保険会社名・保険の種類			契約時期	
	有価証券（有・無）	種類・銘柄（株式・債券）		預け先	額面金額	円
生活保護	以前受給・現在受給中・現在申請中（H 年 月 日から迄）					

※ 別紙「債権管理課での納付相談方法について」の裏面に記載例があります。ご参考になさってください。
この「生活・財産状況申出書」を丁寧かつ正確に記載することは、迅速かつ効果の高い相談結果を得ることに繋がります。

【資料 7-9】交渉記録メモ

交渉記録メモ					
		債権名 税 国 後 介 保 下 未 清 住 ひ 母 生 病 奨			
個人コード		滞納者			
日付	平成 26 年	月	日 ()	来庁者	
	午前・午後	:			
				続柄 ()	続柄 ()
交渉記録 (対応職員 ,)					
納付	有	無	金額		
次回納付相談	有	無	日付	月	日 午前・午後 :
他課への連携 (例: 区民生活課へ短期証交付依頼等)	有	無			

意見

納付相談に際し、「生活・財産状況申出書」を持参しない者には、極力、相談の場で丁寧に説明しながら記載させ、記載を拒む者との相談では単にメモを取るのではなく、「生活・財産状況申出書」の記載欄に沿って情報を収集し、後任者やその後の滞納処分にも十分資するよう意識した交渉記録メモを作成されたい。

(4) 納付相談における納付交渉の心がけ及び手順について、債権管理課では概ね次のようなマニュアルを作成している。

- ① 一括納付を求める。
- ② 一括納付できないと主張する滞納者にはできない理由を聞き、分納理由が妥当かどうか判断する。
- ③ 滞納者にいつまでに完納するという納付計画を提示させる。
- ④ 現年分の納期内納付を慫慂する。
- ⑤ 分納履行中であっても差押等の滞納処分を行うことを明確に伝える。

このマニュアルの内容は妥当なものと考えられる。実際にもこのような手順を踏みながら、基本的には6か月で、長くとも1年で滞納債権の完納をめざして相談が行われる。

個別記録を見る限り、担当者は「生活・財産状況申出書」の内容や聞き取りから支出の中で削減すべき支出を助言し、消費者金融からの借入やカードローン、住宅や車のローン等の私債権より税等の公債権を優先して支払うべきこと等を粘り強く説得している。

また実現不可能と思われる納付計画や余りに少額な、或いは他の私債権の支払を優先させようとしている納付計画は拒否し、実現可能且つ早期完納に繋がるよう計画を立てさせるために何度も何度も来庁相談を促し、相談を繰り返している。

概ね、妥当と考えられる上記マニュアルを遵守した運用がなされている。

(5) このような交渉の結果、一括納付が原則とはいいながらも、実際には6か月ないし1年で完納が見込める納付計画が策定される案件については、計画を了として、当面その計画どおりの納付がなされるか否かを見守ることになる。

もっとも、見守ると言っても何もしないのではなく、納付場所を債権管理課と指定して定期的に来庁させて納付状況を確認し、或いは金融機関で納付する場合にはその都度債権管理課に電話を入れさせている。

納付書の発行についても、1度に数回分の納付書しか交付せず、使い切った納付書がなくなったら滞納者から納付書発行要請の連絡を入れさせる等、とにかく滞納者との連絡が途絶えないように留意していることが窺われる。そして、計画どおりの納付が続けられていると励ましもし、納付意識を持ち続けるよう指導している。

他方で、1年での完納が見込めない納付計画を甘受しなければならないケースも多々ある。特に、市税や国民健康保険料は過去の滞納分の納付の他に現年度分の納付も必要となるケースが多く、原則現年度分は完全納付、プラス過年度分の分割納付とすることから、滞納金額の大きな案件では6か月ないし1年では完納の目処を立てることが困難なケースが多いのが実情である。このようなケースばかりでなく、相談時に収入や財産を聞き出しても、失業や疾病等の理由で、1年で完納する能力がないと判断せざるを得ないケースは長期間の分納計画をやむなしとせざるを得ないものである。そして、分割納付期間が長くなればなるほど途中での挫折、不履行が多くなることは自明の理である。

更に、せっかく計画を立て、債権管理課が了とした分納計画でも、実際にはその計画どおりに納付されないケースも多々ある。

このようなことを踏まえ、納付相談においては、納付計画を策定しつつも、別途、財産収入が発見されたときは滞納処分（差押）も並行して行う可能性があることを告げることとされているのである。

- (6) 債権管理課が引受けている強制徴収債権は7種類であるが、納付相談に際しては各債権に特別の差異はないようである。

もっとも国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については滞納額が膨らむと通常の被保険者証より有効期間の短い短期被保険者証や医療機関にかかる際に一旦は全額自己負担となる被保険者資格証明書に切り換えられる。個別記録を見ても、現に医療機関において治療を必要とする滞納者にとっては、特に被保険者資格証明書に切り換えられることはそれなりの負担となることから、納付相談においても納付を促す一つの有効な材料となっている。

これに対して、介護保険料も同じく滞納額が膨らむと将来の保険給付の一時差止や減額といったサービスの制限を受けるものであるが、納付相談においてそのことを指摘しても余り納付への効果は上がっていないようである。将来受け得るサービスといっても不確実なものであるし、現在の生活を重視している結果であろう。

- (7) 債権管理課の引受債権の内、約6割の滞納者は債権管理課に納付相談に来庁していることは上述のとおりである。納付相談に来庁した者は納付計画どおりの納付が途中で途絶えるにしても、納付を意識づけることはできた者と言えよう。

問題は債権管理課からの引受通知が送付されても反応しない滞納者も4割近くいることであり、このような無反応者にどのようにして納付相談を促すか、納付を意識づけるかが要検討事項となろう。この点について言えば、現在の引受通知書の「財産調査のうえ、差押等の滞納処分を行うこととなります」という記載は余りに一般的な表現になっており、いま一つ滞納者に切迫感が伝わっていないのではないかと考えられる。

例えば、市税の内、固定資産税の滞納や軽自動車税の滞納においては対象となる不動産や軽自動車は容易に特定しうるのであるから、引受通知書にこれら対象となる財産を明記して差押えることを表記することが望ましいと考えられる。そして7種類の債権の管理を一元化している効果として市税以外の債権の滞納者についても不動産や軽自動車等の財産を所有することが判明している場合には、同様に引受通知書に差押える財産を表記しうると思われる。

意見

債権管理課から発送する引受通知書兼催告書では「指定期限までに相談のない場合は、財産調査のうえ、財産差押などの滞納処分を行うこととなります」と記載されているが、各所管課からの引継資料の中から差押対象を探し出し、具体的にその対象を差押える旨明示することを検討されたい。そのためにも所管課との連携を更に密にされたい。

4 財産調査

- (1) 債権管理課が発送する引受通知書を受領しても全く反応のない滞納者や納付相談で納付計画を策定しても計画どおりに納付を履行しない滞納者に対しては滞納処分（差押）によって債権を回収するしかない。そもそも強制徴収債権の回収に準用される国税徴収法では、滞納者が督促を受けても完納しないときは、徴収職員は滞納者の財産を差押えなければならないと規定されている。

この差押手続の準備として財産調査をすることになる。

強制徴収債権については国税徴収法等に基づく調査権が与えられており、滞納者本人に対してはもちろんのこと、滞納者の財産を占有している第三者や滞納者に対して債権債務のあるものなどについて質問や検査をすることができる。とされている。

- (2) 債権管理課では財産調査についてもマニュアルを作成している。それによれば、滞納者の信用を損ない一般債権者との関係を悪化させる恐れを考慮し、影響の少ないものから調査に着手することとし、一般的には預貯金調査を要としてその取引状況から各調査に派生することとしている。

このような方針は債権回収の実現性、効率性からしても、至極妥当なものと考えられる。以下に実際の運用と問題点を検討する。

(i) 預貯金調査・・・銀行や郵便局等の金融機関への照会

- (a) 預貯金の照会は残高の有無だけでなく、取引明細から給与の支払状況や生命保険加入の有無、滞納者の財産や生活状況の把握、他の財産調査の足掛かりとして重要とされている。

しかし、個別記録を見ると平成27年度中に預貯金照会をした旨の記事は少ない。債権管理課が所管課から引受ける以前の所管課時代の記事を見ても、例えば市税の個別記録10件中7件に預貯金照会の記事が記載されているが、保育料の記録10件では2件しか、国民健康保険料の記録10件では1件しか記載されていない。後述のとおり預貯金調査の重要性は認識しながらも、引受債権全般について預貯金調査をするのではなく、時効間近な債権について調査をしているというのが実態のようである。

(b) 預貯金調査での問題点は、どの金融機関に照会するかである。

新潟市内の地方銀行では概ね本店や事務センターあての照会で一括照会（各支店での取引を含む）に応じてもらっている。また郵便貯金については新潟県内居住者の貯金は長野貯金事務センターあての照会で一括照会が可能となっている。従って取引のある金融機関さえ該当すれば容易に調査が可能となる。

ところが、個別記録を検討すると「取引なし」との回答も散見される。滞納者が取引していそうな金融機関を探り当てることは実際には難しいことである。このため、上述のように納付相談に応ずる際には「生活・財産状況申出書」を徴することとしているものであるが、納付相談に来庁しない滞納者からは情報を取得することができない。

この点では滞納者が不動産を所有している場合には早期に不動産登記事項証明を取得し、金融機関の担保権が設定されていないかを確認することが一方法となるであろう。

或いは電力会社、ガス会社、水道局等公共料金の支払状況（口座引落か否か、どの金融機関の口座か）について各会社等に照会することも一方法であろう。

更に、滞納者の滞納以前の納付状況を確認することやいずれの金融機関で納付していたかを確認することも手がかりの一つとなるのではないかと考えられる。その意味でも各所管課と連携を密にすることが肝要であろう。

(c) 債権管理課の現在行っている預貯金調査は、一度に滞納者30人分の一覧表を作成して金融機関に取引を照会する一括調査と時効間近の滞納者について個別に行う調査を併用しているようである。

一括調査においては引受債権の滞納者全員について行っているわけではない。基本的には、前年度までに調査実績のない者を調査対象とし、また滞納処分を実施中の場合は調査対象としないとしている。このような基本方針のもと、平成27年度に照会した数は、一括調査及び個別調査を合わせても、人数ベースで総滞納者1443人中627人でしかない。

一人の滞納者について複数の金融機関に照会しているがその延数では

2548件となっている。

確かに債権管理課の引受件数からすると、全ての引受滞納者について預貯金照会をするとすると事務的な負担は多大なものであろう。しかし通常人の生活においては給与や年金の受給のために、或いは公共料金の支払やローン・クレジットの利用のためにも金融機関を全く利用しないで生活することは困難であることを考えると、最低でも1年に1度は全ての滞納者について預貯金照会をすべきであると考えられる。

意見

財産調査の内、預貯金調査については要となる調査でもあるので、既に滞納処分実施中等の例外を除き、原則として引受けた全滞納者について1年に1度は金融機関に対する照会を行うのが望ましい。

(ii) 給与調査

- (a) 滞納者が給与所得者である場合、預貯金調査によって支払者・勤務先が判明することもあるし、預貯金口座以外でも新潟市では市民税オンラインシステム等で給与支払報告書（給報）や確定申告書資料から勤務先を調査することができることとなっている。これらによって得た情報を元に勤務先に支払給与額等を照会することになる。

給与の差押は支払われる全額が差押可能となるものではなく、所得税や社会保険料等を控除した残額が差押可能となるため、勤務先が知っているだけでは給与差押はできず、勤務先から差押可能額の情報を得なければならないと考えているからである。

この点、民事執行としての給与債権差押手続等では、控除額・差押可能額は勤務先が独自に計算し、差押債権者や裁判所と協議して確定するようなことはしていない。債権管理課では回収の実をあげるため、勤務先との良好な関係を築くことを念頭に、電話での説明や協議等も含めてスムーズに差押可能額を確定しようとしているものである。

- (b) 勤務先への正式な照会文書を発送する前段階として、給与照会事前通知書（照会予告書）を滞納者に送付することが奨励されている。一つには差押までに日数がかかると予想される場合にこの通知を出すことにより、市税については6か月時効の完成を延ばすことを目的とし

ているようであるが、正式な照会書の発送では回答書や控除額の説明書等添付書面も必要となるところ、事前通知書はその旨の1枚ものの通知であり事務手続的にも効率的でありながら、これに反応して自主的に納付に応じてくる場合もあるようである。滞納者としては給与差押が迫っていることを知っても、簡単に現在の仕事を辞めることはできないと考えるからであろう。差押手続に至る前に納付されることは望ましいことであるから、このような通知も活用されるべきであり、個別記録を見てもこの事前通知書の発送が散見される場所である。

なお、現在の事前通知書の発送は勤務先ではなく滞納者に対してなされている。勤務先に発送すると滞納者に退職を迫ることも考えられるので滞納者の退職を防ぐためには、現在の方法がよいと考えられるが、滞納者には勤務先が判明していることを明示して通知するのがより効果的と考えられる。

意見

給与照会手続において現在行われている給与照会事前通知は滞納者あてになされており、滞納者の退職を防ぐためにはよい方法と考えられるが、この通知に際しては勤務先が判明していることを必ず明示して通知されたい。

(iii) 保険契約調査

(a) 生活・財産状況申出書の記載や預貯金調査による保険料の支払（引落）から各種保険契約の締結が判明すると、当該保険会社に解約返戻金請求権の有無を調査することになる。返戻金のない掛け捨ての生命保険や自動車の損害賠償任意保険等のようにほとんど解約返戻金のない保険契約もあるが、相当額の返戻金のある保険契約もありうる。

(b) 個別記録を見ると、市税や国民健康保険料を滞納しながらも、万一に備えて生命保険料は払い続けているケース、子どものための学資保険料を払い続けているケースも散見される。

差押手続に着手する前の調査段階で自主納付がなされればそれにこしたことはないが、給与調査と異なり、ここでは事前通知（予告）をすると差押前に滞納者自身によって解約され、解約金を隠される可能性も大いにあり得るので、解約予告通知は差押後になされることとさ

れている。

(iv) 売掛金等調査

滞納者が個人事業者や法人である場合、預貯金の取引明細から取引先が判明すれば、その取引先に売掛金の有無や金額を照会することになる。

また、税務署に赴いて確定申告書の附属明細書から売掛先を割り出そうと調査しているケースもあった。もっとも、滞納者は国税も滞納しているケースが多く、回収・取立の点では国税と市税等はライバル関係にも立つことから、情報交換が定期的・頻繁にされるものではない。

(v) 不動産調査

(a) 滞納者が新潟市内に不動産を所有しているか否かを調査するのは資産税担当課から固定資産税の名寄帳を入手すればよく、比較的容易な調査である。

(b) 滞納者が不動産を所有していることが判明し、差押を検討するときは更に隣接する非課税の公衆用道路等の有無とその地番を確認するため資産税担当課から税務地図を取り寄せることとされている。

他方で不動産所在地の法務局（但し、コンピュータ化されている証明書は所在地がどこであっても、新潟地方法務局で取得できる。）から登記事項証明書（登記簿謄本）を入手し、既になされている差押の有無や担保権の設定状況等を調査することになる。なお、この登記事項証明書の申請に際しては共同担保目録の交付も併せて申請すれば、新潟市外に所有する不動産も把握できる場合もある。

(c) 個別記録を見る限りでは、不動産を所有している全ての滞納者について不動産調査をしているわけではなく、具体的に差押を検討しようとする滞納者について個別に調査をしているようである。引受件数からすれば全ての滞納者について名寄帳を入手することは非効率であるし、差押を検討する事案について調査することもやむを得ないと思われる。しかし、上述のとおり取引している金融機関の把握のためにも不動産調査・登記事項証明書の入手は役立つこともあることに留意すべきであると考えられる。

(vi) 搜索

- (a) 強制徴収債権の回収について準用される国税徴収法では、滞納処分のために必要があるときは、滞納者の物または住居その他の場所について搜索することができる旨が定められている。更に親族や第三者が滞納者の財産を所持しながら引渡さないときは、第三者の物または住居その他の場所についても搜索できることが定められている。

搜索は、主として差押えるべき財産を発見するために、相手の意思の有無にかかわらず行う職権による強制調査である。刑事事件で司法警察員が行う搜索と同様であり、強力な調査権である。滞納者の住居や事務所・営業所等に立入り、金庫やタンス、戸棚や鞆等を搜索する。

しかし、搜索には必ず立会人をおこななければならない、滞納者や同居の親族が立ち会えばよいがこれに応じない場合や不在の場合に備えて市の吏員や警察官の立会人を用意し、或いは滞納者が玄関や金庫の開錠に応じない場合に備えて開錠業者を同行する等事前準備も必要となる。このような準備も含めて綿密な搜索計画を立案することも必要となる。

- (b) 搜索は強力な財産調査の方法ではあるが債権管理課の職員だけでなく外部の者も含めた複数人でせざるを得ないし、そのための綿密な計画立案も必要となる等手続的には容易なものではない。そのためか、債権管理課の過去の統計資料を見ても平成26年度に1件なされたのみで平成27年度には1件もなされていない。

但し、個別記録の中には、平成27年度に1件搜索計画が立案され、実際に滞納者の住居に赴いた事案があった。

この事案は滞納者本人だけでなく家族も市税及び国民健康保険料の滞納があり、分割納付をしてはいるがそれ以上に納付能力があると思われる事案である。そして以前に所管課での相談時に提出した決算報告書に著名な画家の絵画3点等が記載されていたことからこれらを搜索して差押えることが計画された事案であった。結果的には滞納者の自宅において搜索開始直前に親族に滞納状況及び搜索について説明したところ、親族が預金を解約して滞納分を完納したため搜索には至らなかったというものである。実際の搜索には至らなかったものの、搜索が滞納者や親族に納付を意識づける有力な方法であることを示して

いた。

特に価値ある動産を所有していることが窺える滞納者については捜索も活用すべきである。

意見

財産調査の方法として、捜索はほとんど利用されていないが、滞納者が価値ある動産を所有していることが窺える事案では、効果の大きさに鑑み、捜索手続を取ることを検討されたい。

5 差押

(1) はじめに

債権管理課が滞納者に引受通知を発送しても反応のない者或いは納付相談に来庁し納付計画を策定しても計画どおりの納付がない者に対しては差押（滞納処分）によって強制的に徴収することになる。

滞納処分は地方税法により国税徴収法の滞納処分の例によることとされているが、国税徴収法では滞納者の国税についてその財産を差押えなければならないとされてもいる。

平成27年度に債権管理課が行った差押の詳細は後述するが、債権管理課が創設された平成24年度以降の差押の実績の概要は次のとおりである。

【表7-10】平成24年度

	件数（件）	差押額（円）	取り立て額（円）
債権差押	16	16,241,271	7,429,596
不動産差押	8	149,021,838	8,181,194
動産差押	0	0	0
合計	24	165,263,109	15,610,790

【表 7-1 1】平成 25 年度

	件数 (件)	差押額 (円)	取り立て額 (円)
債権差押	78	78,299,999	22,569,486
不動産差押	51	221,496,673	0
動産差押	0	0	0
合計	129	299,796,672	22,569,486

【表 7-1 2】平成 26 年度

	件数 (件)	差押額 (円)	取り立て額 (円)
債権差押	114	87,295,236	68,059,643
不動産差押	36	26,469,054	0
動産差押	0	0	0
合計	150	113,764,290	68,059,643

【表 7-1 3】平成 27 年度

	件数 (件)	差押額 (円)	取り立て額 (円)
債権差押	467	324,902,215	74,975,908
不動産差押	18	13,846,806	6,650,000
動産差押	1	710,300	0
合計	486	339,459,321	81,625,908

(2) 差押の時期

(i) 差押をする時期として、一般的には、

- ・ 手形等の不渡り等の信用情報を入手したとき
 - ・ 督促状を発した日から起算して 10 日間を経過しても徴収金について滞納があるとき
- 等とされている。

信用情報には銀行取引停止や事業停止、任意整理や民事再生・破産申立等の情報も含まれる。

(ii) そもそも、債権管理課の引受けた債権は、既に相当額の債権を滞納している者たちであり、信用が悪化している者たちである。上述のような信用情報を契機に差押をすればよいと言うのではないと思われる。もち

ろん納付相談中或いは分納中に上述のような情報が入れば直ちに差押をすることは当然であるが、実際には引受通知に対して全く反応しない者は財産調査の結果差押可能な財産が判明次第、納付計画どおりに納付しない者については分納計画取消の判断をした上で差押手続を取っているようである。

更に、差押には消滅時効を中断する効力があるので、時効完成間近な債権から差押手続を取っているというのが実情である。

(iii) 差押の対象

差押の対象は、債権、不動産及び動産の3種類である。

国税徴収法では、徴収するために必要な財産以外の財産の差押及びいわゆる無益な財産（対象財産の価額が他の優先する税や債権の合計額を超える見込みのない財産）の差押は禁じられている。

また、債権と動産では別途差押を禁じられているものもあるが、以下に個別に述べる。

(a) 債権の差押

ア 滞納者が有する各種の債権（請求権）について、支払者（第三債務者）から直接支払を受ける手続であり、差押がなされると支払者（第三債務者）は滞納者に支払うことは禁じられ、差押債権者に支払わなければならないようになる。万一、支払者（第三債務者）が差押後に滞納者に支払っても重ねて差押債権者に支払わなければならないものである。

もっとも、債権の中には生活保護費、児童手当、児童扶養手当、介護給付、健康保険の給付、失業給付、障害年金等のように法令により差押が禁じられているものもある。また、給与や年金も法令により一定額が差押対象から除外されている。このような法令による制限のない預貯金や売掛金等は支払者（第三債務者）から全額の支払を受け得ることになる。

実際には預貯金債権、給与債権、保険解約返戻金請求権等の差押がほとんどである。以下に平成27年度に債権管理課が行った債権差押の実績を見る。

イ 平成27年度に債権管理課が行った債権差押は件数では合計467件、

滞納者の人数ベースでは434人となっている。差押を行った各債権別の内訳は次のとおりである。【表7-14】

【表7-14】平成27年度債権差押件数

	債権名	人数（人）	件数（件）
1	市税	60	67
2	保育料	25	25
3	介護保険料	22	23
4	国民健康保険料	304	327
5	後期高齢者医療保険料	2	2
6	未熟児養育医療費負担金	2	2
7	下水道事業受益者負担・分担金	19	21
	合計	434	467

滞納者が重複して債権を滞納している場合にどの債権によって差押をするかは、原則的には税優先の考えであるが、時効が迫っている債権によって差押えているのが実情である。

国民健康保険料による差押件数がほぼ7割と圧倒的に多いのは債権管理課の引受債権合計1961件の内、国民健康保険料が969件と半分近くを占めていることもあるが、時効にかかりそうな債権が多いことも推認できる。

ウ 債権別の差押額及び差押による取立額は次のとおりである。【表7-15】

【表7-15】債権別の差押額及び差押による取立額

	債権名	債権額（円）	取立額（円）
1	市税	79,110,473	26,520,302
2	保育料	27,271,539	8,951,696
3	介護保険料	4,604,629	745,828
4	国民健康保険料	211,243,594	36,276,086
5	後期高齢者医療保険料	159,300	1,586
6	未熟児養育医療費負担金	42,972	933
7	下水道事業受益者負担・分担金	2,469,708	2,479,477
	合計	324,902,215	74,975,908

債権差押によって取り立てることのできた金額は約7500万円と
なっているが、そもそもの債権額の2割強でしかないのが実情である。

エ 差押の対象とした債権の主な内訳は次のとおりである。【表7-16】

【表7-16】債権別の差押対象債権

(件)								
	債権名	給与	預金	生命保険	売掛金	税還付金	年金	その他
1	市税	5	34	11	0	11	0	6
2	保育料	6	16	3	0	0	0	0
3	介護保険料	1	19	3	0	0	0	0
4	国民健康保険料	16	257	34	1	9	3	7
5	後期高齢者医療保険料	0	2	0	0	0	0	0
6	未熟児養育医療費負担金	0	2	0	0	0	0	0
7	下水道事業受益者負担・分担金	1	19	1	0	0	0	0
	合計	29	349	52	1	20	3	13

債権差押467件の内、給与、預金及び生命保険の差押の合計で430件となっており、割合的には9割以上となっている。

税還付金は国税・県税の還付金であり他課から情報が容易にもたらされるため件数としては比較的多くなっているが、金額的には少額のもものがほとんどである。

その他の13件は賃料や他の債権で差押えた債権の残余金である。

オ 個別記録を検討すると次のような傾向が見られる。

- ・ 預貯金の差押が圧倒的に多いが、取引なしや取引があっても残高が数十円程度といった、実質的には空振りに終わっているケースも多い。もっともこの差押は、取立を主目的とするものではあるが、後述の時効中断の目的でも行われているものであり、取立額の多寡だけで効率・非効率を論ずることはできないものである。
- ・ 比較的确实なのは給与の差押である。滞納者が勤務先を退職しない限り、一定の金額が回収となっている。但し、担当者へのヒアリングによると給与支払者が必ずしも協力的な訳ではなく協力を得るために苦勞しているとのことであった。協力さえ得られれば确实な

取立方法であるので勤務先との良好な関係を築くべく懇切丁寧な対応が望まれるところである。

- ・ 効率的なのは生命保険等であり、財産調査の項でも述べたとおり、税等を滞納しながらも生命保険料や学資保険料は支払続けている滞納者は多く見受けられた。そして、相当期間保険料を支払続けていることから解約返戻金も多額になっている事案も散見された。これを発見できれば一度の差押で相当額の回収となり、効率的である。実際にも上記のように預金、給与に次いで多くの件数がなされている。

生命保険等の差押は差押えた後に債権管理課において保険会社に解約請求して支払を受けることになるが、実際に解約請求をして支払を受け滞納債権を完納したケースもあるし、差押後解約請求寸前に滞納者が別途資金を捻出して完納したケースもあった。年齢や持病から解約されると再び生命保険等に加入することが困難と考える滞納者が親族の援助を受けて完納したケースである。

もともと、担当者へのヒアリングでは生命保険の差押は優先順位的には低くしているようである。手法的にも差押はするが解約請求まではせずに自主納付を待つということもされているようである。高齢者や持病のある滞納者の心情をある程度尊重しているようであるが、保険解約返戻金はある意味では預貯金・積立金と同視できるものであるから、預貯金の差押と同様に考え、積極的に差押えるべきであると思われる。

意見

生命保険等解約返戻金は預貯金・積立金と同視できるものであるから、解約請求の猶予を配慮するとしても、差押自体は積極的にすることが望ましい。

(b) 不動産の差押

ア 滞納者が不動産を所有（共有を含む）していれば、その不動産を差押える。不動産の差押は滞納者への差押書の送付と対象となる不動産について法務局に差押の登記嘱託を申請することによってなされる。特に差押が禁じられる不動産はない。

不動産差押による債権の回収・取立方法としては、市が自ら公売する場合とその不動産を差押えた他の債権者や担保権設定者による公売・競売手続から配当を受ける場合とがある。

イ 平成27年度に債権管理課が行った不動産の差押の実績は次のとおりである。【表7-17】

【表7-17】債権別の不動産差押の実績

	債権名	件数	差押額（円）	取立額（円）
1	市税	5	3,482,508	0
2	保育料	1	1,044,600	0
3	介護保険料	1	469,800	0
4	国民健康保険料	11	8,849,898	6,650,000
	合計	18	13,846,806	6,650,000

その他の債権での不動産差押はない。

ウ 債権管理課が行った不動産差押18件について、個別の記録を検討した。

18件の内、公売手続に進んだのは1件のみであり、その他の17件は差押登記をしたのみである。これら17件は他の担保権が設定されており、担保権者による競売手続を待っている状態である。

上記の665万円を取立てた差押は公売に進んだ1件の結果であり、他の差押えたのみのケースでは取立額は0円となっている。

公売は登記事項証明書や地図で権利関係を確認し、更に現地調査も踏まえて売れそうな物件か否か確認したうえで売却価格を決定し、本来必要な公告の他に市報だよりやインターネットで広報して買受人を募り、最高額の買受希望者に売り渡す手続である。売却価格は固定資産税評価額を基準として減額要素や買い手のつきそうな額を考慮して債権管理課において決定しており、不動産鑑定士による鑑定等の手続

はしていない。従って、手続の手間ひまは要するが費用はほとんど不要なものである。

しかし、担当者へのヒアリングによれば、これまでの公売実績があまりなく、ノウハウの蓄積がないことや無担保で且つ売れそうな物件が乏しいことから、債権管理課による公売は稀なケースとなっており、平成28年度も1件の公売手続のみとなっている。

なお、公売に進んでいない差押登記のみのケースでの取立額は0円となっているが、これは当該差押による直接的な取立額がないというだけであって、差押の効果全くないわけではない。平成28年3月に所管課に返還した個別記録を見ると、不動産差押（他の財産収入への差押も含む）がなされた結果、借入を起こして完納したケースや分納計画どおりに納付して完納したケースも散見された。差押登記をするだけでもそれなりの効果はあるが、可能な限り公売も実施すべきである。

意見

不動産差押においては、単に差押登記をするだけでなく、無担保の物件についてはノウハウを蓄積するためにも積極的に公売を実施されたい。

(c) 動産の差押

ア 動産の差押に関しては差押が禁じられている動産も多い。生活に欠くことのできない衣服や寝具，3か月間の食料や燃料，農業・漁業に欠くことのできない道具や肥料，職人等の道具や仏具等多岐にわたっている。

現実的に差押対象となるのは自動車や価値ある絵画・骨董等であろう。これらを差押えると公売を実施して換価し，その代金を取立てることになる。

イ 平成27年度に債権管理課が行った動産の差押は1件のみで，対象は軽自動車であった。この差押はタイヤロックを使用したところ，滞納者が直ちに自主納付して完納したので解除され，差押による取立額はゼロとなっているものであるが，実質的には差押の効果による回収である。

担当者へのヒアリングでも、数年前に所管課による軽自動車の差押が1件あった程度で、動産の差押はほとんどない。ノウハウの蓄積がないことも理由の一つのようであるが、差押対象に適する動産を見つけるのが困難なのが実情であろう。また、動産は公売を実施しても価額がそれほど見込めず、費用対効果の面から見ても積極的に差押えようとは考えにくいものであろう。

個別記録71件及び不動産差押の個別記録18件を見ても動産の差押を検討していたのは検索の項で指摘した1件のみであった。

しかし、検索の項でも述べたように価値ある絵画や骨董等を発見できれば積極的に差押を実施すべきである。また第6章第5の3項（平成27年度引受債権の財産別差押件数）で指摘したように、市は軽自動車の所有者情報を把握しており、自動車の差押というインパクトによって未収金の速やかな自主納付が期待できるのであるから、自動車の差押を積極的にすべきである。それによって動産の差押全般についてノウハウを蓄積すべきである。

意見

動産の差押はほとんどされていないのが現状であり、これはノウハウの蓄積不足が一因と思われるところ、軽自動車については所有者情報を把握できるものであるから積極的に差押を実施し、動産全般についての差押のノウハウを蓄積すべきである。

(iv) 差押の解除

- (a) 差押が一旦なされると、その差押による取立終了または滞納者が別途資金を捻出して滞納している差押債権を完納するまで解除しないのが原則である。

しかし、国税徴収法は無益財産の差押を禁じているのと同様に、一旦差押えた財産が無益であること（対象財産の価額が他の優先する税や債権の合計額を超える見込みのないこと）が判明したときは差押を解除しなければならないとしている。

- (b) 不動産差押の個別記録18件を見るとほとんどのケースで金融機関等の担保権が設定されており、債権管理課の差押はその後になされて

いる。滞納者が金融機関への返済も滞ると金融機関は裁判所に担保権の実行・不動産競売を申立てる。債権管理課は自ら公売を実施することなく、この申立を待ち、競売の結果、配当があるかないかを確認し、あれば配当金を受領し、なければ差押は効力を失うというだけで終了する。

しかし、競売事件では競落されやすいように最低売却価格が時価より相当低額に設定されるのが実情である。このため、不動産所有者は金融機関の債務がなくなるか少しでも低額にしたいと考えて競売間近、或いは競売開始決定後でも任意の売却をしたいと考える。担保権を有する金融機関においても廉価な競売で債権が残るより任意売却で少しでも高値で売却して多くを回収したいと考えるため、任意売却に協力するケースも多い。このような状況下で滞納者は任意売却での買受人を探し出すと、金融機関にはその売却代金での担保抹消を、新潟市には競売になれば市への配当は見込めない・無益な差押であるとして差押の解除（多くの場合は一部納付を条件として）を求めてくる。

このようなケースで、これまで市は配当の有無は競売によって競落されるまで不確定であり、無益であることが確定していないとの判断で差押債権の全額納付がない限り解除には応じていない。

- (c) この種の解除申出は全国的に見られ、解除しなかったことを巡って行政を相手とする訴訟も提起されている。多くの訴訟では行政側が勝訴しているが、平成26年9月8日静岡地方裁判所浜松支部が言渡した判決は、浜松市が差押を解除しなかったことについて無益差押を理由とする差押解除義務を怠ったとして違法性を認めた。その後の控訴審で逆転判決となっているが、同支部判決が認定した事案を簡略化すると次のとおりである。

原告である滞納者側は不動産業者に査定してもらったところ不動産の評価額は高くとも約678万円程度であり、市税に優先する債権額は元金のみで1928万円もあり不動産の価額を大幅に上回っていることは明白であるとし、このような状況で競売になれば浜松市への配当の見込みがないことは明らかであるから差押を解除する義務があったと主張し、被告である浜松市側は固定資産税評価額では1175万円となっていること、優先する債権者への弁済や他の土地の売却代金

等での回収等優先する債権の額にも流動的要素があり優先債権が減少する可能性もあったので無益であることが明白とはいえなかった等と反論した。但し、市側は交渉の過程で競売となれば市への配当はないであろうと認識しそのことを詳らかにしていたこと、そのため一旦は低額の一部納付で差押解除の了承をしたこと、解除申出を受けた後に市は別の不動産も差し押さえたこと等の特殊な要素があった。このような要素も斟酌されて解除しなかったことが義務違反であると判断されたようである。

- (d) この浜松支部判決が出た後、同様の訴訟が増加することが予想されているが、既に新潟市に対しても訴訟が提起されている。平成28年1月に提訴された新潟市（担当は債権管理課ではなく納税課）を被告とする事件であり、同年11月に市側の勝訴判決が出された。この裁判の骨子は次のとおりである。

滞納者は担保権を有する金融機関から不動産競売を申立てられ、新潟地方裁判所が競売開始決定をした後、任意売却を企図し、不動産業者である原告は滞納者に住民税等の滞納分の支払に充てるため約102万円を交付し、滞納者に納付させた。競売事件での不動産価格の基礎となる価格は1410万円とされ、競売市場修正率6割として評価額・売却基準価格は846万円とされていた。この不動産には市の差押前に抵当権が設定されておりその被担保債権残額は元金のみで2046万円となっていた。そこで原告は競売となれば市への配当は全く見込めない無益な差押であるとして解除を求めたが、市は全額納付が解除の条件であるとして応じなかった。滞納者はこの市の対応は違法であると主張した。これに対して市は競売における入札価格は入札者の主観的事情に左右されるし、被担保債権も弁済や放棄などによって減額となる流動的要素があるが、これらは市にとって予測することができないこと、新潟地方裁判所の競売事件の実績を見ると実際の売却価格が売却基準価格の3倍近い事件も複数件あること、差押えた租税債権の中には法定納期限が抵当権設定登記の申請日より前のものもありこれは抵当権より優先する等と反論した。

裁判所の判決は、流動的要素がどこまで斟酌されるか、競売での売却基準価格と被担保債権の残額の比較等の判断はせず、ただ差押租税債権

の一部が抵当権より優先するものであり競売事件においては少なくともその部分は配当を受け得たのであるから無益な差押とは言えないとの一事から判断し、解除しなかったことが違法とは言えないとしたものである。

この事件では前記浜松支部判決が認定したような市側でも競売になれば配当の可能性がないことを認識していたというような特殊な要素はなく、逆に抵当権に優先する租税債権が一部存在したという要素から早期に市側勝訴の判決を得られたものと思われる。

いずれにしても、今後もこの種の差押解除要請やこれに基づく訴訟案件は増えることが見込まれる。そして裁判例によって流動的要素の斟酌の可否や売却基準価格と被担保債権残額との比較の基準等が集積されていくものと思われる。市としても差押後は何の注意も払わず競売の結果待ちというだけでは済まないケースも出てくるとと思われる。差押解除義務が生ずる基準についての裁判例の動向にも留意が必要であろう。

- (e) なお、実務として競売待ちで本当によいのか、完納がなくても一部納付を条件に差押解除に応ずる方がよいのか、検討しなければならないケースもあると思われる。

上述のとおり平成27年度の不動産差押による取立は、公売を実施した1件のみによるものであり、差押えただけで競売待ちをしているケースでの取立額は0円である。不動産が競売による競落になってしまえば配当はほとんど期待できないのが実情である。配当のないことを座視していて良いものであろうか、少しでも取立・回収すべきではなかろうか。

債権管理課の担当者が見ても競売・競落では配当が見込めないことが確実と思われるケースでは一部納付（プラスその後の分納計画立案）を条件に差押を解除する弾力的な運用も必要なのではないか。上述の裁判例の動向にも留意しながら、今後は差押を解除する基準も検討していかなければならないのではないかと思われるところである。

意見

不動産差押について、差押後に国税徴収法の規定に基づき差押解除を要請するケースが増えることが予想される場所、その種の事案に対する裁判例の動

向に十分留意されたい。

(v) 差押のまとめ

(a) 各財産に対する差押の状況は上述のとおりである。

債権管理課が平成27年度に行った差押は、

人数総計	453人
件数総計	486件
差押額総計	339,459,321円
取立額総計	81,625,908円

となっている。差押債権額に対する取立額は24.0%に過ぎない。

(b) しかし、差押で直接取立てた額は割合的に低くても、個別記録を見ると差押にはそれなりの効果があることが明らかである。

不動産差押の項でも述べたが、平成28年3月に所管課に返還した個別記録（完納もしくは完納が見込めた事案の記録）を見ると、差押（特に生命保険差押、不動産差押）がなされた結果、借入を起こして完納したケースが散見された。逆に何らの差押もせず完納になったケースは下水道受益者負担金等の比較的少額の事案であり、多額の債権については稀である。

個別記録で所管課とのやりとりも含めた経緯を見ると、滞納者の中には家族（多くは妻）に納付を任せきりにし、滞納となっても知らされず或いは知っても任せきりにし、市から督促状が送付されても任せきりにしている者が多い。任された家族も滞納していることを本人に知らせないケースも散見される。債権管理課からの引受通知を受領すると特別部署に移管されたことを知って放置できないと考えて反応する者も半数以上いるが、それでも任せきりにしている者もいるし、本人に知らせない家族もいる。債権管理課においてもこのような傾向は把握しているようで、納付相談は滞納者本人との相談を原則とし、極力本人の来庁を指導しているが、委任状を持参すれば家族との相談とならざるを得ない。

そして差押を受けて初めて放置できなくなり、どこからか納付資金を捻出してきて一括納付するというケースが幾つもあった。差押を恐れて分納も計画どおりに履行するケースも散見された。

(c) 他方で差押の手間ひまや労力等を考慮すると、自主的に計画どおり分納している滞納者については、徴収上有利と判断できる場合においては、差押の優先順位を落とすこともやむを得ないと思われる。肝要なのはその見極めであると思われるが、個別記録を見ると、強制徴収債権を担当する徴収対策係の中でもどの時点で差押を実施するかの判断は担当者によって個人的・主観的な差があるようである。

事案ごと、滞納者ごとの個別の事情もあろうが、どのような時点で差押を実行するか具体的なマニュアルを作成して対応を統一するのが好ましいと思われるところである。

(d) なお、差押とは別に、既になされている強制換価手続の執行機関に配当を要求する交付要求や配当要求をするとともに先行の滞納処分による差押が解除された場合に差押の効力が生ずる参加差押の手続も行われている。

交付要求は主に破産事件や競売事件で配当を受けるものであり、破産事件においては租税の内、財団債権となるものは最優先的に支払を受け得る。

平成27年度に交付要求により支払を受けた金額は約354万円、参加差押で配当を受けた金額は9800円となっている。

いずれも債権管理課としては債権の届出をしているだけであり、監査の対象とはしなかった。

6 差押対象のない滞納者への対応

(1) 滞納者の財産を調査しても差押えるべき財産収入を発見できない場合も多い。このような場合には滞納者の自主的な分納に応ずるしかないのが実情であり、納付相談において少額の分納であっても甘受するしかない。

(2) 債権管理課では分納に応ずるしかない事案でも、財産が見つければ滞納処分も並行する旨必ず告げている。そして分納の納付誓約書（【資料7-18】）を提出させることも原則としてしない。納付誓約書を提出させ、受領すると滞納者はそれによって滞納処分をしないことを約束してもらえたと誤解したり曲解し、後に財産を発見して滞納処分をする際にトラブルになったり

する恐れがあるからとする。

もつとも、債権管理課創設以来の経緯を見ると、必ずしも納付誓約書を受領しなかったわけでもない。

債権管理課の引受債権処分一覧を見ると、

- ・ 平成24年度は市税3件、国民健康保険料182件の合計185件
- ・ 平成25年度は国民健康保険料56件、介護保険料5件、保育料3件、下水道負担金3件の合計67件
- ・ 平成26年度は市民税2件、国民健康保険料13件の合計15件

で、納付誓約書を受領している。経緯からすると国民健康保険料について特に時効が迫っている事案が多く、時効止めのために納付誓約書を受領していたことが窺われる。

【資料 7 - 1 8】納付誓約書

国民健康保険料納付誓約書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

私は、下記の国民健康保険料を滞納していますが、直ちに完納することができませんので、納付計画のとおり必ず完納することを誓約します。
 なお、計画の納付期日までに納付しない場合は、法の定めるところにより、被保険者証の返還を求められ、あるいは財産の差押等の処分を受けても異議ありません。

滞納理由

記

滞納保険料合計額	
国保番号	_____
納付義務者	_____
平成 年 月 日現在	_____ 円 (延滞金は納付日計算)

納 付 計 画	
滞納保険料のうち、	
1 回目	円を、平成 年 月 日までに納付します。
2 回目	円を、平成 年 月 日までに納付します。
3 回目	円を、平成 年 月 日までに納付します。
4 回目	円を、平成 年 月 日までに納付します。
5 回目	円を、平成 年 月 日までに納付します。
回目以降は毎月	日までに、 _____ 円を納付します。

受付者 _____

- (3) 平成27年度の債権管理課の処理状況を見ると、市税で1件、介護保険料で1件、国民健康保険料で2件の合計4件のケースで納付誓約書を受領している。これらも滞納者の債務承認によって時効を止めようとしたものであろう。これらのケースのように場合によっては納付誓約書を提出させることも活用されるべきであろう。後日の財産発見による滞納処分時のトラブルを恐れる余り、時効にかけてしまつては元も子もないと考えられるからである。滞納者が滞納処分を争つてきても毅然とした態度で臨むことで解決すべきであらう。

意見

現在、滞納者に納付誓約書の提出を求めない方針となっているが、後日の滞納処分時のトラブルを恐れる余り時効にかけてしまうことは、よりマイナスであるから、時効止めに必要なケースでは積極的に納付誓約書を入手されたい。

第5 時効の管理

1 各債権の時効期間と中断

- (1) 強制徴収債権の各時効期間は次のとおりである。【表7-19】

【表7-19】時効期間

	債権名	時効期間
1	市税	5年
2	保育料	5年
3	介護保険料	2年
4	国民健康保険料	2年
5	後期高齢者医療保険料	2年
6	未熟児養育医療費負担金	5年
7	下水道事業受益者負担・分担金	5年

- (2) 時効の中断とは、時効完成に必要な期間の進行について、一定の事実の発生（中断事由）によって、既に進行した期間が無に帰することをいう。

督促（催告）、差押、搜索、交付要求といった債権者（市）の行為によって中断することもあるし、一部納付、徴収猶予の申請や納付誓約書の提出など債務者（滞納者）の債務承認によっても中断する。

しかし、各債権は細かく納付期限が定められており、納付期限ごとに時効は進行する。従って、単に市税の滞納といっても納付期限ごとの膨大な数の債権の時効を管理しなければならない。

市（債権者）の行為によって中断する場合には督促状、差押調書などで中断すべき債権が特定され、その債権について時効は中断する。個別記録の中には債権の一覧表が綴られ、ここまでの納付期限の債権について時効止めと明記されているものもあったが、市の行為による中断でも管理は大変な作業となっている。

これに対して、滞納者による一部納付があった場合には、更に、その納付によってどの範囲で時効が中断するかが債権によって異なる。

- ・ 市税の内、本税は同一税目・同一年度の範囲内において納付された期以降の期別に対して中断の効力が及び、延滞金は延滞金納付のあった期別のみ中断の効力が生ずる。

- ・ 保育料は一部納付された該当期別以降のすべての滞納期別に中断の効力が及ぶ。
- ・ 介護保険料，国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料は，一部納付された期のみが中断する。
- ・ 下水道事業受益者負担・分担金は一部納付された期別以降の全期別分に中断の効力が及ぶ。

滞納者が市税，国民健康保険料等複数の債権を滞納しているケースで一部納付があると，各債権について或いは各期別に応じて時効を中断しなければならず充当には細心の注意が必要となる。個別記録の中には1万円の納付を市税，国民健康保険料の各期別等十数件の債権について少しずつ割り振って充当するというようなケースが頻繁に見られる。極端なケースでは十円単位での割振り充当をし，時効を中断しており，綱渡りの作業となっていた。

滞納者が債権管理課の窓口で一部納付をする場合には同課において時効中断を考慮した充当ができるが，滞納者が金融機関で納付するときは納付書に記載された期別の債権の納付に充てられるため時効間近な債権への充当という訳にはいかない。納付期限を定めない白紙納付書を交付することもあるが，期限の定めがないと納付意欲を失う恐れもある。

このように時効を中断する作業は非常に複雑でやっかいな作業となっており，債権管理課は日々時効と格闘しているというのが実情である。

- (3) 一般に時効は債務者の援用（完成による債権消滅の主張）によって効力を生ずると考えられているが，強制徴収債権については，時効が完成すると滞納者の援用を待たずに債権は消滅する扱いとされている。従って，債権管理課においては引受債権の時効が完成しないよう注意を払って管理しなければならないが，上述のように引受けた各債権によって時効期間が異なるばかりでなく，納付期限ごとの債権は膨大な数であるし，一部納付によって中断の及ぶ範囲が債権によって異なること等によって極めて複雑となっており，その管理は非常に困難なものとなっている。

2 従前の時効管理

- (1) 債権管理課が創設される以前の各所管課での時効管理がどのようなものであった

かを個別記録で検討すると、特段の方策は講じられていなかったようである。

滞納者から一部納付があった場合には、所管課自身が管理する古い債権・時効完成に近い債権から充当すればよく、充当すべき債権を誤らないよう注意は必要であるが、対応は比較的容易であった。

これに対して、市（債権者）側からの時効中断方法としては、多くは督促（催告）によって時効の完成を防ごうとしており、半年或いは1年に1回納付相談通知、一斉催告や最終催告或いは差押予告通知といった督促状を送付することに止まっていた。この督促では封筒の色を黄色、赤色、紫色に変えるなどの工夫をしているものの、これに対して反応のない場合でも次の催告まで放置しているケースがほとんどであった。もともと督促（催告）は6か月以内に裁判上の請求や差押をしなければ中断の効力を生じないものであり、半年・1年ごとの督促だけでは中断していなかったものである。

個別記録を検討すると、市税や国民健康保険料については所管課に従前から蓄積されたノウハウがあり、進んで差押を実行する等して時効を中断しているケースも多く見られるが、それでも時効成立によって消滅していたケースが見てとれる。国民健康保険料の個別記録の中にも滞納者が所管課窓口や銀行で納付したものの『時効で入金できず』と記載されているものがあったし、介護保険料の個別記録の中にも時効成立に伴って将来介護サービスを受ける際の負担増などについて通知しているケースが散見された。

- (2) 債権管理課が創設された当初は同課においても特段の方策を講じられておらず、各担当者任せになっていたようである。また、近時の債権管理課は重複滞納者の債権を引受けているが、取立金や一部納付金を一人の滞納者のどの債権に充当して時効を中断するかも各担当者まかせであったようである。

個別記録を見ると引受けた後でも国民健康保険料について銀行での納付分が時効で入金できなかったケース、介護保険料についても入金できなかったために介護保険の負担増の通知をしているケースが散見される。市税においても大量の債権の時効が成立する当日に給与を差押え、即日、差押調書を作成して勤務先に直接赴いて持ち込み、かろうじて時効を中断したケースがあった。また、一部納付金をある債権に充当した後に別の債権に充当して時効止めをすべきであったと謝罪・反省の弁を記したケースもあった。

それでも時効中断を債権管理課の重要課題と認識していたことは担当者

へのヒアリングでも窺えた。上記債権差押で預貯金の差押件数が多いのは数百円、数十円の取立でも滞納を解消しつつ、併せて時効も中断しようと思意識していることの現れであろう。

- (3) 平成24年度以降の滞納繰越分の決算確定額での時効による回収不能額(債権管理課及び所管課取扱債権の合計額)は次のとおりとなっている。

【表7-20】平成24年度

	滞納繰越分調定額(円)	時効額(円)
1 市税	6,090,521,420	139,339,457
2 保育料	417,340,195	35,378,910
3 介護保険料	215,030,300	66,515,300
4 国民健康保険料	4,071,619,331	1,127,972,260
5 後期高齢者医療保険料	61,588,800	14,720,200
6 未熟児養育医療費負担金	1,386,775	363,598
7 下水道事業受益者負担・分担金	97,617,015	10,779,680
合計	10,955,103,836	1,395,069,405

調定額に対する時効額の割合は約12.7%になっている。

【表7-21】平成25年度

	滞納繰越分調定額(円)	時効額(円)
1 市税	5,374,389,732	121,638,072
2 保育料	385,265,565	26,626,017
3 介護保険料	259,773,500	57,022,900
4 国民健康保険料	3,687,775,650	862,287,305
5 後期高齢者医療保険料	61,538,700	11,055,800
6 未熟児養育医療費負担金	1,255,083	51,207
7 下水道事業受益者負担・分担金	89,615,280	9,152,260
合計	9,859,613,510	1,087,833,561

調定額に対する時効額の割合は約11.0%になっている。

【表7-22】平成26年度

	滞納繰越分調定額(円)	時効額(円)
1 市税	4,792,116,747	105,659,022
2 保育料	355,583,795	27,439,890
3 介護保険料	298,849,600	79,171,420
4 国民健康保険料	3,474,850,589	743,099,490
5 後期高齢者医療保険料	54,105,000	11,751,000
6 未熟児養育医療費負担金	293,024	6,503
7 下水道事業受益者負担・分担金	88,149,522	8,507,410
合計	9,063,948,277	975,634,735

調定額に対する時効額の割合は約10.7%になっている。

【表 7 - 2 3】平成 2 7 年度

	滞納繰越分調定額(円)	時効額(円)
1 市税	4,323,091,202	125,100,134
2 保育料	324,061,305	19,756,610
3 介護保険料	309,321,310	86,863,180
4 国民健康保険料	3,336,959,349	631,646,664
5 後期高齢者医療保険料	57,581,290	10,532,400
6 未熟児養育医療費負担金	228,428	0
7 下水道事業受益者負担・分担金	83,790,780	8,856,383
合計	8,435,033,664	882,755,371

調定額に対する時効額の割合は約 10.4%になっている。

3 現在の時効管理（時効台帳の作成）

- (1) 上表のように債権管理課が引受けた以降も毎年度多額の引受債権が時効となっている。これについては債権管理課でも危機感を抱いていた。特に国民健康保険料の引受債権が毎月のように時効をむかえている場合が少なくないことを把握し、平成 2 7 年 5 月に時効管理台帳を作成することにした。速やかな対応が必要な滞納者は誰で、どのような対応が適当かを判断するための補助資料として作成されたものである。

当初作成した台帳は市税及び国民健康保険料についてのもので、滞納者の個人コード番号（市が保有する全市民の番号）順に、時効がいつ到来するかを一覧表にしていたものである。その後、他の債権に関する時効情報も順次この一覧表に掲載しようとしており、また滞納者の表示もコード番号順から時効が迫っている案件順に見られるように等改善されてきている。

- (2) この台帳のデータは各種債権ごとに構築・運用されている業務システムから引用している。各種業務システムは賦課から納付まで、窓口を問わず入力されたあらゆる出来事が自動的に反映・計算されるシステムとなっているが、この台帳は特定時点での時効情報に過ぎないものであるが、それでも各滞納者に関して債権ごとに最も至近な時効予定日が把握できるものである。担当者はこの台帳から時効予定日が迫っている滞納者を見出し、該当者を業務システムで検索して最新の納付状況を確認し、なお直近だけでなく連続して時効をむかえる期別債権を滞納していないかも確認して対応することになる。

納付期限を単位として考えると、時効予定日は一部納付等があれば遠ざかり、差押があれば時効は中断するのでいずれもデータ上は消滅する。時

効期間が短縮されることはないことからこの台帳を一度作成すれば頻繁に最新化する必要はなく1年に1回の作り直しで足りると債権管理課では考えていたようであるが、平成28年度当初からは1か月に1回の作成を行っている。

- (3) 債権管理課が作成（プリントアウト）した平成28年5月時点での時効管理台帳を見ると、下水道事業受益者負担・分担金の時効情報は未だ反映されていないが、その他の債権については滞納者の債権ごとの最至近の時効予定日や当分の間時効が完成しない債権が明白となっていた。また、財産調査の有無や差押の有無についての記載欄もあった。差押の有無等の情報はいまだ不十分な記載となっているが、この台帳の記載を充実させることは今後の管理に役立つものと思われた。

同時にこの台帳からは、この台帳をプリントアウトした平成28年5月時点で既に時効予定日を経過している債権も多数あることが読み取れた。この点を担当者にヒアリングすると、管理台帳の作成によって時効予定日が明確になっても債権管理課の現在の人員数では対応が可能な件数は限られており、そのため期別単位で順次時効が成立してしまう債権も数多くあるとのことであった。また、このような管理台帳を有せず、担当者個人の認識で管理する所管課対応の債権については債権管理課と同様かそれ以上の数の債権が時効成立となってしまうのではないかとのことであった。債権管理課の体制については別項で述べるが、債権管理課が作成している時効管理台帳と同様な管理台帳を所管課においても作成すべきものであろう。

指 摘

債権管理課の引受債権においても時効によって消滅している債権が多く見られるところ、時効管理を徹底し、時効の成立を防ぐべきである。

意 見

債権管理課が時効管理に作成し始めた管理台帳は有益なものであるもので、各所管課においても管理している債権について同様の台帳を作成するよう指導されたい。

第6 まとめ

強制徴収債権の回収に関して、各債権の個別記録71件及び不動産差押に関する個別記録18件、合計89件の個別記録を監査し、また担当者から数度にわたってヒアリングをして監査したが、監査の結果、強制徴収債権の回収に関する債権管理課（徴収対策係）の事務においては、時効の管理を除き、指摘すべき違法或いは不適切な事務処理はほとんどなかった。

引受通知の発送によって納付相談に来庁する滞納者に対してできる限り自主的に納付するよう根気よく指導し、納付計画の立案に協力している。滞納者は一括納付が原則とはいえ、現実には分納するしかない状態にあり、分納中も定期的に来庁させて納付意識を持ち続けさせている。来庁できない滞納者にも銀行等で納付したときは電話連絡を入れさせ、場合によっては励まして納付を続けさせている。

他方で引受通知にも反応しない滞納者については引継記録の中から財産を調査し或いは改めて調査をしながら財産が判明すれば差押手続を実行している。

このような自主的納付のための納付相談や差押による強制的徴収の他に、日々滞納債権の時効成立の防止に留意している。人数で1443人、件数で1961件という大量の引受事案に比較して5名という現在の体制では限界もあると思われる。

監査人は本章でいくつかの意見を述べているが、現在の業務をより効率的、効果的に行うための意見であり、今後の業務に生かされたいと念ずるものである。

第8章 非強制徴収債権の回収に関する事務

第1 引受債権の内容（7債権）

1 引受対象債権

債権管理課が引受けている非強制徴収債権は、以下の7債権である。

【表8-1】引受対象債権（非強制徴収債権）

	債権名	引受基準(滞納額)	所管課
非 強 制 徴 収 債 権	清掃手数料	10万円以上	環境部廃棄物対策課
	生活保護費返還金等	50万円以上	福祉部福祉総務課
	ひまわりクラブ利用料	5万円以上	福祉部こども未来課
	母子父子寡婦福祉資金償還金	20万円以上	福祉部こども未来課
	市営住宅使用料・駐車場使用料	30万円以上	建築部住環境政策課
	奨学金返還金	10万円以上	教育委員会学務課
	市民病院診療費(個人分)	10万円以上	市民病院経営企画課

債権管理課が設置された平成24年度は、奨学金返還金は引受対象ではなかったものの、平成25年度から対象となった。

債権引受基準は滞納額を基準とし、基準となる滞納額の金額は平成24年度（奨学金返還金については平成25年度）から変わっていない。滞納額以外の要件として、生活保護費返還金等は生活保護を脱した（生活保護受給中ではない）債務者のみを対象とし、市営住宅家賃・駐車場使用料は物件を明渡済みである債務者のみを対象としている。ただし、引受基準に該当しない債権であっても、各所管課からの要望があれば、柔軟に引受けているとのことである（各所管課の担当者と債務者との間に軋轢が生じている場合、債務者との接触が取れない場合など）。

また、平成27年度は、訴訟予定（相当）事案、権利の放棄予定（相当）事案を中心に引受けを行うこととした。

2 引受債権の性質

引受対象債権（非強制徴収債権）の性質は下表のとおりである。なお、公債権

と私債権の別は、自治体によって解釈が分かれる債権もあるものの、新潟市の見解に依拠している。

【表 8－2】引受債権の性質

債権名	公／私	時効	延滞金等
清掃手数料	公債権	5年	×
生活保護費返還金等	公債権	5年	×
ひまわりクラブ利用料	公債権	5年	×
母子父子寡婦福祉資金償還金	私債権	10年	○
市営住宅使用料・駐車場使用料	公債権	5年	×
奨学金返還金	私債権	10年	○
市民病院診療費(個人分)	私債権	3年	×

意見

公債権については、各所管課において債権の一部が時効消滅した後に、債権管理課が債権を引受けたと見られる事案（債権管理課が引受けた時点で滞納が過去5年間分ある事案）が少なくない。

債権管理課では、消滅時効が迫っている事案について、納付相談の際に債務承認書（分割納付誓約書）を記載してもらい、時効中断措置を取っているが、同様の納付相談を各所管課が実施することは直ちには困難であると思われる。

そこで、各所管課において債権の一部がすでに時効消滅した事案及び消滅時効が迫っている事案について、積極的に引受対象とすることを検討されたい。

第2 引受債権数及び債権額

平成24年度から平成27年度までの非強制徴収債権の引受債権数及び債権額は下表のとおりである。

なお、本章に掲載された表において、金額の表示があるものの単位は全て円である。

【表8-3】引受債権数及び債権額（非強制徴収債権）

平成24年度

	債権名	引受債権(当初)	
		件数	債権額(A)
1	清掃手数料	45	10,697,170
2	生活保護費返還金等	42	68,379,910
3	ひまわりクラブ利用料	107	8,388,100
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	248	238,806,340
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	54	42,476,640
6	市民病院診療費(個人分)	136	32,882,011
	計	632	401,630,171

平成25年度

平成25年9月17日現在

	債権名	引受債権(継続分・当初)		引受債権(新規)		引受債権(計)	
		件数	債権額(A)	引受件数	引受金額(B)	件数	債権額 (C)=(A)+(B)
1	清掃手数料	35	7,611,339	11	1,485,771	46	9,097,110
2	生活保護費返還金等	33	49,542,460	12	15,728,339	45	65,270,799
3	ひまわりクラブ利用料	46	3,069,350	17	1,299,500	63	4,368,850
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	203	205,488,709	21	17,383,565	224	222,872,274
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	44	32,267,850	27	6,185,766	71	38,453,616
6	奨学金貸付金 <新規>	-	-	10	2,012,400	10	2,012,400
7	市民病院診療費(個人分)	96	23,264,099	51	19,466,819	147	42,730,918
	計	457	321,243,807	149	63,562,160	606	384,805,967

平成26年度

平成26年8月28日現在

	債権名	引受債権(継続分・当初)		引受債権(新規)		引受債権(計)	
		件数	債権額(A)	引受件数	引受金額(B)	件数	債権額 (C)=(A)+(B)
1	清掃手数料	31	6,496,559	11	1,744,659	42	8,241,218
2	生活保護費返還金等	43	59,616,182	8	7,128,452	51	66,744,634
3	ひまわりクラブ利用料	22	1,442,100	14	1,173,000	36	2,615,100
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	208	206,981,893	-	-	208	206,981,893
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	52	25,651,316	4	624,700	56	26,276,016
6	奨学金貸付金	7	1,378,200	7	1,536,000	14	2,914,200
7	市民病院診療費(個人分)	109	31,420,359	50	6,092,233	159	37,512,592
	計	472	332,986,609	94	18,299,044	566	351,285,653

平成27年度

平成27年8月28日現在

	債権名	引受債権(継続分・当初)		引受債権(新規)		引受債権(計)	
		件数	債権額(A)	引受件数	引受金額(B)	件数	債権額(C)=(A)+(B)
1	清掃手数料	28	4,755,622	12	2,336,453	40	7,092,075
2	生活保護費返還金等	42	52,408,996	20	29,863,026	62	82,272,022
3	ひまわりクラブ利用料	13	923,450	33	2,427,650	46	3,351,100
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	191	128,803,267	-	-	191	128,803,267
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	40	19,239,250	15	5,680,400	55	24,919,650
6	奨学金貸付金	8	1,793,600	4	550,000	12	2,343,600
7	市民病院診療費(個人分)	105	27,174,801	57	8,714,079	162	35,888,880
	計	427	235,098,986	141	49,571,608	568	284,670,594

引受債権の総数は、平成24年度が632件と最も多く、平成25年度(606件)、平成26年度(566件)と徐々に件数を減らしたが、平成27年度(568件)は平成26年度とほぼ同数となっている。これは、引受基準に該当しない債権であっても、各所管課からの要望に応じて柔軟に引受けていることとの関連で、債権管理課と各所管課との間で、引受が終了した債権数と同程度の債権数を翌年度に引受ける扱いとしているためである。

個別の債権では、ひまわりクラブ利用料は平成24年度の引受数が107件であったが、債権回収の成果により、平成25年度は63件、平成26年度は36件まで減少し、平成27年度は若干増えて46件となっている。上述したとおり、債権管理課では非強制徴収債権について、引受が終了した債権数と同程度の債権数を翌年度に引受けていることから、必ずしも引受債権数の減少が債権回収の成果を反映するものではないものの、ひまわりクラブ利用料については、後掲【表8-4】のとおり、債権管理課が引受けている非強制徴収債権の中で最も収入率の高い債権であり、債権回収の成果が引受債権数の減少に表れた結果となっている。

その逆とも言えるのが生活保護費返還金等であり、平成24年度の引受数が42件であったのが、平成25年度には45件、平成26年度には51件、平成27年度には62件と徐々に増加している。生活保護費返還金等は、債権管理課が引受けている非強制徴収債権の中で最も収入率の低い債権であり、所管課(福祉部福祉総務課)、債権管理課ともに回収に苦慮している。毎年度一定数の債権が引受終了となっているのであるが、これも内訳を見れば回収の実が上がったためではなく、生活保護が再開されたことが理由である事案が大半である。

母子父子寡婦福祉資金償還金については、当初(平成24年度)引受債権数(248件)が多かったこと及び債権の性質上、時間の経過した債権が多数を占

め、1件当たりの債権額が高額に上る事案が多いことから、回収困難案件が多く、引受債権数が減少しにくいことを考慮し、平成26年度以降は新規引受を行っていない。

第3 収入率

平成24年度から平成27年度までの非強制徴収債権の引受債権数及び債権額は下表のとおりである。

【表8-4】収入率

	債権名	平成24年度			平成25年度		
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
1	清掃手数料	11,465,363	2,862,921	25.0%	10,110,507	3,326,647	32.9%
2	生活保護費返還金等	68,968,008	5,292,178	7.7%	64,517,176	2,025,477	3.1%
3	ひまわりクラブ利用料	7,876,350	4,941,550	62.7%	4,796,650	3,323,500	69.3%
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	236,086,689	68,751,816	29.1%	192,321,922	44,876,765	23.3%
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	43,004,500	3,975,950	9.2%	38,453,616	8,295,260	21.6%
6	奨学金返還金	—	—	—	2,293,200	1,075,000	46.9%
7	市民病院診療費(個人分)	32,586,191	10,086,655	31.0%	42,531,329	11,441,338	26.9%
	合計	399,987,101	95,911,070	24.0%	355,024,400	74,363,987	20.9%

	債権名	平成26年度			平成27年度			平均 収入率
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収納率	
1	清掃手数料	9,212,316	2,900,360	31.5%	7,989,225	3,114,415	39.0%	31.5%
2	生活保護費返還金等	65,885,793	4,583,796	7.0%	82,170,462	4,442,495	5.4%	5.8%
3	ひまわりクラブ利用料	2,983,100	1,997,550	67.0%	4,110,100	2,163,516	52.6%	62.9%
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	158,301,701	31,133,211	19.7%	142,854,005	25,284,318	17.7%	23.3%
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	26,276,016	4,674,000	17.8%	24,887,250	1,901,556	7.6%	14.2%
6	奨学金返還金	3,359,000	1,637,400	48.7%	2,967,600	1,669,600	56.3%	50.8%
7	市民病院診療費(個人分)	37,500,847	8,237,116	22.0%	35,888,880	6,752,210	18.8%	24.6%
	合計	303,518,773	55,163,433	18.2%	300,867,522	45,328,110	15.1%	19.9%

※ 決算値による。

※ 調定額、収納済額は現年分及び滞納繰越分の合計である。

全体の収入率は、平成24年度は24.0%であったものの、平成25年度には20.9%、平成26年度には18.2%、平成27年度には15.1%と徐々に低下している。

これは、一括又は分割納付での回収が可能な債権は比較的早期に回収が図れる事案が多いのに対し、回収困難な債権は長期間残存してしまうため、時間が経過

すればするほど全体の引受債権額に占める回収困難債権の割合が増加してしまうためであると考えられる。

個別の収入率を見ると、上記第2（引受債権数及び債権額）でも述べたとおり、最も収入率が高い債権はひまわりクラブ利用料であり、逆に最も収入率が低い債権は生活保護費返還金等である。

また、母子父子寡婦福祉資金償還金は最も引受債権数及び債権額が多い債権であるところ、収入率は平均23.3%と低く、非強制徴収債権7債権中5番目の収入率である。

非強制徴収債権全体の収入率を向上させるためには、母子父子寡婦福祉資金償還金の回収困難事案について、適切に緩和措置を講じ、落とすべき債権は落としていくことが必要であろう。

第4 債権の管理・回収

1 監査方法

(1) 監査対象事案の抽出方法及び検討資料

- (i) 本表題（第4 債権の管理・回収）における2項（引受通知の発送）以下の監査項目については、7項（財産調査・強制執行）の強制執行を除き、債権管理課の引受対象である非強制徴収債権7債権の各債権から各6件（合計42件）の事案をランダムに抽出し、抽出事案の資料を閲覧、検討することにより監査を行った。なお、6件の内訳は、平成27年度末に各所管課に返還した（引受終了となった）事案と継続事案が各半数となるように抽出した。

抽出事案の資料は各債権及び各事案によって存在するものが異なるが、抽出事案について、次の資料のうち存在しているものを全て提出してもらった。

【提出を要請した資料】

- ① 管理経過一覧表（債権管理課内共通システムに入力された管理経過をプリントアウトしたもの）
 - ② 分納誓約書兼同意書
 - ③ 生活・財産状況申出書
 - ④ 収入関係書類（源泉徴収票、給与明細書等）
 - ⑤ 催告文書
 - ⑥ 債権残高、納付状況（分割納付のチェックを含む）に関する資料
 - ⑦ 訴訟関係資料
 - ⑧ その他所管課から引継いだ資料
 - ⑨ 上記①～⑧と関連する債権管理課で作成した資料
- (ii) 本表題（第4 債権の管理・回収）における6項（支払督促・訴訟）については、上記（i）で抽出した事案に加え、平成27年度に訴訟を提起した事案（支払督促の異議により訴訟に移行した事案については、支払督促を平成27年度に申立てた事案）20件について、訴訟整理簿を閲覧、検討することにより監査を行った。

- (iii) 本表題（第4 債権の管理・回収）における7項（財産調査・強制執行）の強制執行については、平成27年度に強制執行を実施した事案15件（11人）について、管理経過一覧表を閲覧、検討した上で、必要に応じて関係資料を追加提出してもらい、監査を行った。

(2) 監査対象事案の内訳

上記(1)(i)において抽出した42件の事案について引受年度の内訳は次のとおりであった。

【表8-5】 監査対象事案の内訳

引受年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
件数	25	3	6	8	42

債権管理課が新規に引受けた非強制徴収債権の件数は、【表8-3】記載のとおり、平成24年度が632件、平成25年度が149件、平成26年度が94件、平成27年度が141件であり、平成24年度の新規引受数が平成24年度～平成27年度の引受総件数（1016件）の62%を占めている。債権管理課に対するヒアリングによれば、引受年度別に債権が何件残っているかについて集計はしていないが、引受けた債権のうち回収困難な債権が相当数あり、それらの債権は引受継続となって残るため、平成24年度に引受けた債権が現在（平成28年度）引受けている債権の半数程度を占めるのではないかと、このことであった。

したがって、上記の引受年度の内訳を見ると、平成24年度引受の件数が半数以上を占めるものの、これはランダム抽出の結果が極端に偏ったものではなく、実際に平成24年度に引受けた債権が全体の半数程度残っているためであると思われる。

2 引受通知の発送

(1) 手続の内容

(i) 発送時期

債権管理課が各所管課から新規に債権を引受けた後、最初に債務者に対して行う事務は、「引受通知書」（正式名称は「新潟市債権徴収事務引受

通知書兼催告書」)の発送である。引受通知書は、平成24年度以降、毎年度8月上旬～中旬に発送されることとなっている(平成27年度は8月4日発送)。なお、債権管理課が引受通知書を発送する前、6月下旬頃に、各所管課では債務者宛に「引継予告通知書」を発送している。

ただし、各所管課から債務者宛に「引継予告通知書」を発送したものの、本人の住所や氏名が変更になっていたために届かず戻ってくる場合があり、その場合には各所管課で債務者情報を調べ直して再発送することになるため、引継予告通知書の発送(再発送)時期が予定よりも遅れてしまう。それに応じて、引受通知書の発送時期も遅れる場合がある。

(ii) 通知書の記載内容

引受通知書には、債権管理課が対象債権(各債務者ごとに引受債権名及び滞納額が個別に明記される)を引継いだこと、指定期限(平成27年度は平成27年8月12日)までに滞納額を一括納付してもらうこと、一括納付ができない特別な事情がある場合には、債権管理課の窓口にて納付相談をする必要があることが記載されている。また、納付相談は電話予約制であり、相談の際には「収支状況がわかる書類・印鑑」と「生活・財産状況申出書」(引受通知書に同封)を持参すべきことも記載されている。

なお、引受通知書の内容は、各所管課で債務者が分割納付を行っていたか否かで若干異なっており、分割納付を行っていた債務者に対しては、分割納付を継続中でも指定期限までに一括納付ができない場合には債権管理課への相談が必要である旨が記載されている。

(2) 監査事項

債権管理課が新規に債権を引受けた後、引受通知書が、①遅滞なく、②全ての債務者に対して、③正確な内容(滞納額)により発送されているかについて監査を行った。

(3) 監査結果

(i) 発送時期

引受通知書の発送時期は、債権及び債務者によって多少のばらつきがあったものの、遅くとも9月上旬には債務者に発送されており、発送時期に大きな遅れは見られなかった。

(ii) 発送対象

連帯保証人がいる場合に、連帯保証人に対して主債務者と同時に引受通知書を発送せず、主債務者の分割納付が滞ってから連帯保証人に対して引受通知書を発送した事案が若干あった。ただし、それらは全て平成24年度引受の事案であった。

(iii) 内容（滞納額）の正確性

(a) 債権管理課に対するヒアリングによれば、引受通知書記載の滞納額は、債権管理課から所管課のシステムに直接アクセスできる債権（清掃手数料、生活保護費返還金等、市営住宅家賃・駐車場使用料及び母子父子寡婦福祉資金償還金）については債権管理課でも滞納額を確認しているが、システムに直接アクセスできない債権（ひまわりクラブ利用料、奨学金返還金、市民病院診療費（個人分））については、所管課から報告された滞納額をそのまま記載しているとのことであった。

(b) ひまわりクラブ利用料について、利用中に債務者が離婚した事案で、離婚前に発生した債務については、日常家事債務（民法761条）に該当するとして夫婦双方に全額を請求し、離婚後に発生した債務については、子の親権者となった妻のみに請求した事案があった。

ひまわりクラブ利用料は日常家事債務に該当し、夫婦が連帯責任を負うと考えられるものの、婚姻関係破綻により夫婦が別居に至っている場合には、日常家事債務に該当しないと解されている（東京高判昭和56年4月28日判タ446号97頁）。そのため、夫婦が離婚した場合に、離婚前に夫婦の一方が申込者となって契約し発生した債務について、市が離婚した事実を把握しているにもかかわらず、夫婦関係の実態を調査することなく当然に日常家事債務を根拠として夫婦双方に請求をすることは、適切ではないように思われる。

また、日常家事債務を根拠とした請求を行うのであれば、ひまわりクラブ利用料のみならず、清掃手数料、市営住宅家賃・駐車場利用料、市民病院診療費（個人分）などについても、少なくとも訴訟を提起する場合には、後の強制執行に備えるため、離婚しておらずとも夫婦双方を被告とすべきであると考えられるが、日常家事債務を根拠に夫婦双方を被告とした例は見当たらなかった。そうすると、現状の取扱いは、離婚し

た場合にのみ、日常家事債務を根拠とした請求を行っているものであり、債務者間の公平性を欠いている。

以上のことから、離婚した夫婦について日常家事債務を根拠とした請求を行うことは慎重となるべきであり、また、仮に行うのであれば、離婚をしていない債務者との関係で公平性が確保されるよう留意すべきである。

指 摘

連帯保証人は、単なる保証人とは異なり、催告の抗弁権（民法452条）や検索の抗弁権（民法453条）を有しないのであるから、主債務者と同時に引受通知書を発送すべきである。

意 見

- [1] 引受通知書記載の滞納額に誤りがあると、過大ないしは過少な回収の危険があるのみならず、債務者からの信頼を損ない、その後の回収業務に支障が生じ得る。滞納額は日々変動するものであるから、所管課のシステムに直接アクセスすることができない債権についても、所管課から滞納明細書を取り寄せる等の方法により、債権管理課でも滞納額をチェックすることが望ましい。

- [2] 離婚した夫婦について日常家事債務（民法761条）を根拠とした請求を行うことは慎重となるべきであり、また、仮に行うのであれば、離婚をしていない債務者との関係で公平性が確保されるよう留意すべきである。

3 納付相談

(1) 手続の内容

(i) 相談予約及び相談時間

引受通知書を受領した債務者から連絡があった場合には、債権管理課の窓口で納付相談を実施する。

納付相談は電話予約制であり、事前に電話で日時を指定して予約を取る。相談ブースには限りがあるため、相談ブース数以上に相談予約を入れることのないよう、相談予約は債権管理課内の共通システムで管理している。

相談時間は、1回当たり50分を目安としており、次の①～⑦の時間帯で実施している。

【相談時間】

- ① 9：00～ 9：50
- ② 10：00～10：50
- ③ 11：00～11：50
- ④ 13：00～13：50
- ⑤ 14：00～14：50
- ⑥ 15：00～15：50
- ⑦ 16：00～16：50

(ii) 相談時に持参してもらう資料

納付相談には、①引受通知書に同封した【資料7-8】「生活・財産状況申出書」、②収支状況がわかる書類、③印鑑（認印）を持参してもらう。

「生活・財産状況申出書」はあらかじめ記入して持参するよう案内している。

(iii) 納付相談の流れ

(a) 納付相談では、債務者の持参した「生活・財産状況申出書」及び収支状況がわかる書類を見ながら、債務者の生活、収支及び財産の状況について聴取りを行い、一括ないしは分割での納付額を相談する。相談担当職員は基本的に1名であるが、複雑ないし困難な事案については、職員2名で対応する。相談の内容は、相談担当職員が【資料7-9】「交渉記録メモ」に手書きで記入しておき、納付相談終了後、債権管理課内の共通システムに入力する。

(b) 相談の結果、一括ないしは分割での納付額が決まれば、債務者に分割納付誓約書を記入させ、署名、捺印をもらう。分割納付額が決まらなくても、債務承認をさせるため、分割納付誓約書に滞納額のみ記載させる場合もある。

分割納付の約束は、債務者の状況に応じて、1か月～6か月の期間とする。初回の分割納付の約束は3か月間を基本とするが、債務者の状況が不安定だったり、変動しやすい場合には短期（1～2か月）の約束とし、逆に状況が安定していて変動が見込まれない場合には長期

(4～6か月)の約束とする。

約束した納付額及び期間に応じて納付書を作成し、債務者に交付する。ただし、債務者が毎月市役所に来所して、債権管理課の窓口で現金にて納付を行う場合もある。

(c) 分割納付の約束をした期間が終了する頃、再度、債務者から納付相談の予約を入れてもらう。約束した期間が経過しても債務者から納付相談の電話予約がなければ、担当職員から債務者宛に電話をし、納付相談の予約を入れる。

(2) 相談率

平成24年度から平成27年度までの相談率(引受件数に占める納付相談人数の割合)は下表のとおりである。平成24年度は全体の相談率が55.5%であったが、平成25年度には47.4%に低下し、同年度以降は平成26年度47.7%、平成27年度48.2%とほぼ横ばいである。平成24年度に比べて平成25年度以降の相談率が低下したのは、全体の引受件数に占める回収困難事案の割合が増加したためであると考えられる。

また、分割納付が順調に進んでおり、債務者の生活状況に特段の変化がない場合、債務者が来所することなく電話で分割納付額を決定し、分割納付誓約書を郵送でやり取りする場合がある。そのような事案の増加も相談率を低下させたものと考えられる。

【表8-6】相談率（平成24年度～平成27年度）

	債権名	平成24年度			平成25年度		
		引受件数(A)	相談人数(B)	相談率(B/A)	引受件数(A)	相談人数(B)	相談率(B/A)
1	清掃手数料	45	28	62.2%	46	24	52.2%
2	生活保護費返還金等	42	22	52.4%	45	29	64.4%
3	ひまわりクラブ利用料	107	61	57.0%	63	30	47.6%
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	248	160	64.5%	224	125	55.8%
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	54	34	63.0%	71	43	60.6%
6	奨学金返還金	—	—	—	10	7	70.0%
7	市民病院診療費(個人分)	136	46	33.8%	147	29	19.7%
	合計	632	351	55.5%	606	287	47.4%

	債権名	平成26年度			平成27年度		
		引受件数(A)	相談人数(B)	相談率(B/A)	引受件数(A)	相談人数(B)	相談率(B/A)
1	清掃手数料	42	25	59.5%	40	20	50.0%
2	生活保護費返還金等	51	29	56.9%	62	39	62.9%
3	ひまわりクラブ利用料	36	17	47.2%	46	17	37.0%
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	208	123	59.1%	191	127	66.5%
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	56	32	57.1%	55	19	34.5%
6	奨学金返還金	14	8	57.1%	12	9	75.0%
7	市民病院診療費(個人分)	159	36	22.6%	162	43	26.5%
	合計	566	270	47.7%	568	274	48.2%

(3) 納付誓約率

平成24年度から平成27年度までの納付誓約率（引受件数に占める納付誓約件数の割合）は下表のとおりである。全体の収入率及び納付相談率が平成25年度以降低下したのに比べて、納付誓約率は平成24年度37.8%、平成25年度37.5%とほぼ横ばいであったが、平成26年度は39.0%、平成27年度は42.2%と徐々に上昇している。

これは、債権の引受時から時間が経過するにつれて、短期・高額分納の事案数が減少し、長期・少額分納の事案数が増加したためであると考えられる。

【表8-7】納付誓約率（平成24年度～平成27年度）

	債権名	平成24年度			平成25年度		
		引受件数(A)	誓約件数(B)	誓約率(B/A)	引受件数(A)	誓約件数(B)	誓約率(B/A)
1	清掃手数料	45	17	37.8%	46	23	50.0%
2	生活保護費返還金等	42	24	57.1%	45	25	55.6%
3	ひまわりクラブ利用料	107	42	39.3%	63	20	31.7%
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	248	103	41.5%	224	101	45.1%
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	54	33	61.1%	71	42	59.2%
6	奨学金返還金	—	—	—	10	5	50.0%
7	市民病院診療費(個人分)	136	20	14.7%	147	11	7.5%
	合計	632	239	37.8%	606	227	37.5%

	債権名	平成26年度			平成27年度		
		引受件数(A)	誓約件数(B)	誓約率(B/A)	引受件数(A)	誓約件数(B)	誓約率(B/A)
1	清掃手数料	42	19	45.2%	40	13	32.5%
2	生活保護費返還金等	51	28	54.9%	62	54	87.1%
3	ひまわりクラブ利用料	36	5	13.9%	46	8	17.4%
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	208	111	53.4%	191	131	68.6%
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	56	32	57.1%	55	23	41.8%
6	奨学金返還金	14	7	50.0%	12	9	75.0%
7	市民病院診療費(個人分)	159	19	11.9%	162	3	1.9%
	合計	566	221	39.0%	568	241	42.4%

(4) 監査事項

次の①～⑦の監査事項について監査を行った。

- ①納付相談を適切な頻度で実施しているか
- ②債務者の生活、収支及び財産の状況について漏れなく聴取しているか
- ③収支状況がわかる書類を提出させているか
- ④分割納付額は適切か
- ⑤分割納付の約束の期間は適切か
- ⑥分割納付誓約書を作成させているか
- ⑦相談内容を記録に残しているか

(5) 監査結果

- (i) 納付相談を適切な頻度で実施しているか

納付相談は、2回目の相談は3か月後を目途とし、分割納付が順調な場合には6か月おきに面談するなど、債務者の状況に応じて、概ね適切な頻度で

実施されていた。

もちろん、債権管理課職員が適切な頻度での来所相談を指示しても、債務者がその指示に従わないケースは多数存在したが、債権管理課職員の指示自体は適切に行われている事案が大半であった。

具体的には、債務者が持参すべき資料を持参しない場合には、再度できる限り直近の日付で相談予約を入れ資料を持参するよう指示する、主債務者のみが来所した場合には、連帯保証人とも相談した上で、再度来所ないしは両名にて来所するよう指示する、分割納付額を決定するに当たって検討課題（家族との協力、収支の見直し等）がある場合には、その検討課題に対する回答を用意した上で再度来所するよう指示する等、きめ細やかな対応がなされていた。

ただし、本来、来所での納付相談を指示すべきであるのに、電話でのやり取りで済ませてしまっているケースが若干ながら見られた。分割納付が順調に行われている場合には、債務者が多忙等の理由により来所できないので電話及び郵送での対応にしてもらいたいと申し入れた場合に、それに応じることは問題がないであろうが、分割納付が遅れがちであるにもかかわらず、安易に電話及び郵送での対応に応じることは問題がある。実際、担当者と債務者との間でどの程度のやり取りがなされたかは、管理経過一覧表の記載から必ずしも窺い知れるものではないが、債務者都合で来所できない場合には、その理由を管理経過一覧表に明記し、次回は必ず来所を求めるなど、粘り強い対応が望まれる。

(ii) 債務者の生活、収支及び財産の状況について漏れなく聴取しているか

債務者の生活及び収支の聴取り状況に問題はないが、財産については十分な聴取りがなされていない事案が多く見られた。

債務者は、納付相談に当たって、【資料7-8】生活・財産状況申出書を記載して持参することとなっているが、債務者が、同申出書を記載してこなかったり、記載していても不十分な記載になっていることがある。特に、同申出書の「資産の部」欄については、不十分な記載となっていることが多いが、納付相談の場で追加記載させたり、聴取りをすることなく、不明なままになってしまっている。

非強制徴収債権には、強制徴収債権のような財産調査権がないのであるから、将来の強制執行に備えるためにも、債務者の収入及び財産に関する

情報は、できる限り債務者から任意に入手するよう留意しなければならない。納付相談は1回当たり50分を目安としており、時間が限られているため、生活・財産状況申出書の全ての事項について漏れなく追加記載させたり、聴取りをすることは困難であろうが、重要な事項については記載ないし聴取り漏れのないようにする必要がある。

そこで、最低限、不動産と自動車の保有の有無は、空欄のままにすることなく追加で記載させるか、聴取りをするべきである。

また、「収入の部」欄の「振込先金融機関名」及び「支店名」についても、空欄となっていることが多い。給与等の振込先金融機関名及び支店名は、将来、預金を差押える場合に重要な情報となるから、必ず追加で記載させるか、聴取りをするべきである。

(iii) 収支状況がわかる書類を提出させているか

債務者に給与、事業収入、年金等の収入がある場合、収入額及び就労先について聴取りはしているが、その裏付けとなる資料（給与明細、源泉徴収票等）を提出させていない事案が3分の2程度あった。

これは、債務者が納付相談の際に収入資料を持参しなかったものと思われるが、裏付け資料がなければ債務者の申告した収入額が正しいのか確認できず、また、就労先の情報を正確に自己申告させるという点で、収入資料を提出した債務者との間に不平等が生じる。

そこで、納付相談の際に収入資料を持参しなかった債務者に対しては、収入資料を郵送で提出するよう求めるか、次回の納付相談時に持参するよう指示すべきである。

(iv) 分割納付額は適切か

分割納付額は、多くの事案で、債務者の収支状況に応じて柔軟に増額や減額をし、また、分割納付によって債務者の手元に残る生活費が生活保護基準を下回らないように配慮をするなど、適切に定められていた。ただ、債務者の生活状況に鑑みるに、若干分割納付額が多すぎるのではないかと感じられる事案もないではなかった。

また、生活保護受給者から、月1万5000円を回収している事案が2件（内1件は重複して生活保護返還金等も返還中）、当初月1万円だったが徐々に減額となり、月3000円での分割納付となった事案が1件あった。

生活保護受給者は、最低限度の生活費で生活しており、支給される保護費は生活費として費消すべきであるので、既存の債務の返済をすることは認められていない（ただし、生活保護法63条に基づく返還金及び同法78条に基づく徴収金は除く）。実際に、ケースワーカーは、生活保護受給者に対して、一般的に、生活保護受給前に生じた債務を保護費によって返済しないよう指導している。

したがって、そもそも生活保護受給者から分割納付をさせることが妥当なのか問題があり、さらには、分割納付をさせるとして月1万円～1万5000円という金額が妥当であるのか問題がある。監査人としては、生活保護受給者から保護受給前の債務を返済させることは問題であり、緩和措置（履行延期の特約等）を講じるべきであると考えが、この点は後述する。少なくとも、新潟市における3人世帯（33歳，29歳，4歳）の保護費が14万5000円，高齢者単身世帯（68歳）の保護費が7万2110円であることを考慮すると、この中から月1万円～1万5000円を捻出することが困難であることは言うまでもなく、分割納付によって最低生活を下回る事態となることは避けがたい。

以上のことから、生活保護受給者に対しては、最低限度の生活費で生活していることを考慮し、分割納付の妥当性及び分割納付額の妥当性について慎重に考慮し、決定するべきである。

(v) 分割納付の約束の期間は適切か

分割納付の約束は、債務者の状況に応じて、1か月～6か月の期間で適切になされており、特に問題はなかった。

(vi) 分割納付誓約書を作成させているか

分割納付に応じる場合には、必ず分割納付誓約書を作成させており、特に問題はなかった。

ただし、分割納付誓約書を作成したものの、直ちに、もしくは1～2回分割納付をした後、約束どおりの分割納付がされなくなる場合がある。このような場合に、債権管理課職員が行った電話催告に対し、債務者が口頭で、分割納付誓約書とは異なる履行期限での納付を約束することがある。この口頭での約束について、追って分割納付誓約書を作成させることはしていないが、口頭での約束は大半が守られておらず、単に催告を延ばすだけの結果となっ

ている。

そこで、債務者が分割納付誓約書に従った履行をせず、分割納付誓約書とは異なる履行期限での納付を電話で申入れた場合には、安易にその場で応じるのではなく、再度納付相談を実施し、分割納付誓約書を作成させるべきである。

(vii) 相談内容を記録に残しているか

納付相談を実施したものの、相談の内容が記録されていない（共通システムに入力されていない）事案が1件だけあったが、その他の事案では、相談内容が記録に残されていた。

ただし、相談内容をどの程度記録しておくかは担当職員の裁量に委ねられており、記録の内容は詳細なものから簡潔なものまで程度に差があった。

そこで、納付相談の内容について、必ず記録しておくべき事項をテンプレート化し、テンプレートを利用して記録すれば、記録内容に差が生じることを防げるものと思われる。

例えば、【来所者】【生活・財産状況申出書】【収入資料】【滞納額】【当日納付額】【分割納付誓約書】【分割納付額】【納付期間】【次回納付相談時期】というようなテンプレートを作成し、各項目の後に内容を入力するという方法である。

指 摘

[1] 生活・財産状況申出書の「資産の部」欄及び「収入の部」欄の「振込先金融機関名」及び「支店名」が空欄のまま提出させている事案が多い。

非強制徴収債権には、強制徴収債権のような財産調査権がないのであるから、将来の強制執行に備えるためにも、債務者の収入及び財産に関する情報は、できる限り債務者から任意に入手しなければならない。

最低限、「資産の部」欄の不動産と自動車の保有の有無及び「収入の部」欄の「振込先金融機関名」及び「支店名」は追加で記載させるか、聴取りをするべきである。

[2] 納付相談時に、債務者が収入資料を提出していない事案が3分の2程度あった。

収入資料を持参しなかった債務者に対しては、収入資料を郵送で提出す

るよう求めるか、次回の納付相談時に持参するよう指示すべきである。

- [3] 生活保護受給者から、月1万5000円を回収している事案が2件、当初月1万円を回収していた事案が1件あった。生活保護受給者は、そもそも最低限度の生活費で生活していることから、月1万円～1万5000円を分割納付することによって、最低生活を下回る事態となることは避けがたい。

生活保護受給者に対しては、最低限度の生活費で生活していることを考慮し、分割納付の妥当性及び分割納付額の妥当性について慎重に考慮し、決定すべきである。

意見

- [1] 分割納付が遅れがちであるにもかかわらず、納付相談を実施せず、安易に電話及び郵送での対応に応じることは問題がある。債務者都合で来所できない場合には、その理由を管理経過一覧表に明記し、次回は必ず来所を求めるなど、粘り強い対応が望まれる。
- [2] 債務者が分割納付誓約書に従った履行をせず、分割納付誓約書とは異なる履行期限での納付を電話で申入れた場合には、安易にその場で応じるのではなく、再度納付相談を実施し、分割納付誓約書を作成させるべきである。
- [3] 相談内容をどの程度記録しておくかは担当職員の裁量に委ねられており、記録の内容は詳細なものから簡潔なものまで程度に差があった。
- 記録内容に差が生じることを防ぐため、納付相談の内容について、必ず記録しておくべき事項をテンプレート化し、テンプレートを利用して記録することを検討されたい。

4 分割納付の履行チェック

(1) 手続の内容

(i) 分割納付の方法

分割納付の約束をした債務者は、交付された納付書を用いて、金融機関等で納付を行う。また、債務者が市役所に来所し、債権管理課の窓口で現金にて納付を行う場合もある。

(ii) 分割納付の確認

債務者が、納付書を用いて分割納付を行った場合には、基本的に、納付から4営業日で各所管課の収納システムに反映され、システム上で納付されたことを確認することができる。

しかしながら、債権管理課が所管課の収納システムに直接アクセスして納付を確認できる債権と、直接アクセスすることができず、所管課からの報告によって納付の有無を確認する債権がある。その内訳は次のとおりである。

① 清掃手数料，生活保護費返還金等，市営住宅家賃・駐車場使用料及び母子父子寡婦福祉資金償還金

債権管理課が所管課の収納システムに直接アクセスして、納付の有無を確認することができる。

② ひまわりクラブ利用料，奨学金返還金

債権管理課が所管課の収納システムに直接アクセスすることができず、所管課から月1回なされる納付報告によって納付の確認をする。

所管課は、前月の月末までになされた納付について、当月3週目頃に納付報告を行っている。

③ 市民病院診療費（個人分）

債権管理課が市民病院の収納システムに直接アクセスすることができず、市民病院から月1回なされる納付報告によって納付の確認をする。

市民病院は、前月の月末までになされた納付について、当月2週目頃に納付報告を行っている。

(iii) 分割納付の履行チェック

分割納付の履行チェックの方法は、各債権の担当者に委ねられている。担当者によって、パソコンでエクセル表を作成して履行のチェックをしたり、

紙ベース（分割納付誓約書に赤字で㊦と日付を記載する方法等）で履行のチェックをしている。なお、生活保護返還金は、所管課から【資料8-8】返還金管理台帳を引継いでおり、同台帳を用いて履行のチェックをしている。

分割納付が約束どおり履行されなかった場合には、電話、文書送付、自宅等への訪問によって催告を行う。

【資料8-8】返還金管理台帳

返還金管理台帳

頁

返還番号							氏名							
返還種別								住所						
決定日付														
返還金額														
返済回数														
返済区分	生年月日			年齢		性別		電話番号						
返還理由														
ケース番号				宛名番号				地区担当						
世帯番号				民生委員				返納命令番号						
通知発行日				納通発行日				当初納期限						
督促状発行日				督促状納付期日				債務承認日						
最終納付日				時効年月日				直近催告書発行日						
				欠損年月日				直近催告書期限						
備考														
回数														
返済予定額														
返済	返済年月日			返済額										
返済残額														
回数														
返済予定額														
返済	返済年月日			返済額										
返済残額														
回数														
返済予定額														
返済	返済年月日			返済額										
返済残額														

(2) 監査事項

分割納付の履行チェックが適切になされているかについて監査を行った。履行チェックの適切性は、分割納付が滞ってから（約束した分割納付の履行期が経過してから）1か月以内に電話等の催告を行っているかどうかによって判断した。

(3) 監査結果

分割納付の約束に至った事案のうち、分割納付の履行チェックに問題があると見られる事案が半数程度あった。その中には、最初の履行遅滞から3～4か月经ってから電話等の催告を行っている事案が散見され、6か月以上経過してから催告を行っている事案も数件あった。

また、平成27年度末に各所管課に返還となった事案より、継続事案の方が分割納付の履行チェックに問題がある事案が多く見られた。

指 摘

[1] 分割納付の履行チェックに問題がある事案が多い。

分割納付が滞った場合に、遅滞なく適切に催告することで、債務者には、分割納付の約束を守らなければならないという責任感と緊張感が生まれ、順調な履行の促進に繋がる。

月払いの分割納付の場合には、毎月1回必ず分割納付の履行チェックを行い、履行遅滞がある場合には、直ちに電話等の催告を行うべきである。

[2] ひまわりクラブ利用料及び奨学金返還金について、所管課から、前月の月末までになされた納付について、当月3週目頃に納付報告がなされているが、基本的には4営業日で収納システムに反映されることからすると、市民病院診療費（個人分）同様、当月2週目頃には納付報告をすることが可能であると考えられる。

所管課からの納付報告が遅くなると、その分、遅滞があった場合に債権管理課で電話等の催告をする時期が遅くなってしまう。

ひまわりクラブ利用料及び奨学金返還金について、所管課に対し、前月の月末までになされた納付についての報告を当月2週目頃にするよう求めるべきである。

意見

分割納付の履行チェックの方法は、各債権の担当者に委ねられているが、【資料 8-8】返還金管理台帳のような統一的な書式を用いてチェックを行う方が、チェック漏れが生じにくく、責任者が各担当者の業務をチェックする場合にも便利である。

分割納付の履行チェック用の統一的な書式を作成されたい。なお、【資料 8-8】返還金管理台帳には返済予定日の記入欄がないが、同欄を設けた方がチェック漏れを防止できると思われる。

5 電話・文書・訪問による催告

(1) 手続の内容

債務者が引受通知書に無反応な場合、分割納付が滞っている場合、約束した分割納付を履行したものの次回納付相談の予約を入れない場合等、債務者に対する催告が必要な場合には、電話、文書、自宅等への訪問の方法により催告を行う。

(i) 電話による催告

債務者に対する催告が必要な場合に、債務者の電話番号が判明していれば、基本的に、まずは電話で催告を行う。

電話番号が判明していないか、電話催告に対する反応がない場合には、文書もしくは自宅等への訪問による催告を行う。文書か訪問かの選択は、債権管理課職員が臨機応変に行っている。

(ii) 文書による催告

催告の目的に応じて、滞納金の支払を催告する文書や来庁を要請する文書を作成し、債務者に送付する。

訴訟の提起前には、支払がなければ法的手続をとる旨記載した最終催告の文書を内容証明郵便で送付する。

(iii) 自宅等への訪問による催告

自宅等への訪問は、債権管理課職員が2人1組となり、月に1回、1日10軒程度行っている。訪問した際、債務者が不在であれば、債権管理課に連

絡するよう記載した不在箋を置いてくる。

(2) 監査事項

電話による催告、文書による催告、自宅等への訪問による催告について、① 手続上及び内容面での問題がないか、②電話、文書、訪問の手続選択が適切になされているか、について監査を行った。

(3) 監査結果

(i) 電話による催告の問題点

債務者に電話、文書、訪問のいずれか、もしくはこのうち複数の方法により催告を行ったものの、債務者からの反応がない、もしくは、途中から連絡が途絶えた等の理由により、債務者の勤務先に電話した事案が4件あった。

債権管理課へのヒアリングによれば、債務者の勤務先に電話したのは催告目的ではなく、債務者が再三の電話や文書催告を無視し、連絡が取れないためであるとのことであった。

しかしながら、債務者の連絡先（住所又は電話番号）が不明であり、勤務先に電話する以外に債務者への連絡方法が全くない場合はともかくとして、債務者に対して電話、文書、訪問による催告が到達しているにもかかわらず、これを債務者が無視しているという場合には、債務者に納付意思がないことは明らかであるから、訴訟を提起すればよいのであって、勤務先に電話をする必要はない。

また、たとえ債権管理課が課名を名乗らずに勤務先に電話をしたとしても、勤務先に対して市から電話があるということは通常の事態ではなく、勤務先において債務者に対する詮索等の不当な干渉を招くおそれがあり、ひいては、債務者に市への未納債務があることが勤務先において発覚し、それを理由に不利益な扱いを受けるおそれもある。

以上のことから、債務者に対して電話、文書、訪問による催告を行ったものの、これに対する反応がないか連絡が取れなくなった場合には、訴訟を提起すべきであって、勤務先への電話をすべきではない。

(ii) 文書による催告の問題点

- (a) 債務者に対し、「強制徴収予告通知書」という表題の文書を送付している事案が1件あった。同文書の内容は、法的手続（訴訟）の予告であ

り、内容面での問題はない。しかしながら、「強制徴収」とは一般的に滞納処分を意味するため、表題を見た債務者に滞納処分を予告されるとの誤解を生じかねず、適切ではない。

(b) 債務者に対し、「強制執行予告通知書」という表題の文書を送付している事案が散見された。同文書の内容は、上記(a)同様、法的手続(訴訟)の予告であり、内容面での問題はない。しかしながら、訴訟等により債務名義を得た後でなければ強制執行はできないにもかかわらず、「強制執行予告通知」という表題からは、直ちに強制執行を行えるかのような誤解を生じかねず、適切ではない。

(c) 訴訟の提起前に、債務者に対して最終催告文書を内容証明郵便で送付していない事案が1件あった。内容証明郵便での最終催告をされた上で訴訟を提起された他の債務者との関係で公平性を欠き、適切ではない。

(iii) 自宅等への訪問による催告の問題点
特に問題のある事案はなかった。

(iv) 手続選択の問題点

債務者が電話に出ないにもかかわらず、長期間にわたり、短ければ数日、長ければ数か月を置いて電話催告だけをつけ、文書や訪問による催告を行わなかった事案が数件あった。

曜日や時間帯を変えても債務者が電話に出ず、折り返しの電話もない場合には、債務者が意図的に電話に出ていないことが予想されるのであるから、文書や訪問による催告に切り替えるべきである。

指 摘

[1] 債務者に対し、法的手続(訴訟)を予告する内容の文書であるにもかかわらず、「強制徴収予告通知書」又は「強制執行予告通知書」という表題を用いている事案が散見された。

これらの表題は、強制徴収(滞納処分)が可能であるかのような誤解や、直ちに強制執行をすることが可能であるかのような誤解を生ぜしめるため、改められたい。

なお、「最終催告書」「法的手続予告通知書」「訴訟予告通知書」等の表題でよいものと思われる。

[2] 債務者が電話に出ないにもかかわらず、長期間にわたり、電話催告だけを続けている事案が数件あった。

曜日や時間帯を変えても債務者が電話に出ず、折り返しの電話もない場合には、債務者が意図的に電話に出ていないことが予想されるのであるから、文書や訪問による催告に切り替えるべきである。

意見

債務者に電話、文書、訪問により催告を行ったものの、債務者からの反応がない、もしくは、途中から連絡が途絶えた等の理由により、債務者の勤務先に電話した事案が4件あった。

債務者の勤務先に電話をすることは、勤務先において債務者に対する詮索等の不当な干渉や不利益な扱いを招くおそれがあり、適切ではない。

債務者からの反応がないか連絡が取れなくなった場合には、訴訟を提起すべきであって、勤務先への電話をするべきではない。

6 支払督促・訴訟

(1) 手続の内容

市長は、督促後、相当期間を経過してもなお債務が履行されないときは、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求しなければならない（自治法第240条第2項、自治令第171条の2）。

そのため、引受通知書の送付、納付相談、電話・文書・訪問による催告という手続を経てもなお一括ないしは分割納付に結び付かなかった場合及び分割納付の滞りが解消されない場合には、後述する緩和措置をとらない限り、法的手続を実施する必要がある。

債権管理課が実施している法的手続は、支払督促及び訴訟である。調停申立ては行っていない。

(i) 支払督促

支払督促とは、申立人の申立てのみに基づいて裁判所書記官が金銭の支払を命じる略式の手続である。債務者が支払督促を受け取ってから2週間以内に異議を申立てると訴訟へと移行する。債務者が異議を申立てずに支払督促が確定した場合には、判決と同様の効果が生じ、仮執行宣言を得て強制執行をすることができる。

債権管理課では、市民病院診療費（個人分）のみ、支払督促を実施している。これは、市が訴訟を提起する場合には議会の議決が必要であり（自治法第96条第1項第12号）、支払督促に異議申立てがなされて訴訟へと移行する場合にも議会の議決が必要とされることから、市民病院診療費（個人分）については、地方公営企業法第40条第2項により自治法第96条第1項第12号の適用除外となっているため、支払督促に異議申立てがなされても議会の議決が不要であることが理由である。

(ii) 訴訟

市民病院診療費（個人分）以外の債権については、議会の議決を得て、訴訟を提起する。なお、市民病院診療費（個人分）であっても、当事者が複数いるため訴訟よりも支払督促の手数料が高くなる場合や、債務者の居住地が遠隔地のため支払督促の管轄が遠隔地になってしまう場合など、訴訟の方が適すると判断される事案については訴訟を提起している。

債権額が140万円以下の事案については簡易裁判所に、140万円を超える事案については新潟地方裁判所に訴訟を提起する。

(2) 支払督促及び訴訟の実施件数等

(i) 支払督促

支払督促の平成24年度から平成27年度までの申立件数及び金額は次のとおりである。なお、異議申立てにより訴訟に移行した事案については、訴訟件数としてカウントしているため、支払督促の申立件数には含まれていない。

市民病院診療費（個人分）の引受債権数は、【表8-3】で記載したとおり、平成24年度（136件）から平成27年度（162件）まで年々増加しているが、支払督促の申立件数が最も多かったのは平成26年度であった。市民病院診療費（個人分）の平成26年度の引受債権数は159件であるか

ら、同年度の支払督促申立件数（10件）の引受債権数に占める割合（申立率）は約6.3%である。

【表8-9】支払督促申立件数及び金額

債権名	平成24年度		平成25年度	
	件数	申立額	件数	申立額
市民病院診療費(個人分)	2	210,118	7	894,672

債権名	平成26年度		平成27年度	
	件数	申立額	件数	申立額
市民病院診療費(個人分)	10	1,765,091	4	311,924

※ 申立額＝債権額＋申立費用

(ii) 訴訟

訴訟の平成24年度から平成27年度までの提起件数及び金額は次のとおりである。

債権管理課は平成24年7月17日に設置されたところ、訴訟を提起するには議会の議決を得なければならず、そのための準備が必要なこともあり、平成24年度の訴訟提起件数は0であった。

訴訟提起件数が最も多かったのは支払督促同様平成26年度であるが、7債権合計でも20件であり、同年度の引受債権総数（566件）に占める割合（提訴率）は約3.5%であった。

【表8-10】訴訟提起件数及び金額

	債権名	平成24年度		平成25年度	
		件数	申立額	件数	申立額
1	清掃手数料	0	0	4	579,556
2	生活保護費返還金等	0	0	3	2,004,202
3	ひまわりクラブ利用料	0	0	1	43,580
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	0	0	0	0
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	0	0	0	0
6	奨学金返還金	0	0	0	0
7	市民病院診療費(個人分)	0	0	5	2,228,080
合計		0	0	13	4,855,418

	債権名	平成26年度		平成27年度	
		件数	申立額	件数	申立額
1	清掃手数料	2	412,833	2	406,600
2	生活保護費返還金等	5	7,360,944	2	614,130
3	ひまわりクラブ利用料	5	670,304	5	351,910
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	2	996,264	1	2,680,579
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	0	0	1	1,184,600
6	奨学金返還金	0	0	0	0
7	市民病院診療費(個人分)	6	2,289,845	9	2,105,636
合 計		20	11,730,190	20	7,343,455

※ 申立額＝債権額＋訴訟費用

※ 市民病院診療費（個人分）は、支払督促の異議申立てにより訴訟移行した分を含む

(iii) 法的手続合計件数

支払督促と訴訟の平成24年度から平成27年度までの合計件数は次のとおりである。

各年度とも市民病院診療費（個人分）の件数が7債権の合計件数の半数以上を占めている。

なお、市民病院診療費（個人分）の引受債権数の全体に占める割合は約21%～28%（年度によって異なる）である。

【表8-11】法的手続合計件数

	債権名	法的手続件数			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1	清掃手数料	0	4	2	2
2	生活保護費返還金等	0	3	5	2
3	ひまわりクラブ利用料	0	1	5	5
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	0	0	2	1
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	0	0	0	1
6	奨学金返還金	0	0	0	0
7	市民病院診療費(個人分)	2	12	16	13
合 計		2	20	30	24

(3) 監査事項

①法的手続を実施すべき事案について法的手続を実施しているか、②法的手続の選択は適切か、について監査を行った。

(4) 監査結果

(i) 法的手続を実施すべき事案について法的手続を実施しているか

(a) 分割納付約束の不履行が度重なっているにもかかわらず、分割納付交渉を継続し、法的手続を実施していない事案が数件あった。

また、法的手続を実施した事案であっても、より早期に法的手続を実施できたのではないかと見受けられる事案が若干あった。

(b) 訴訟提起した事案の資料を見ると、議会の議決を得るための資料が相当量にのぼっていた。

法的手続の合計件数に占める市民病院診療費（個人分）の割合の高さを考慮しても、訴訟提起に当たり、議会の議決を得る必要があることが、提訴数と提訴スピードの両面でハードルとなっていることは明らかである。

(c) 市が訴訟を提起するには議会の議決が必要であるが（自治法第96条第1項第12号）、議会の議決事項であっても、軽易な事項であれば、議会の議決により市長の専決処分とすることができる（自治法第180条第1項）。

他の政令市では、【表8-12】のとおり、訴額が一定額以下の訴訟及び市営住宅に関する訴訟について市長の専決処分としている自治体が多い。また、訴額の基準を見ると、大規模市は500万円以下、小～中規模市は100～300万円以下としている自治体が多い。

新潟市の都市規模を考慮すると、訴額が300万円以下の訴訟について、市長の専決処分とすることが相当と思われる。

【表 8 - 1 2】政令市における訴えの提起に係る市長専決処分規定の有無

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市
訴えの提起に係る市長専決処分の規定の有無	○	○	×	○
一般的基準(訴額)	100万円未満	500万円以下		500万円以下
市営住宅について特に定めがあるもの	市営住宅家賃の支払又は明渡(上限なし)	市営住宅家賃の支払い又は明渡(上限なし)		市営住宅家賃の支払又は明渡(上限なし)

	横浜市	川崎市	相模原市	静岡市
訴えの提起に係る市長専決処分の規定の有無	○	○	○	○
一般的基準(訴額)	500万円以下		100万円以下	300万円以下
市営住宅について特に定めがあるもの	市営住宅又は改良住宅の使用料の滞納があった場合の使用料の支払又は明渡	市営住宅又は特定公共賃貸住宅の使用料の支払又は明渡(上限なし)		市営住宅の管理上必要な訴え(上限なし)

	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市
訴えの提起に係る市長専決処分の規定の有無	○	○	○	○
一般的基準(訴額)	300万円以下	100万円未満	50万円以下	500万円以下
市営住宅について特に定めがあるもの	市営住宅家賃等及び明渡(上限なし)	市営住宅の家賃、使用料等の支払又は市営住宅の明渡(上限なし)	市営住宅の家賃滞納に係る当該市営住宅の明渡並びに滞納家賃及び損害賠償金の支払(上限なし)	不動産の管理上必要な訴訟(上限なし)

	堺市	神戸市	岡山市	広島市
訴えの提起に係る市長専決処分の規定の有無	○	○	○	○
一般的基準(訴額)	500万円以下	500万円以下		500万円以下
市営住宅について特に定めがあるもの	市営住宅の明渡	不動産(賃借その他の権原に係るものを含む)の管理上必要な訴え(上限なし)	市営住宅の管理上必要な訴え(上限なし)	不動産の管理上必要な訴え(上限なし)

	北九州市	福岡市	熊本市	新潟市
訴えの提起に係る市長専決処分の規定の有無	○	○	○	×
一般的基準(訴額)	300万円以下	50万円以下		
市営住宅について特に定めがあるもの	市営住宅の管理上必要な訴え(上限なし)	市営住宅の管理上必要な訴え(上限なし)	市営住宅等(これらに附属する駐車場を含む)に係る家賃等の請求及び明渡(上限なし)	

(ii) 法的手続の選択は適切か

(a) 支払督促と訴訟

平成24年度～平成27年度における市民病院診療費(個人分)の支払督促及び訴訟の回収率は下表のとおりであり、合計すると訴訟の方が若干ではあるが回収率が高かった。また、訴訟の合計件数は支払督促の合計件数よりも3件少ないものの、申立額及び取立額は倍以上となっており、訴訟では高額の債権であっても取立てができていくことがわかる。

支払督促は、簡易な手続で債務名義を得ることができるため、強制執

行の対象となる財産がある場合や時効の中断を主目的とする場合は便利であるが、訴訟のように法廷の場で債務者と話し合い、和解が成立するということがないから、債務者の自主的な納付には繋がりにくい。このことが、回収結果に影響しているのではないかと思われる。

また、支払督促に異議が出された場合には、訴訟に移行するため、当初から訴訟を提起するよりも、訴訟が終結するまでに時間と労力がかかってしまう。

したがって、支払督促の申立ては、債務者と話し合いが成立する可能性が低く、かつ、強制執行の対象となる財産がある場合に限って行うべきである。

【表 8 - 1 3】支払督促回収率（市民病院診療費（個人分））

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
件数	2	7	10	4	23
申立額	210,118	894,672	1,765,091	311,924	3,181,805
取立額	0	198,243	591,619	358,402	1,148,264
回収率	0.0%	22.1%	33.5%	100.0%	36.1%

【表 8 - 1 4】訴訟回収率（市民病院診療費（個人分））

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
件数	—	5	6	9	20
申立額	—	2,228,080	2,289,845	2,105,636	6,623,561
取立額	—	495,390	1,249,830	1,226,026	2,971,246
回収率	—	22.2%	54.6%	58.2%	44.9%

(b) 訴訟と調停

債権管理課が平成27年度に訴訟を提起した事案20件について、訴訟の結果は、和解10件、一部和解（一部判決）1件、判決7件、全額納付による取下げ2件であった。判決となった事案の多くは、債務者が出頭せず、いわゆる欠席判決であった。

債権管理課では調停申立てを行っていないが、訴訟であっても、債務者が分割納付での和解を希望する場合には、柔軟に話し合いに応じて和解を成立させており、調停申立てを行っていないことに問題はない。

意見

[1] 訴訟提起に当たり、議会の議決を得る必要があることが、提訴数と提訴スピードの両面でハードルとなっている。

そのため、訴額が300万円以下の訴訟について、市長の専決処分とすることを議会で議決することが望ましい。

[2] 支払督促は、訴訟のように法廷の場で債務者と話し合い、和解が成立するということがないから、債務者の自主的な納付に繋がりにくく、また、異議が出された場合には、訴訟に移行するため、当初から訴訟を提起するよりも、訴訟が終結するまでに時間と労力がかかってしまう。

支払督促の申立ては、債務者と話し合いが成立する可能性が低く、かつ、強制執行の対象となる財産がある場合に限り行うべきである。

7 財産調査・強制執行

(1) 手続の内容

(i) 財産調査

法的手続によって債務名義を得た場合、又は、債務名義を得ることが予定されている場合には、債務者が、強制執行の対象となる財産を所有しているか否かを調査する。

(a) 同意に基づく調査

非強制徴収債権には財産調査権（国徴法第141条など）がないため、財産調査は、債務者から同意を得て行う。債権管理課では、分割納付誓約書と財産調査に関する同意書を組み合わせ、「債務承認・分割納付誓約書兼同意書」という1つの書式にし、債務者に分割納付の誓約をさせると同時に、財産調査に関する同意を取り付けている。

「債務承認・分割納付誓約書兼同意書」の書式は少しずつ内容が違うものが数パターンあるが、最も利用頻度の高い書式【資料8-15】には、財産調査に関する同意について、「債権管理課が納付管理、債務名義取得および強制執行等の法的手続きのために必要とするときは、新潟市が収集した市税の課税・各種料金等の賦課状況及び納付状況等の私の個人情報を利用し、他の司法・行政・金融等の各機関および会社・個人等に私の財産

等の状況を照会するため必要な範囲で氏名・住所・生年月日等の個人情報を提供し、照会先より回答を得ることに同意します。」と記載されている。

【資料 8 - 1 5】

債務承認・分割納付誓約書 兼 同意書

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宛先 新潟市長

誓約者の住所 _____

氏名（自署） _____ ㊟

電 話 _____ 自宅・勤務先・携帯等

私 _____ は新潟市に対して支払うべき下記の債務の存在を承認します。
 本件未納金額は、今後、下記納付計画のとおり、誠意をもって、これを納付することを誓約します。
 なお、下記納付計画に違反して納付を怠ったときは、関係法令に規定する強制執行等を受けても異議はありません。

また、債権管理課が納付管理、債務名義取得および強制執行等の法的手続きのために必要とするときは、新潟市が収集した市税の課税・各種料金等の賦課状況及び納付状況等の私の個人情報を利用し、他の司法・行政・金融等の各機関および会社・個人等に私の財産等の状況を照会するため必要な範囲で氏名・住所・生年月日等の個人情報を提供し、照会先より回答を得ることに同意します。

記

1 未納金額： _____ 円

2 債務の種類： _____

3 納付計画

回数	納付金額	納付期限	回数	納付金額	納付期限
第1回	円	年 月末	第8回	円	年 月末
第2回	円	年 月末	第9回	円	年 月末
第3回	円	年 月末	第10回	円	年 月末
第4回	円	年 月末	第11回	円	年 月末
第5回	円	年 月末	第12回	円	年 月末
第6回	円	年 月末			
第7回	円	年 月末	合計	円	

4 備考 _____

(b) 債権回収の過程での情報収集

照会等の純粋な財産調査の手続とは別に、法的手続に至るまでの債権回収の過程において、債務者の財産に関する情報を収集し、将来の強制執行に備えることも重要である。

(ii) 強制執行

市長は、督促後、相当期間を経過してもなお債務が履行されないときで、かつ、債務名義がある場合には、強制執行の手続をとらなければならない（自治法第240条第2項、自治令第171条の2）。

そのため、債務名義を得た債務者に対しては、財産調査をした上で、裁判所に強制執行を申立てる。

平成24年度から平成27年度までに実施した強制執行の件数及び差押対象財産は下表のとおりである。

【表8-16】強制執行実施件数

	債権名	平成24年度		平成25年度	
		件数	取立額	件数	取立額
1	清掃手数料	0	0	1	3,394
2	生活保護費返還金等	0	0	1	0
3	ひまわりクラブ利用料	0	0	0	0
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	0	0	0	0
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	0	0	0	0
6	奨学金返還金	0	0	0	0
7	市民病院診療費(個人分)	0	0	1	0
	合計	0	0	3	3,394

	債権名	平成26年度		平成27年度	
		件数	取立額	件数	取立額
1	清掃手数料	4	118,345	1	67
2	生活保護費返還金等	2	0	2	403,027
3	ひまわりクラブ利用料	2	399	3	238,296
4	母子父子寡婦福祉資金償還金	0	0	1	89
5	市営住宅使用料・駐車場使用料	0	0	0	0
6	奨学金返還金	0	0	0	0
7	市民病院診療費(個人分)	8	252,032	8	40,943
	合計	16	370,776	15	682,422

【表 8 - 1 7】 差押対象財産

差押対象財産	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合 計
給 与	0	0	4	5	9
預 金	0	3	12	10	25
合 計	0	3	16	15	34

(2) 監査事項

強制執行を実施済み、もしくは実施が予定される事案について、①同意に基づく財産調査が適切に行われていたか、②債権回収の過程での財産調査が適切に行われていたか（納付相談における財産調査は既述のため、納付相談以外での債権回収の過程における財産調査を対象とする）、③強制執行の対象財産の選択は適切か、について監査を行った。

(3) 監査結果

(i) 同意に基づく財産調査

(a) 債務者から同意を得るよりも前に、市税のシステムを利用し、債務者の収入調査をしていた事案が若干あった。

非強制徴収債権には財産調査権がないのであるから、債務者から同意を得ずして市税の課税に係る情報を利用することは違法であり、直ちにやめるべきである。

将来的には、導入が予定されている「（仮称）新潟市統合債権管理システム」において、非強制徴収債権の回収担当者が使用するコンピュータから市税のシステムに許可なくアクセスすることができないよう、アクセス制限を設けることが望ましい。

(b) 債権管理課への引継前に、債務者の祖母が交渉の窓口となり、かつ、債務者に代わって分割弁済をしていた事案で、債権管理課への引継後、祖母の収入額を市税のシステムを利用して調査していた事案が1件あった。

過去に祖母が事実上債務者に代わって弁済を行っていたとしても、祖母自身は、債務者、連帯保証人、保証人のいずれでもない第三者であり、祖母の収入額を調査する必要性はない。

したがって、同意を得ずに行った調査であることはもちろん、必要性

が全くない調査であり、違法かつ不適切である。

(ii) 債権回収の過程での財産調査

- (a) 債務者の自宅を訪問した際、自宅前に駐車されている自動車やバイクのナンバーを控え、債務者の所有か否かを調査した事案が数件あった。

財産調査として適切であるが、債務者の所有であっても、自動車やバイクに対する強制執行（差押）は実施したことがなく、結果として不要な調査となってしまっている。

自動車やバイクの名義を調査するのであれば、これら車両に対する強制執行の実施を検討すべきである。

- (b) 債務者の自宅を訪問した際、郵便受けの中に入っていた封書を見て、差出人と宛名をメモしていた事案が1件あった。

債権管理課へのヒアリングによれば、同事案において裁判所へ居住地調査報告書を提出するに当たり、同書に郵便受けの状況の記載項目があるため郵便受けの中を確認したとのことであった。

しかしながら、裁判所に対して債務者の自宅郵便受けの状況を報告するに当たっては、郵便受けを開けて中の封書を確認することまでは求められておらず、外部から見て郵便物や新聞が溜まっているか否かを報告すれば足りるものである。

封書の差出人及び宛名は「通信の秘密」（憲法21条2項後段）に該当するプライバシー情報であるから、債務者に無断で郵便受けを開けて中の封書の差出人及び宛名を確認することはプライバシー権侵害であり、違法である。

(iii) 強制執行の対象財産の選択

- (a) 債務者の勤務先が判明している場合には給与を、勤務先が不明であるか、又は自営業者、無職である場合には預金を差押えており、債権差押の優先順位は適切であった。

- (b) 不動産や自動車の所有が判明している場合であっても、これらを強制執行の対象としたことがなく、不適切である。特に、不動産の保有については、積極的に調査をしている様子が見受けられなかった。不動産は、

無担保であれば非常に回収可能性が高い財産であるから、その所有の有無は積極的に調査し、所有している場合には強制執行の対象とすべきである。

- (c) 連帯保証人の財産に対して強制執行を行った事案が1件しかなかった。なお、同事案は、主債務者が未成年の事案であった。

ヒアリングによれば、連帯保証人の財産に対して主債務者より先に強制執行を行うことはしていないとのことであった。しかしながら、主債務者に対する強制執行が功を奏していない場合であっても、連帯保証人に対する強制執行を行っていないかった。

そもそも、連帯保証人には検索の抗弁権がないのであるから、主債務者の財産から先に強制執行を行う必要はない。主債務者よりも連帯保証人に資力があると窺われる事案については、連帯保証人に対する財産調査及び強制執行を実施すべきである。

指 摘

- [1] 債務者から同意を得るよりも前に、市税のシステムを利用し、債務者の収入調査をしていた事案が若干あった。

非強制徴収債権には財産調査権がないのであるから、債務者から同意を得ずして市税の課税に係る情報を利用することは違法であり、直ちにやめるべきである。

- [2] 債務者、連帯保証人、保証人のいずれにも該当しない第三者の親族の収入額を市税のシステムを利用して調査していた事案が1件あった。

同意を得ずに行った調査であることはもちろん、必要性が全くない調査であり、違法かつ不適切である。

- [3] 債務者の自宅を訪問した際、郵便受けの中に入っていた封書を見て、差出人と宛名をメモしていた事案があった。

封書の差出人及び宛名は「通信の秘密」（憲法21条2項後段）に該当するプライバシー情報であるから、債務者に無断で郵便受けを開けて中の封書の差出人及び宛名を確認することはプライバシー権侵害であり、違法である。

[4] 不動産や自動車の所有が判明している場合であっても、これらを強制執行の対象としたことがなく、不適切である。

特に、不動産は、無担保であれば非常に回収可能性が高い財産であるから、その所有の有無は積極的に調査し、所有している場合には強制執行の対象とすべきである。

[5] 連帯保証人の財産に対して強制執行を行った事案が1件しかなかった。

連帯保証人には検索の抗弁権がないのであるから、主債務者の財産から先に強制執行を行う必要はない。主債務者よりも連帯保証人に資力があると窺われる事案については、連帯保証人に対する財産調査及び強制執行を実施すべきである。

意見

債務者から同意を得るよりも前に、市税のシステムを利用し、債務者の収入調査をしていた事案が若干あった。

将来的には、導入が予定されている「(仮称)新潟市統合債権管理システム」において、非強制徴収債権の回収担当者が使用するコンピュータから市税のシステムに許可なくアクセスすることができないよう、アクセス制限を設けることが望ましい。

第5 緩和措置

1 緩和措置の内容

債務者が無資力又はこれに近い状態である場合など、債務の支払が困難である場合に、債権の管理及び回収業務を継続することは、生活に困窮している債務者にとっては酷な結果となり、かつ、無駄な管理コストを生じさせることとなる。

そこで、このような場合には、①徴収停止、②履行延期の特約等、③免除、④債権放棄のいずれかの緩和措置を講じることができる（自治法第240条第3項、自治令第171条の5～7、債権管理条例第10条第1項、条例規則第15条第1項）。

各措置の内容については、第4章、第3、2において述べているが、以下でも、確認の意味で条文を掲載する。

(1) 徴収停止

下記条文の要件に該当する場合に、債権の保全及び取立てをしないという措置である。なお、徴収が停止されている間も消滅時効期間は進行する。

地方自治法施行令第171条の5（徴収停止）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(2) 履行延期の特約等

下記条文の要件に該当する場合に、履行期限を延長する特約又は処分である。

延長する期間については、法律上特に定めがない。

地方自治法施行令第171条の6第1項（履行延期の特約等）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

（3）免除

下記条文の要件に該当する場合に、債権を免除する措置である。

地方自治法施行令第171条の7（免除）

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと

認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(4) 債権放棄

下記条文の要件に該当する場合に、債権を放棄する措置である。免除と放棄は同義であり、根拠条文と要件が異なるだけと考えてよい。

債権管理条例第10条第1項に基づき債権放棄をすることができる債権は、300万円以下の債権である（条例規則第15条第1項）。

債権額が300万円を超える場合に、債権を放棄するには、議会の議決が必要である（自治法第96条第1項第10号）。

新潟市債権管理条例第10条第1項（債権放棄）

市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びその債務の履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは、放棄することができない。

- 一 強制執行等又は債権の申出等（自治令第171条の4に規定する措置をいう。）の措置をとったにもかかわらず、なお完全に債務が履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- 二 第7条第4項の徴収停止を行った場合において、当該徴収停止後相当の期間を経過してもなお自治令第171条の5各号のいずれかに該当し、債務を履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- 三 債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、相当の期間を経ても債務の履行の見込みがないと認められるとき。

四 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

五 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

六 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき。

2 緩和措置の実施件数

平成24年度～平成27年度における緩和措置の実施件数は下表のとおりである。平成26年度以降、緩和措置の実施件数は若干増えたものの、4年間における総実施件数は8件にとどまっている。

【表8-18】緩和措置の実施件数

緩和措置	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
徴収停止	0	0	1	1	2
履行延期の特約等	0	0	2	1	3
免除	0	0	0	0	0
債権放棄	0	1	1	1	3
合計	0	1	4	3	8

3 監査方法及び監査事項

(1) 監査方法

平成24年度～平成27年度に緩和措置を実施した8件について、決裁用資料一式を閲覧、検討することにより監査を行った。

(2) 監査事項

緩和措置を実施した事案が、緩和措置の要件を満たしているかについて監査を行うとともに、他の事案についても緩和措置を適用する余地がないかについて

て検討を行った。

4 監査結果

(1) 徴収停止

- (i) 徴収停止がとられた2件は、いずれも事実上倒産した会社に対して措置を講じた事案であり、自治令第171条の5第1号の要件を満たしていた。
- (ii) 自治令第171条の5第2号及び同第3号の適用事案はなかった。しかしながら、徴収停止がとられた2件のうち1件は、会社の代表者（同事案では債務者ではない）が住民票を職権消除されており、行方不明となっていたことからすると、第2号を適用すべき事案はあるのではないかとと思われる。

(2) 履行延期の特約等

- (i) 履行延期の特約等がとられた事案3件のうち、2件は分割納付の約束をした上で、債務者所有の不動産に抵当権を設定した事案であり、自治令第171条の6第1項第2号の要件を満たしていた。

その余の1件は、他県で生活保護を受給中の債務者（高齢、うつ病により就労不可）について、3年間履行期限を延長した事案であった。生活保護を受給中でかつ就労可能性がないことを考慮して、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」（自治令第171条の6第1項第1号）に該当すると判断したものであり、同条の要件を満たしていた。

- (ii) ヒアリングによれば、上記(i)で述べた生活保護事案は、他県在住であることを考慮して履行延期の対象としたとのことであった。

しかしながら、居住地が新潟市内か市外（県外）かということは、緩和措置の適用に差を設ける合理的な理由にはなり得ない。

むしろ、生活保護受給者は、保護費によって最低限度の生活を維持している状態であり、生活保護費返還金等を除き、保護受給前の債務を保護費によって返済することは認められていない。したがって、生活保護受給者から保護受給前の債務（生活保護費返還金等を除く）を返済させるべきではない。これらの点を考慮すれば、生活保護受給者は、「債務者が無資力

又はこれに近い状態にあるとき」（自治令第171条の6第1項第1号）に該当するというべきである。

以上のことから、生活保護費返還金を除き、債務者が生活保護から脱しない限り、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」に該当するものとして、履行延期の特約等の対象とすべきである。

（3）免除

免除がとられた事案はなかったが、要件のハードルが高いため、適用事案がなかったものと考えられる。

（4）債権放棄

（i） 債権放棄がなされた3件の事案のうち、1件は相続人全員が相続放棄をした事案（債権管理条例第10条第1項第5号）、1件は債務者が自己破産し免責が確定した事案（同第4号）であり、所定の要件を満たしていた。

残る1件は、債務者が日本を出国後所在不明となり、日本国内に財産がなく、債権が300万円を超えていたため、議会の議決を得て債権放棄をした事案であり、自治法96条1項10号の要件を満たしていた。

（ii） 債務者が自己破産をした事案（債権管理条例第10条第1項第4号）、債務者の相続人全員が相続放棄をした事案（同第5号）は、非強制徴収債権全体で4年間に2件しかなかったとは思われず、各所管課に同種事案が埋もれているのではないかと考えられる。

各所管課に、同種事案を引継対象として挙げるよう働きかけをし、債権管理課で債権放棄をすべきである。

（iii） 債権管理課では、平成28年度から、消滅時効期間が経過した債権で、かつ、引受通知書を送付しても全く反応がない債務者に対しては、時効を援用するか否かを問う旨の通知書を送付している。

これは、債権管理条例第10条第1項第6号に、債権放棄の要件として「債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき」と規定されているものの、同規定は所在不明者を想定しているため、所在が判明している債務者に対しては、同規定を適用することなく、時効の援用（民法145条）によって時効消滅の処理をしているとのことであった。

しかしながら、債権管理条例第10条第1項第6号の「債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき」との要件は、文言上、所在不明者に限られず、債務者が明示的に時効援用の意思表示をしない場合も含まれると解することができる。

そもそも、債権者と債務者との間に個人的な関係がある場合はともかく、そうでない場合に、時効を援用する権利があることを知りながら債務者がそれを放棄することはほとんど考えられないのであり、市が、債務者からの時効援用の意思表示を待たずして債権を放棄したとしても支障はないものと思われる。

むしろ、「債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき」との規定の適用が所在不明者に限られると狭く解することは、所在が判明している債務者に対しては、時効の援用をするか否かの通知書を送付し、かつ、債務者からの返答（時効援用の意思表示）がなければ債権を消滅させる処理ができないこととなり、事務作業が増えることに加え、回収不能な債権を「落とす」処理が進まないおそれがある。

そこで、引受通知書に債務者が反応し、消滅時効期間が経過した分も含めて債務の承認をした場合には、時効援用権を放棄したものと解し、逆に、引受通知書に債務者が無反応である場合には、「債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき」に該当するとして、債権放棄の対象とすべきである。

意見

[1] 生活保護受給者は、保護費によって最低限度の生活を維持している状態であり、生活保護費返還金等を除き、保護受給前の債務を保護費によって返済することは認められていない。

したがって、生活保護費返還金等を除き、債務者が生活保護から脱しない限り、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」（自治令第171条の6第1項第1号）に該当するものとして、履行延期の特約等の対象とすべきである。

[2] 債務者が自己破産をした事案（債権管理条例第10条第1項第4号）、債務者の相続人全員が相続放棄をした事案（同第5号）は、各所管課に同種事案が埋もれているのではないかと考えられる。

各所管課に，同種事案を引継対象として挙げるよう働きかけをし，債権管理課で債権放棄をすべきである。

- [3] 消滅時効期間が経過した債権で，かつ，引受通知書を送付しても全く反応がない債務者に対しては，時効を援用するか否かを問う旨の通知書を送付するのではなく，「債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき」（債権管理条例第10条第1項第6号）に該当するとして，債権放棄の対象とすべきである。

第6 時効の管理

1 非強制徴収債権の消滅時効

(1) 消滅時効期間

債権管理課が引受けている非強制徴収債権（7債権）の公債権・私債権の別及び消滅時効期間は下表のとおりである。

【表8-19】公・私債権の別及び消滅時効期間

債権名	公／私	時効
清掃手数料	公債権	5年
生活保護費返還金等	公債権	5年
ひまわりクラブ利用料	公債権	5年
母子父子寡婦福祉資金償還金	私債権	10年
市営住宅使用料・駐車場使用料	公債権	5年
奨学金返還金	私債権	10年
市民病院診療費(個人分)	私債権	3年

(2) 時効の援用

公債権は、債務者による時効の援用を要することなく、消滅時効期間の経過によって債権が消滅する（自治法第236条第2項）。

私債権は、消滅時効期間が経過しても、債務者による時効の援用がなければ債権が消滅しない（民法第145条）。

(3) 時効の中断

時効期間の進行中に時効中断事由が発生した場合には、すでに経過した時効期間は無意味なものとなり、中断事由が終了した時から、新たに時効期間が進行することになる。

市の有する債権については、公債権・私債権を問わず、督促に絶対的な時効中断の効力があるが（自治法第236条第4項）、これは初回の督促のみが有する効力である。初回の督促は、各所管課が行っているため、債権管理課が行っている催告には絶対的な時効中断効はなく、催告を行ってから6か月以内に訴訟の提起や支払督促の申立て等を行わなければ、時効の中断効を有しない（民法第153条）。

そのため、時効を中断させるためには、民法第147条の定める時効中断事由である、「請求」（同条第1号）、「差押え、仮差押え又は仮処分」（同条第2号）、「承認」（同条第3号）のいずれかが必要である。

訴訟の提起や支払督促の申立ては「請求」に該当し、債務の支払（一部支払い）や債務承認は「承認」に該当する。

2 時効管理の方法

- (1) 債権管理課では、各担当者が、各所管課の業務システムや引継いだ資料等を用いて、事案ごとに、個別に時効の管理を行っている。

横断的に時効の管理を行うための時効管理台帳は作成していない。

- (2) 私債権（母子父子寡婦福祉資金償還金，奨学金返還金，市民病院診療費（個人分））は、消滅時効期間が経過しても、その旨を債務者に知らせることはしていなかったが、平成28年度から、消滅時効期間が経過した債権で、かつ、引受通知書を送付しても全く反応がない債務者に対しては、時効を援用する可否かを問う旨の通知書を送付している。

3 監査事項

①消滅時効期間が経過した公債権を請求していないか、②時効の中断を適切に行っているか、について監査を行った。

4 監査結果

- (1) 消滅時効期間が経過した公債権の請求

消滅時効期間が経過したにもかかわらず、それを看過して請求を行った事案は見当たらなかった。

- (2) 時効の中断

- (i) 納付相談を実施した事案

納付相談を実施した事案については、債務者に分割納付誓約書を作成させ、債務承認をさせることにより、時効の中断を行っていた。

納付相談を実施したにもかかわらず、債務承認をさせていない事案が1件だけあったが、これは、債務者が死亡したため相続人全員に引受通知書を発送したところ、相続人のうち1名からのみ反応があり、同人のみ納付相談を実施した事案であり、その場で債務承認させなかったこともやむを得ないと思われる事案であった。

また、分割納付誓約書を作成させることにより債務承認をさせた事案のうち、多くの事案では初回の納付相談時に分割納付誓約書を作成させていたが、2回目以降の納付相談時に分割納付誓約書を作成させた事案が数件あった。

債務者が2回目の納付相談に来所するか否かは不明であるし、具体的な分割納付額が決まっていなくとも、債務を承認させ、分割納付の意思を示させるという意味で分割納付誓約書を作成させることは可能である。

したがって、時効中断のためにも、初回の面談時に分割納付誓約書を必ず作成させるべきである。

(ii) 納付相談に至らなかった事案

納付相談に至らなかった事案について、時効中断の目的で、通常の催告手続（電話、文書、自宅等への訪問による催告）を経ずに、早期に法的手続を実施した事案は見当たらなかった。

しかしながら、消滅時効期間の経過が間近に迫っている債権については、督促後、相当期間が経過していることが通常であろうから、法的手続により履行を請求しなければならない（自治法第240条第2項、自治令第171条の2）。

もともと、現状、新潟市では、訴訟を提起するには議会の議決が必要であり、議決を得るための準備に相当な時間と労力を要することが、早期に法的手続を実施するに当たり障害となっている。

そこで、本章第6意見〔1〕で述べたとおり、訴額が300万円以下の訴訟について、市長の専決処分としたうえで、消滅時効期間の経過が間近に迫っている債権については、早期に法的手続を実施すべきである。

指 摘

分割納付誓約書を作成させることにより債務承認をさせた事案のうち、多くの事案では初回の納付相談時に分割納付誓約書を作成させていたが、2回目以降の納付相談時に分割納付誓約書を作成させた事案が数件あった。

債務者が2回目の納付相談に来所するか否かは不明であるし、具体的な分割納付額が決まっていなくとも、債務を承認させ、分割納付の意思を示させるという意味で分割納付誓約書を作成させることは可能である。

したがって、時効中断のためにも、初回の面談時に分割納付誓約書を必ず作成させるべきである。

意見

消滅時効期間の経過が間近に迫っている債権については、督促後、相当期間が経過していることが通常であろうから、法的手続により履行を請求しなければならぬ（自治法第240条第2項，自治令第171条の2）。

そこで、訴額が300万円以下の訴訟について、市長の専決処分としたうえで、消滅時効期間の経過が間近に迫っている債権については、早期に法的手続を実施すべきである。

第9章 関連部署や外部関係機関との連携

第1 全庁的な債権管理の取り組み

1 債権管理基本方針の示す連携

- (1) 平成25年3月4日に新潟市が策定した第1次債権管理基本方針で指摘された課題の解決は、全庁一体となった取組みの推進、債権回収に向けた連携の強化という基本方針を示し、第2次債権管理基本方針により、①庁内連携による対応：ア．滞納解消に向けた関係課連携（債権管理課，所管課，消費生活センターなど），イ．条例の適切な運用による情報共有，ウ．滞納以外の問題解決への連携（納付相談を契機とする消費生活センター，配偶者暴力相談支援センター，自立相談支援機関，福祉事務所などの紹介，案内等），②職務遂行能力の向上：ア．所管債権の説明力強化（研修による職員の能力向上），イ．所管債権の徴収力強化（債権管理課の協力等），ウ．取組み姿勢の強化（債権管理推進委員会による進行管理，関係職員に対する組織的教育）とより進んだ形で具体化された。
- (2) 第2次債権管理基本方針が示すビジョンは、債権管理協力，指導等により債権管理能力の向上した所管課が統合債権管理システムにより債権管理業務を行うということである。同時に同方針は市民への福祉・自立支援という観点から納付相談を契機とする福祉部門との連携にも十分な配慮をしている。
- (3) 所管課の債権管理システムの現状，統合債権管理システムの概要イメージ等は【資料9-1】のとおりである。

【資料 9 - 1】 統合債権管理システムの基本イメージ

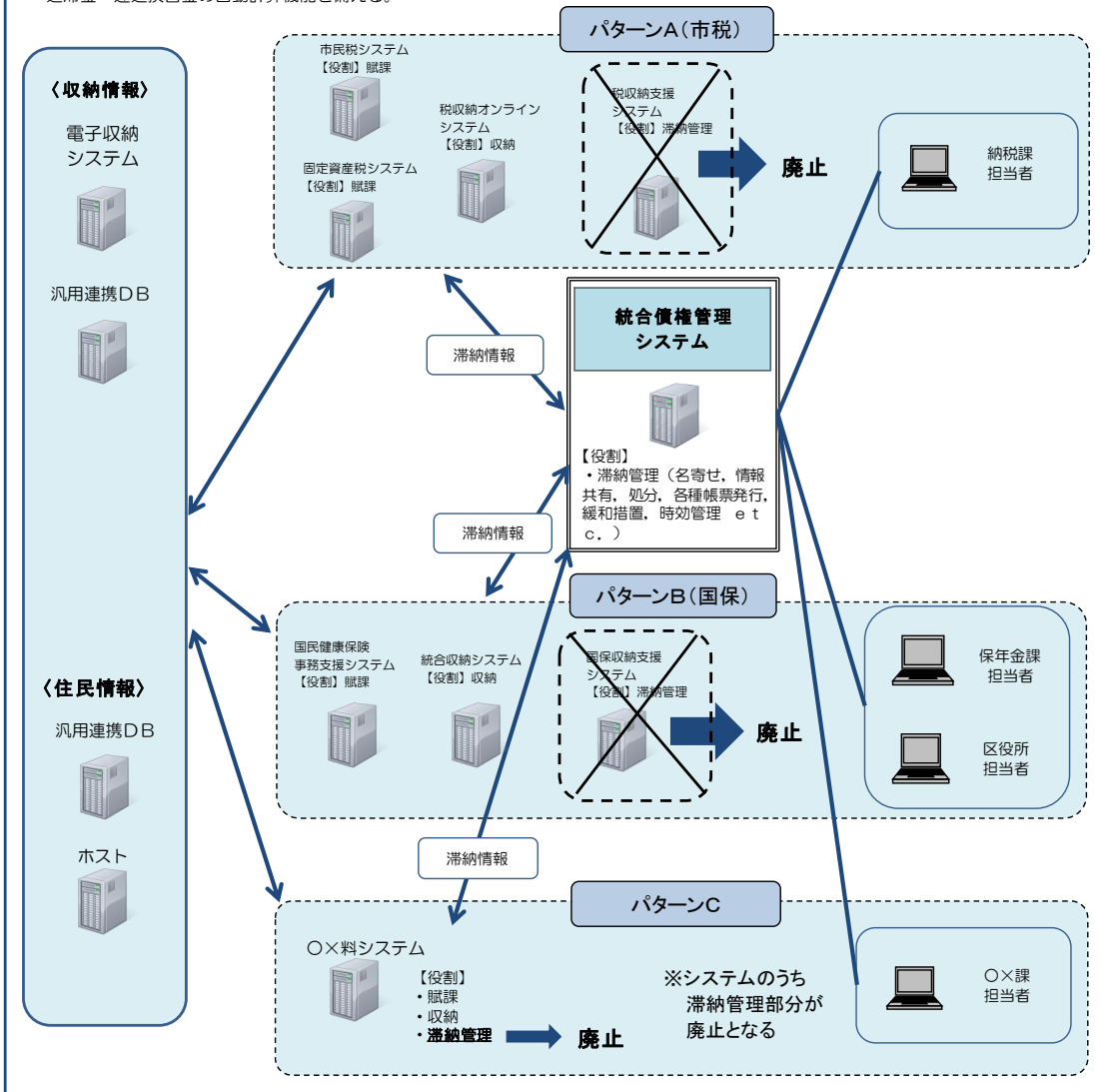
統合債権管理システムの基本イメージ

1 各債権のシステムの現状

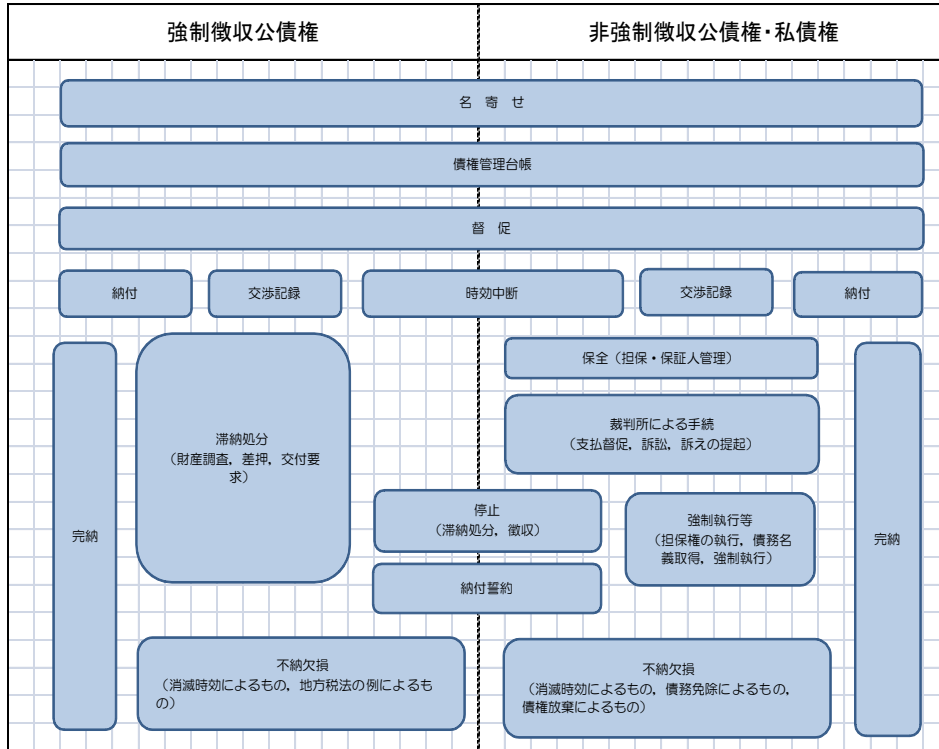
- ・ 現有的各債権の管理システムにおいて滞納処分、分納管理、時効管理等の機能が備わっているのは市税のシステムのみである。
- ・ 市税以外の債権においては、上記の機能が備わったシステムがないため適切な滞納整理が行えない。
- ・ 各債権のシステム間に連携がないため、複数債権の重複滞納者を一元管理することができない。

2 統合債権管理システムの概要イメージ

- ・ 債権管理課引受の14債権について、滞納管理を行なう統合債権管理システムを新規に構築する。
- ・ 14債権の徴収担当者は統合債権管理システムを利用して滞納整理業務を行なう（区役所担当者を含む）。
- ・ 統合債権管理システムの導入により、各所管課のシステムのうち滞納管理を行なうシステム、若しくはシステム中の滞納管理を行なう部分は廃止する。
- ・ 統合債権管理システムは、構築後においても新たな債権を容易に追加できる構造とし、将来的に市の全債権の滞納管理を行なうことを目指す。
- ・ 延滞金・遅延損害金の自動計算機能を備える。



3 事務処理概要のフロー図



- 名寄せを行なうことにより、滞納者の各種データを一元管理する。
- 滞納整理の各ステージにおいて、各種台帳の管理、交渉記録、処分記録、各種帳票の出力機能を持つ。
- 画面上に債権管理の事務フロー図を表示する機能を持たせる等により、担当者の進捗管理をサポートする。
- 条件を設定したうえで各種データの抽出機能を持たせることにより、戦略的な滞納整理方針の策定を可能とする。

2 債権管理課と庁内横断的な債権管理推進委員会との連携

- (1) 新潟市は、平成24年7月17日、税務部門の再編に併せて債権の徴収一元化組織として債権管理課を財務部内に設置した。同課の目的は、単に回収困難な未収金の回収や回収支援にあるのではない。専門的知見や蓄積されたノウハウを所管課に提供し、また、人材育成を通じて所管課の債権管理能力を向上させることも重要な目的としている。
- (2) 新潟市は、債権管理課の設置とほぼ同時期に「新潟市債権管理推進委員会」を設置した。主な債権所管部の部長級職員で構成される同委員会は、庁内横断的な組織で全庁的な債権管理の取組を行うために新設された。新潟市債権管理推進委員会は、債権管理についての各部署の意思統一と情報の共有をし、各部署の未収金縮減に向けた取り組みへの総括的な指導、調整及び進行管理を行ってきた。委員会（委員長・財務部長）は四半期毎の開催、主な債権所管課課長級職員で構成される幹事会（幹事長・債権管理課長）は、毎月開催となっている。
- (3) 債権管理基本方針を羅針盤とし、司令塔としての債権管理推進委員会が債権管理課を推進力として全庁的な債権管理に取り組むというスキームである。

第2 債権所管課との連携

1 債権管理マニュアル，職場内研修等

所管課と債権管理課は、組織的には債権管理推進委員会を介して連携を図り、制度的には債権管理課作成の債権管理マニュアル「債権管理の手引き」により統一的な債権管理を行い、債権管理条例第6条により情報共有ができることになっている。また、職場内研修等により、専門知識やノウハウの伝達を行っている。

2 徴収支援チームによる所管課支援

債権管理課は、平成25年11月に3年の任期付きで採用された民間の債権

回収経験者8名による徴収支援チームによる所管課の徴収支援を行っている。同チームの支援内容は、電話による納付催告と納付相談である。これにより所管課の早期催告を支援した。また、徴収支援チームは、平成26年12月12日、それまでの徴収支援経験を踏まえて「納付相談 実務編」という手引きを作成した。

第3 研修等による人材育成

1 債権管理課職員の外部研修への派遣人数

債権管理課が同課職員を外部研修機関（日本経営協会等）が実施する研修に派遣した人数は、平成27年度は9名である。なお、平成24年度5名、同25年度7名、同26年度6名の派遣実績がある。

2 債権管理課主催の研修実績

平成27年度の債権管理課の主催の研修実績は、資料9-2のとおり8回で、延べ受講者数は426人である。

【資料9-2】平成27年度債権管理課主催研修実績

平成27年度 債権管理課主催研修実績

NO.	研修名	日程	会場	講師	内容	人数
1	新任職員研修	4月16日～17日	納税課分室	職員	組織及び事務分掌。基本方針、債権管理の手引き等	5
2	新任職員のための債権管理研修会	5月18日	本庁舎対策室	職員	債権管理条例等の解説。強制・非強制債権別の徴収実務と徴収チームによるケーススタディ	90
3	職場研修	5月19日	債権管理課	職員	情報セキュリティ、NCSIS、コンプライアンスほか	25
4	債権管理条例研修会	5月25日	南区・101会議室	職員	新潟市債権管理条例の説明と周知	94
		5月26日	北区・第2会議室			
		5月26日	江南区・302会議室			
		5月27日	秋葉区・401会議室			
		5月28日	西蒲区・301会議室			
		5月28日	西区・104会議室			
		5月29日	中央区・本庁各部 白山浦庁舎7-505会議室			
5月29日	東区・会議室B					
5	債権管理専門研修	10月19日	本庁舎対策室1	NOMA専任講師	折衝力強化合同研修 対人交渉のテクニックと実践	62
		10月20日	本庁舎対策室1	NOMA専任講師	強制徴収債権の債権管理と事例研究	28
			本庁舎対策室3	NOMA専任講師	非強制徴収債権の債権管理と事例研究	20
6	職場研修	11月24日 ～26日	納税課分室	債権管理課長	コンプライアンス研修	22
7	債権管理担当者研修会	2月12日	本庁舎対策室 1	職員	非強制徴収公債権及び私債権の債権放棄手続・相統案件の調査と通知、民事執行法による強制執行等	33
8	債権管理研修会	3月24日	本庁舎対策室 1	職員	納付相談実務と債権管理条例施行規則の解説	47

延べ受講者数 426

3 債権管理に関する内部研修等

- (1) 平成27年度の債権管理に関する内部研修等の実施回数は、32回である。内容的には、①伝達研修を含む内部研修、②債権管理課課内研修の充実（事例検討）、③外部講師による専門研修会の開催、④債権管理課職員による全庁を対象とした専門研修会の開催、⑤債権毎の担当者研修、⑥債権管理課での実地研修（窓口相談、滞納処分）である。なお、平成24年度は8回、同25年度は20回、同26年度は32回の研修実績がある。
- (2) 債権管理課では、所管課からの「留学制度」を設けている。これは、債権管理課で差押、搜索、財産調査をする際に引受債権の所管課から職員に来てもらい研鑽を積んでもらおうというものである。

4 所管課とのワーキンググループ

債権管理課は、組織体制、情報共有、事務効率、緩和措置などにつき、引受債権の所管課とのワーキンググループにより、検討作業を行っている。

第4 債権所管課の実情調査（連携との関連で）

1 強制徴収債権所管課に対する文書照会

- (1) 強制徴収債権は非強制徴収債権と異なり、判決等の債務名義がなくとも滞納処分（差押）が可能な債権である。国税徴収法が準用され、本来であれば滞納があれば速やかに、各所管課において、滞納処分をしなければならない債権でもある。また、滞納額が大きくなればなるほど滞納解消が困難となることを考えても、所管課が管理している滞納額の小さいうちに滞納処分をすべきである。
- (2) 滞納処分をする前提として、滞納者の財産・収入の把握が不可欠であるが、これは納付相談により或いは国税徴収法によって与えられている調査権によって調査することになる。

所管課においても滞納者に納付相談通知を定期的を送付して来庁させよ

うとしているが、無反応者も多く、積極的に財産調査をする必要がある。

(3) 加えて所管課が管理している債権が時効によって消滅しては滞納処分をすることも不可能となるから、滞納処分の前提として、時効成立を防ぐ時効管理が不可欠である。

(4) 以上のような観点から各所管課に対して以下の項目について文書による照会を行った。

(i) 問1 財産調査について

調査の有無、頻度、方法及び対象、債権管理課設置以降の変化の有無

(ii) 問2 時効の管理について

時効管理を誰がどのようにしているか、分納の際の充当を誰が把握しているか、時効管理台帳作成の有無

(iii) 問3 平成24年度ないし同27年度に実施した滞納処分について

実施の有無と対象財産の内訳

(iv) 問4 特定の滞納処分担当者の有無と人数

(5) 各所管課の回答は以下のとおりである。

(i) 問1 (財産調査) について

(a) 納税課 (市税)

- ・ 財産調査をしており、全体調査を行う中で高額滞納者より調査している。
- ・ 文書によって金融機関、給与支払者、生命保険会社、官公署に照会する。
- ・ 債権管理課設置後の変化はない。

(b) 保険年金課 (国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料)

(国民健康保険料)

- ・ 保険年金課及び各区役所区民生活課で随時調査している。
- ・ 6か月以上の分納を申出た世帯、納付誓約不履行世帯、催告無反応世帯、長期無納付世帯、分納が複数年にわたっている世帯等を対象としている。
- ・ 文書によって金融機関、給与支払者、生命保険会社に照会する。

- ・ 債権管理課設置以降の変化
 件数 平成25年783件，同26年2833件，同27年1万4519件と増加
 頻度 平成26年以前は保険年金課のみ，同27年から区民生活課も実施
 対象 平成26年以前は滞納処分対象者，同27年から完納まで6か月を超える分納申出者を追加して区民生活課が調査
 (後期高齢者医療保険料)
- ・ 保険年金課で年1回金融機関あて文書照会
- ・ 高額滞納者，納付誓約不履行者，催告無反応者を対象
- ・ 財産調査は平成27年から実施。

(c) 介護保険課 (介護保険料)

- ・ 年1回，催告無反応者のうち，高額所得者を対象に金融機関に預金調査
- ・ 財産調査は平成27年からでそれ以前は実施なし。

(d) 保育課 (保育料)

- ・ 年3回程度，高額且つ支払意思が確認できない未納者に対して調査
- ・ 金融機関及び勤務先に文書照会
- ・ 財産調査は平成26年からでそれ以前は実施なし。

(e) 保健所健康増進課 (未熟児養育医療費負担金)

- ・ これまで財産調査の実績はない。

(f) 下水道部経営企画課 (下水道事業受益者負担・分担金)

- ・ 年1回の調査 (債権管理課に預金調査の依頼)
- ・ 課が滞納処分対象者とした者を対象
- ・ 財産調査は平成27年から上記の方法により，それ以前は実施なし

(ii) 問2 (時効の管理) について

(a) 納税課 (市税)

- ・ 税収納支援システムで期日を表示し各担当者が管理している。
- ・ 分納の際には担当者が分納者に確認のうえ古い期別から充当。
- ・ 税収納支援システムで管理している。

(b) 保険年金課 (国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料)

(国民健康保険料)

- ・ 収納支援システム上の各滞納者の管理画面で担当者が確認するが直近3か月以内に時効完成の債権はその旨表示して注意喚起している。
- ・ 区民生活課で収納支援システムにより分納による充当滞納保険料を特定している。
- ・ 収納支援システムで滞納者に関する台帳を電子的に管理している。

(後期高齢者医療保険料)

国民健康保険料の時効管理と同一である。

(c) 介護保険課 (介護保険料)

- ・ 収納支援システムで全て管理している。納付誓約、分納は区役所窓口で受付けて納付誓約による時効中断は介護保険課が、分納の相談記録は区役所がシステム入力をしている。

(d) 保育課 (保育料)

- ・ 保育料収納担当者が保育料管理システムを用いて管理している (このシステムには時効完成予定日欄がない)。
- ・ 分納の有無は保育料管理システムで関係者全員が把握可能。
- ・ 保育料管理システムの中でデータとして台帳を作成している。

(e) 保健所健康増進課 (未熟児養育医療費負担金)

- ・ 担当者が市の財務システム及び課の未納者台帳で管理している。
- ・ 担当者が古い債権から順に分割して納付期限を設定している。
- ・ 未熟児養育医療費負担金未納台帳を作成している。(この台帳には時効完成予定日欄がない)。

(f) 下水道部経営企画課（下水道事業受益者負担・分担金）

- ・ 担当者によるシステム一括管理をしている。
- ・ 各事務所で担当者が充当を把握して経営企画課に納付計画書を送付している。
- ・ 台帳として受益者負担金システムの未納者データを使用している。
このデータ内に、時効完成予定日欄もある。

(iii) 問3（平成24年度ないし同27年度に実施した滞納処分について）

各所管課において平成24年度ないし同27年度に実施した滞納処分の対象財産及び件数は下表のとおりである。

【表9-3-1】納税課（市税）

(件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債権	2,787	2,944	2,818	1,612
不動産	597	396	310	249
動産	1	4	1	0

(但し、債権管理課執行分を含む)

【表9-3-2】保険年金課（国民健康保険料）

(件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債権	69	317	192	233
不動産	5	16	0	0
動産	0	0	0	0

【表9-3-3】保険年金課（後期高齢者医療保険料）

(件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債権	0	2	1	0
不動産	0	0	0	0
動産	0	0	0	0

【表9-3-4】介護保険課（介護保険料）

（件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債権	0	0	0	2
不動産	0	0	0	0
動産	0	0	0	0

【表9-3-5】保育課（保育料）

（件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債権	0	0	0	3
不動産	0	0	0	0
動産	0	0	0	0

【表9-3-6】保健所健康増進課（未熟児養育医療費負担金）

（件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債権	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0
動産	0	0	0	0

【表9-3-7】下水道部経営企画課（下水道事業受益者負担・分担金）

（件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債権	0	0	0	11
不動産	0	0	0	0
動産	0	0	0	0

(iv) 問4（特定の滞納処分担当者の有無と人数）

（a）納税課（市税）

- ・ 担当者が32名いる。

- (b) 保険年金課（国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料）
 - （国民健康保険料）
 - ・ 担当者が3名いる。
 - （後期高齢者医療保険料）
 - ・ 担当者が1名いる。

 - (c) 介護保険課（介護保険料）
 - ・ 専任は0人，システム担当との兼任1名

 - (d) 保育課（保育料）
 - ・ 専任はいないが，システム担当との兼任は1名いる。

 - (e) 保健所健康増進課（未熟児養育医療費負担金）
 - ・ 専任はいないが，他業務担当者との兼任が2名いる。

 - (f) 下水道部経営企画課（下水道事業受益者負担・分担金）
 - ・ 各事務所に2名いる。
- (6) 各所管課の回答結果を見ると，市税（納税課）や国民健康保険料（保険年金課）は債権管理課設置以前から独自に財産調査や滞納処分をしており，債権管理課とほぼ同様の知識，ノウハウを有しているので債権管理課が特に指導する必要もなさそうである。
- しかし，それ以外の所管課では滞納処分担当者がいるにもかかわらず財産調査も滞納処分もほとんど実績がない。これら実績のない所管課に財産調査，滞納処分の知識，ノウハウを指導し，滞納額が小さいうちに回収することが肝要であろう。

2 非強制徴収債権所管課に対する文書照会

非強制徴収債権には，財産調査権や自力執行力がないので引受債権の管理業務に関し，所管課との連携の必要性は薄い。しかし，所管課職員は，徴収ノウハウの蓄積が不足しているので，徴収支援や人材育成面では連携の必要性は高い。

そこで、所管課6課に対し、「債権管理課が発足した以降、貴課における債権管理について変わった点がありますか」との質問を文書照会したところ、全課から好意的な回答が得られた。代表的な回答は「債権管理課担当職員からの個別の事案対応における助言等のサポート、債権管理課の開催する研修会への参加、債権管理課作成の手引き等の活用等により、当課職員の債権管理についての理解が深まり、事案対応力が向上しました。高額滞納かつ無反応な対応困難事案を、債権管理課に引き継ぎ対応していただいた結果、全ての事案で滞納額が減少し、多くの事案で滞納が解消されました。対応困難事案を引き継いでいただいたことで、当課担当職員の事務負担が軽減され、それ以外の事務に振り向けることができました」（教育委員会学務課回答、引継債権・奨学金返還金）というものである。

第5 福祉部門等関連部署・外部関係機関との連携

1 消費生活センターの取り組み

- (1) 新潟市の自殺率の経年推移が全国平均を大きく上回り、平成21年度は政令市中ワースト1位という不名誉な結果となったことから全庁を挙げて自殺対策に取り組むことになった。消費生活センターは、「新潟市自殺総合対策庁内推進計画」の中で、多重債務者からの相談と生活再建支援を行う担当部署として、自殺対策に取り組むことになった。
- (2) 相談業務は、債務整理相談・闇金融問題の対応（法律専門家や警察との連携）、滞納公租公課の相談、生活福祉資金の借入相談、生活保護の受給相談、市営住宅の入居相談、就労の情報提供、メンタル面の相談などである。
- (3) 第2次債権管理基本方針も消費生活センターについて、滞納解消と滞納以外の問題解決という全方位での連携を期待している。

2 納付相談を契機とする関連部署・外部関係機関との連携

- (1) 地方公共団体の使命は、住民の福祉向上を図るために公共サービスを提供するところにある。したがって、債権管理課や所管課による納付相談による

担当職員の気づきは、問題解決にあたる関連部署や関係機関との連携に繋がらなければならない。

- (2) そこで、債権管理課が納付相談において関連部署・関係機関を紹介した実績を調査したところ、表9-4のとおりであった。

【表9-4】紹介実績

平成27年度

紹介先部署名	件数
消費生活センター	18
パーソナルサポートセンター	9
法テラス	4
弁護士	2
こころの健康センター	2
健康福祉課	2
区民生活課	1
保護課	1
合計	39

平成26年度

紹介先部署名	件数
保護課	10
消費生活センター	5
弁護士	4
パーソナルサポートセンター	2
区民生活課	2
法テラス	1
合計	24

平成25年度

紹介先部署名	件数
消費生活センター	25
市民相談室	3
保護課	4
法テラス	4
合計	36

- (3) 実績としては年間30件前後の紹介件数となっているが、これは債権管理課内共通システムの交渉記録から確認できた件数に過ぎない。債権管理課に対するヒアリングによれば、実際にはかなり多いという。

第6 官民の連携（民間活用）

1 民間活用の必要性

職員25名に対し年間2500件から3000件余という引受債権数からしても債権管理課のマンパワー不足は明らかである。しかし、財政上の理由から職員の増員は期待できない。人事異動による債権管理課の戦力（人材）流失も見逃せない。

内閣府公共サービス改革推進室は、地方公共団体の債権回収業務が滞る要因として、①担当職員の削減、②担当職員の知識・ノウハウ不足、③住民との地縁的なつながり、を指摘している。

そこで、公金債権回収業務について民間専門業者の活用が検討課題となる。

2 民間委託の限度・制限

- (1) 公権力の行使に関する業務は、民間業者に委託できない。具体的には、督促、強制力のある財産調査、強制徴収である。よって、自主納付の呼び掛け、催告（納付の請求）、納付相談、任意の財産調査、代理等による訴訟・強制執行が民間業者への委託可能な業務となる。
- (2) 弁護士法による非弁護士による法律事務の取扱い等の禁止により、弁護士以外の民間業者による法律事務の取扱いは制限を受ける。例外は、サービス（特定金銭に限る）と認定司法書士（訴額140万円以下に限る）である。非法律事務についての制限はない。

3 参考事例のデータ

(1) 回収率

内閣府公共サービス改革推進室が作成した手引き「公金の債権回収業務」～官民連携に向けて～（平成25年3月）の参考資料「地方公共団体における公金債権回収 取り組み状況」の参考事例から、委託債権の回収率が明記された弁護士（7件）の平均回収率は17.7%、サービサー（10件）の平均回収率は5.4%となる。但し、ばらつきが多いので、回収率の高い順から個別にあげてみると、下記のとおりとなる。

記

弁護士（7件）	41.2%、35.2%、19.4%、9%、 8.9%、7.3%、2.9%
サービサー（10件）	14.0%、13.2%、7.0%、6.3%、 4.3%、2.7%、2%、2.0%、1. 8%、0.3%

(2) 委託費用

上記参考事例から、委託費用の傾向を調べたところ、サービサー委託の大部分は、回収額の30%から40%（税別）であった。弁護士への委託費用は、30%（税別）とするものが1件あったが、それ以外は、非開示、成功報酬とするものがあつた他、確定金額での回答が多かつた。同確定金額を回収額で除してみると十数%のものから60%を超えるもの（但し、実費が含まれているか不明なものもある）までばらつきが多かつた。

(3) アナウンス効果

「弁護士名の催告」や「債権回収会社名の連絡」によるアナウンス効果（今まで無反応だった未納者からの反応、納付がある）を指摘する声が多かつた。

4 新潟市の現状

債権管理課においては、未収金の縮減が進み回収困難な債権が顕在化してき

ている一方で、マンパワー不足により日々、公金債権が時効消滅している。しかし、民間での債権管理業務経験者8名を債権管理課の任期付き職員として採用したことは民間活用的一种とも言えるが、それ以外に民間活用の実績はない（但し、保険年金課において、平成27年度から民間委託による「保険料納付お知らせセンター」設置の実績はある）。

意見

移管通知のアナウンス効果は債権管理課からの債権徴収事務引受通知書兼催告書でも認められるところであり、公金債権回収業務の民間委託には一定の効果が期待できよう。

また、東京都江戸川区の例のように納付相談や緩和措置の要否確認のための面談に弁護士を活用する（滞納者からの「面談カード」の徴収と面談弁護士からの「面談結果報告書」の提出、事務局の「チェック担当者の意見書」の作成、報告・決裁）余地もあろう。第2次債権管理基本方針も「弁護士や債権回収会社（サービサー）など民間を活用した、効果的かつ効率的な業務委託について検討します」としている。

この点、債権管理課に対するヒアリングによれば、話題には上るが具体的な検討には至っていないという。確かに、大部分の民間委託が可能な非強制徴収債権の訴訟提起に関しては議会の承認が必要であり、一定額以下の訴訟について市長の専決処分とする前提がなければ、弁護士への委託の効果は限られる。

そこで、訴額が300万円以下の訴訟について、市長の専決処分としたうえで、公金債権管理業務を部分的に民間に委託することを検討されたい。

第10章 総括

第1 監査を終えて

よく言われていることではあるが、債権管理業務の基本は「回収すべき債権は回収し、落とすべき債権は落とす」ということに尽きる。大多数の住民が納期限までに納付を完了しているのに、支払能力がありながら納付をしない悪意の滞納者は許されない。回収すべき債権は回収しなければならない。他方、生活困窮のためにどうしても納付できない弱者に対し、催促を続け追い込むようなことは住民の福祉向上を目指す新潟市の姿勢とは相容れない。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄などの緩和措置を積極かつ適切に実施すべきである。

しかし、「言うは易く行うは難し」である。滞納発生後、直ちに回収に努めるのが債権回収の基本である。回収すべき債権を回収し、落とすべき債権を落とすためには、個々の滞納者の現況を正確かつ迅速に把握し、現況に応じた適切な措置を選択し、選択した措置を速やかに実施しなければならない。これらが本来可能なのは、当初から滞納者と接触している所管課であって、滞納債権を事後的に引き受ける債権管理課ではない。その意味で、債権管理課は現在の全庁的な債権管理の取組みが進展するに従い、縮小されるべき部署であって所管課がいつまでも頼りにすべきものではないと考える（債権管理課の最終的な業務として考えられるのは、一部所管課の徴収支援と要件認定が容易でない緩和措置への関与であろうか）。

平成24年度から始動した債権管理基本方針を羅針盤とし、司令塔としての債権管理推進委員会が債権管理課を推進力として全庁的な債権管理に取り組むという新潟市のスキームは非常に良くできている。これまでの取組みにより、所管課の徴収ノウハウの蓄積は着実に進んでいる。また、将来的には所管課に統合債権管理システムの導入が予定されている。

市税以外の所管課は福祉や公共サービスに関する部署であり、副次的に発生する債権管理に関してはどうしても後回しにしてしまう傾向がみられたが、今後はその様なことは許されない状況となっている。所管課の今後の債権管理業務の取組みに期待する。

第2 指摘・意見の概要一覧

1 指摘の概要一覧

該当項目	No.	指摘概要
第6章 債権管理課		
第5 債権管理課創設後の未収金の状況及び緩和措置実績		
3 平成27年度引受債権の財産別差押件数	1	新潟市は税の賦課との関係で軽自動車の所有者情報を把握しているにも拘らず、債権管理課の自動車の差押実績は同課創設以来1件しかなく、非常に少ない。自動車は、滞納者やその家族の営業や通勤の手段として利用されている場合が少なくない。しかし、そのような個別・具体的事情は当該自動車が差押禁止財産に該当するか否か、当該滞納者に対し緩和措置を講ずべきか否かなどの問題であって、自動車の差押について消極的態度をとる理由にはならない。差押禁止や緩和措置等に関する法令遵守の上で自動車の差押を積極的に実施されたい。
4 債権管理課における緩和措置実績	2	未収金の縮減は、徴収ではなく緩和措置による債権の消滅によっても実現できる。何よりも、要件を充足している場合には滞納者の福祉や自立支援の観点から緩和措置の実施が必要な場合がある。ところが、債権管理課は、未収金の徴収に注力するあまり緩和措置の実施件数を減らしてしまった。今後は、緩和措置を積極かつ適切に実施すべきである。
第7章 強制徴収債権の回収に関する事務		
第5 時効の管理		
3 現在の時効管理(時効台帳の作成)	3	債権管理課の引受債権においても時効によって消滅している債権が多く見られるところ、時効管理を徹底し、時効の成立を防ぐべきである。
第8章 非強制徴収債権の回収に関する事務		
第4 債権の管理・回収		
2 引受通知の発送	4	連帯保証人は、単なる保証人とは異なり、催告の抗弁権(民法452条)や検索の抗弁権(民法453条)を有しないのであるから、主債務者と同時に引受通知書を発送すべきである。

該当項目	No.	指 摘 概 要
3 納付相談	5	<p>生活・財産状況申出書の「資産の部」欄及び「収入の部」欄の「振込先金融機関名」及び「支店名」が空欄のまま提出させている事案が多い。</p> <p>非強制徴収債権には、強制徴収債権のような財産調査権がないのであるから、将来の強制執行に備えるためにも、債務者の収入及び財産に関する情報は、できる限り債務者から任意に入手しなければならない。</p> <p>最低限、「資産の部」欄の不動産と自動車の保有の有無及び「収入の部」欄の「振込先金融機関名」及び「支店名」は追加で記載させるか、聴取りをするべきである。</p>
	6	<p>納付相談時に、債務者が収入資料を提出していない事案が3分の2程度あった。</p> <p>収入資料を持参しなかった債務者に対しては、収入資料を郵送で提出するよう求めるか、次回の納付相談時に持参するよう指示すべきである。</p>
	7	<p>生活保護受給者から、月1万5000円を回収している事案が2件、当初月1万円を回収していた事案が1件あった。生活保護受給者は、そもそも最低限度の生活費で生活していることから、月1万円～1万5000円を分割納付することによって、最低生活を下回る事態となることは避けがたい。</p> <p>生活保護受給者に対しては、最低限度の生活費で生活していることを考慮し、分割納付の妥当性及び分割納付額の妥当性について慎重に考慮し、決定するべきである。</p>
4 分割納付の履行チェック	8	<p>分割納付の履行チェックに問題がある事案が多い。</p> <p>分割納付が滞った場合に、遅滞なく適切に催告することで、債務者には、分割納付の約束を守らなければならないという責任感と緊張感が生まれ、順調な履行の促進に繋がる。</p> <p>月払いの分割納付の場合には、毎月1回必ず分割納付の履行チェックを行い、履行遅滞がある場合には、直ちに電話等の催告を行うべきである。</p>
	9	<p>ひまわりクラブ利用料及び奨学金返還金について、所管課から、前月の月末までになされた納付について、当月3週目頃に納付報告がなされているが、基本的には4営業日で収納システムに反映されることから、市民病院診療費（個人分）同様、当月2週目頃には納付報告をすることが可能であると考えられる。</p> <p>所管課からの納付報告が遅くなると、その分、遅滞があった場合に債権管理課で電話等の催告をする時期が遅くなってしまう。</p> <p>ひまわりクラブ利用料及び奨学金返還金について、所管課に対し、前月の月末までになされた納付についての報告を当月2週目頃にするよう求めるべきである。</p>
5 電話・文書・訪問による催告	10	<p>債務者に対し、法的手続（訴訟）を予告する内容の文書であるにもかかわらず、「強制徴収予告通知書」又は「強制執行予告通知書」という表題を用いている事案が散見された。</p> <p>これらの表題は、強制徴収（滞納処分）が可能であるかのような誤解や、直ちに強制執行をすることが可能であるかのような誤解を生ぜしめるため、改められたい。</p> <p>なお、「最終催告書」「法的手続予告通知書」「訴訟予告通知書」等の表題でよいものと思われる。</p>

該当項目	No.	指 摘 概 要
5	電話・文書・訪問による催告	<p>11 債務者が電話に出ないにもかかわらず、長期間にわたり、電話催告だけが続いている事案が数件あった。</p> <p>曜日や時間帯を変えても債務者が電話に出ず、折り返しの電話もない場合には、債務者が意図的に電話に出ていないことが予想されるのであるから、文書や訪問による催告に切り替えるべきである。</p>
7	財産調査・強制執行	<p>12 債務者から同意を得るよりも前に、市税のシステムを利用し、債務者の収入調査をしていた事案が若干あった。</p> <p>非強制徴収債権には財産調査権がないのであるから、債務者から同意を得ずして市税の課税に係る情報を利用することは違法であり、直ちにやめるべきである。</p> <p>13 債務者、連帯保証人、保証人のいずれにも該当しない第三者の親族の収入額を市税のシステムを利用して調査していた事案が1件あった。</p> <p>同意を得ずに行った調査であることはもちろん、必要性が全くない調査であり、違法かつ不適切である。</p> <p>14 債務者の自宅を訪問した際、郵便受けの中に入っていた封書を見て、差出人と宛名をメモしていた事案があった。</p> <p>封書の差出人及び宛名は「通信の秘密」(憲法21条2項後段)に該当するプライバシー情報であるから、債務者に無断で郵便受けを開けて中の封書の差出人及び宛名を確認することはプライバシー権侵害であり、違法である。</p> <p>15 不動産や自動車の所有が判明している場合であっても、これらを強制執行の対象としたことがなく、不適切である。</p> <p>特に、不動産は、無担保であれば非常に回収可能性が高い財産であるから、その所有の有無は積極的に調査し、所有している場合には強制執行の対象とすべきである。</p> <p>16 連帯保証人の財産に対して強制執行を行った事案が1件しかなかった。</p> <p>連帯保証人には検索の抗弁権がないのであるから、主債務者の財産から先に強制執行を行う必要はない。主債務者よりも連帯保証人に資力があると窺われる事案については、連帯保証人に対する財産調査及び強制執行を実施すべきである。</p>
第6 時効の管理		
4	監査結果	<p>17 分割納付誓約書を作成させることにより債務承認をさせた事案のうち、多くの事案では初回の納付相談時に分割納付誓約書を作成させていたが、2回目以降の納付相談時に分割納付誓約書を作成させた事案が数件あった。</p> <p>債務者が2回目の納付相談に来所するか否かは不明であるし、具体的な分割納付額が決まっていなくとも、債務を承認させ、分割納付の意思を示させるという意味で分割納付誓約書を作成させることは可能である。</p> <p>したがって、時効中断のためにも、初回の面談時に分割納付誓約書を必ず作成させるべきである。</p>

2 意見の概要一覧

該当項目	No.	意見概要
第4章 地方公共団体の管理する債権の行使等と緩和措置		
第1 債権の行使の手順・方法		
3 第2段階(事実上の扱い)	1	差押予告の通知書には、差押予定財産として預貯金、売掛金、保険や隠匿しやすい動産などは表示すべきではないが、その他の差押予定財産(給与、不動産、自動車など)については、自主納付をできるだけ促すという観点から具体的に表示することを原則とすべきである。
第6章 債権管理課		
第2 債権管理課の目的及び事務内容等		
4 人員配置、経験年数	2	債権管理課を中心とする債権管理担当職員の人事異動については、専門知識やノウハウの蓄積とその伝達が十分可能となるよう在課年数等に配慮した適正な人員配置を計画的に実施されたい。また、適正な人員配置を担保し、かつ、全庁一体となって未収金問題に取り組むという見地から総務部人事課が債権管理推進委員会・同幹事会に関与することを検討されたい。
2 債権引継手続及びスケジュール	3	債権管理課が各所管課から引受けた債権に関しては、年度末に債権管理課から各所管課に「引受終了報告」を提出して全件を返還する形をとっている。返還と言っても全ての資料等を各所管課に返還するものではないが、特に平成27年度の強制徴収債権のようにほとんど全てが継続案件である場合には返還・改めての引継リストの作成等の事務作業を省略する上でも、一旦返還するということが自体不要と考える。
第7章 強制徴収債権の回収に関する事務		
第4 債権の管理・回収		
2 引受通知の発送(新規引受案件)	4	債権回収業務においては滞納処分(差押)が最も効果的なものであるし、滞納者からすると財産収入を差押えられることが最も恐れることであろう。自主納付を促すのであれば各所管課が発送する「引継予告書」においても単に特別部署への移管を通知するだけでなく、滞納処分が間近であることも通知すべきである。
3 納付相談	5	納付相談に際し、「生活・財産状況申出書」を持参しない者には、極力、相談の場で丁寧に説明しながら記載させ、記載を拒む者との相談では単にメモを取るのではなく、「生活・財産状況申出書」の記載欄に沿って情報を収集し、後任者やその後の滞納処分にも十分資するよう意識した交渉記録メモを作成されたい。

該当項目		No.	意見概要		
3 納付相談	6	6	債権管理課から発送する引受通知書兼催告書では「指定期限までに相談のない場合は、財産調査のうえ、財産差押などの滞納処分を行うこととなります」と記載されているが、各所管課からの引継資料の中から差押対象を探し出し、具体的にその対象を差押える旨明示することを検討されたい。そのためにも所管課との連携を更に密にされたい。		
		4 財産調査	7	財産調査の内、預貯金調査については要となる調査でもあるので、既に滞納処分実施中等の例外を除き、原則として引受けた全滞納者について1年に1度は金融機関に対する照会を行うのが望ましい。	
			8	給与照会手続において現在行われている給与照会事前通知は滞納者あてになされており、滞納者の退職を防ぐためにはよい方法と考えられるが、この通知に際しては勤務先が判明していることを必ず明示して通知されたい。	
			9	財産調査の方法として、検索はほとんど利用されていないが、滞納者が価値ある動産を所有していることが窺える事案では、効果の大きさに鑑み、検索手続を取ることを検討されたい。	
		5 差押	10	10	生命保険等解約返戻金は預貯金・積立金と同視できるものであるから、解約請求の猶予を配慮するとしても、差押自体は積極的にすることが望ましい。
				11	不動産差押においては、単に差押登記をするだけでなく、無担保の物件についてはノウハウを蓄積するためにも積極的に公売を実施されたい。
12	動産の差押はほとんどされていないのが現状であり、これはノウハウの蓄積不足が一因と思われるところ、軽自動車については所有者情報を把握できるものであるから積極的に差押を実施し、動産全般についての差押のノウハウを蓄積すべきである。				
13	不動産差押について、差押後に国税徴収法の規定に基づき差押解除を要請するケースが増えることが予想されること、その種の事案に対する裁判例の動向に十分留意されたい。				
6 差押対象のない滞納者への対応	14	14	現在、滞納者に納付誓約書の提出を求めない方針となっているが、後日の滞納処分時のトラブルを恐れる余り時効にかけてしまうことは、よりマイナスであるから、時効止めに必要なケースでは積極的に納付誓約書を入手されたい。		
第5 時効の管理					
3 現在の時効管理(時効台帳の作成)	15	15	債権管理課が時効管理に作成し始めた管理台帳は有益なものであるため、各所管課においても管理している債権について同様の台帳を作成するよう指導されたい。		

該当項目	No.	意見概要
第8章 非強制徴収債権の回収に関する事務		
第1 引受債権の内容(7債権)		
2 引受債権の性質	16	<p>公債権については、各所管課において債権の一部が時効消滅した後、債権管理課が債権を引受けたと見られる事案(債権管理課が引受けた時点で滞納が過去5年間分ある事案)が少なくない。</p> <p>各所管課において債権の一部がすでに時効消滅した事案及び消滅時効が迫っている事案について、積極的に引受対象とすることを検討されたい。</p>
第4 債権の管理・回収		
2 引受通知の発送	17	<p>引受通知書記載の滞納額に誤りがあると、過大ないしは過少な回収の危険があるのみならず、債務者からの信頼を損ない、その後の回収業務に支障が生じ得る。滞納額は日々変動するものであるから、所管課のシステムに直接アクセスすることができない債権についても、所管課から滞納明細書を取り寄せる等の方法により、債権管理課でも滞納額をチェックすることが望ましい。</p>
	18	<p>離婚した夫婦について日常家事債務(民法761条)を根拠とした請求を行うことは慎重となるべきであり、仮に行うのであれば、離婚をしていない債務者との関係で公平性が確保されるよう留意すべきである。</p>
3 納付相談	19	<p>分割納付が遅れがちであるにもかかわらず、納付相談を実施せず、安易に電話及び郵送での対応に応じることは問題がある。債務者都合で来所できない場合には、その理由を管理経過一覧表に明記し、次回には必ず来所を求めるなど、粘り強い対応が望まれる。</p>
	20	<p>債務者が分割納付誓約書に従った履行をせず、分割納付誓約書とは異なる履行期限での納付を電話で申入れた場合には、安易にその場で応じるのではなく、再度納付相談を実施し、分割納付誓約書を作成させるべきである。</p>
	21	<p>相談内容をどの程度記録しておくかは担当職員の裁量に委ねられており、記録の内容は詳細なものから簡潔なものまで程度に差があった。</p> <p>記録内容に差が生じることを防ぐため、納付相談の内容について、必ず記録しておくべき事項をテンプレート化し、テンプレートを利用して記録することを検討されたい。</p>
4 分割納付の履行チェック	22	<p>分割納付の履行チェックの方法は、各債権の担当者に委ねられているが、【資料8-8】返還金管理台帳のような統一的な書式を用いてチェックを行う方が、チェック漏れが生じにくく、責任者が各担当者の業務をチェックする場合にも便利である。</p> <p>分割納付の履行チェック用の統一的な書式を作成されたい。なお、【資料8-8】返還金管理台帳には返済予定日の記入欄がないが、同欄を設けた方がチェック漏れを防止できると思われる。</p>

該当項目	No.	意見概要
5 電話・文書・訪問による催告	23	<p>債務者に電話、文書、訪問により催告を行ったものの、債務者からの反応がない、もしくは、途中から連絡が途絶えた等の理由により、債務者の勤務先に電話した事案が4件あった。</p> <p>債務者の勤務先に電話をすることは、勤務先において債務者に対する詮索等の不当な干渉や不利益な扱いを招くおそれがあり、適切ではない。</p> <p>債務者からの反応がないか連絡が取れなくなった場合には、訴訟を提起すべきであって、勤務先への電話をするべきではない。</p>
6 支払督促・訴訟	24	<p>訴訟提起に当たり、議会の議決を得る必要があることが、提訴数と提訴スピードの両面でハードルとなっている。</p> <p>そのため、訴額が300万円以下の訴訟について、市長の専決処分とすることを議会で議決することが望ましい。</p>
	25	<p>支払督促は、訴訟のように法廷の場で債務者と話し合い、和解が成立するということがないから、債務者の自主的な納付に繋がりにくく、また、異議が出された場合には、訴訟に移行するため、当初から訴訟を提起するよりも、訴訟が終結するまでに時間と労力がかかってしまう。</p> <p>支払督促の申立ては、債務者と話し合いが成立する可能性が低く、かつ、強制執行の対象となる財産がある場合に限り行うべきである。</p>
7 財産調査・強制執行	26	<p>債務者から同意を得るよりも前に、市税のシステムを利用し、債務者の収入調査をしていた事案が若干あった。</p> <p>将来的には、導入が予定されている「(仮称)新潟市統合債権管理システム」において、非強制徴収債権の回収担当者が使用するコンピュータから市税のシステムに許可なくアクセスすることができないよう、アクセス制限を設けることが望ましい。</p>
第5 緩和措置		
4 監査結果	27	<p>生活保護受給者は、保護費によって最低限度の生活を維持している状態であり、生活保護費返還金等を除き、保護受給前の債務を保護費によって返済することは認められていない。</p> <p>したがって、生活保護費返還金等を除き、債務者が生活保護から脱しない限り、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」(自治令第171条の6第1項第1号)に該当するものとして、履行延期の特約等の対象とすべきである。</p>
	28	<p>債務者が自己破産をした事案(債権管理条例第10条第1項第4号)、債務者の相続人全員が相続放棄をした事案(同第5号)は、各所管課に同種事案が埋もれているのではないかと考えられる。</p> <p>各所管課に、同種事案を引継対象として挙げるよう働きかけをし、債権管理課で債権放棄をすべきである。</p>
	29	<p>消滅時効期間が経過した債権で、かつ、引受通知書を送付しても全く反応がない債務者に対しては、時効を援用するか否かを問う旨の通知書を送付するのではなく、「債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき」(債権管理条例第10条第1項第6号)に該当するとして、債権放棄の対象とすべきである。</p>

該当項目	No.	意見概要
第6 時効の管理		
4 監査結果	30	<p>消滅時効期間の経過が間近に迫っている債権については、督促後、相当期間が経過していることが通常であろうから、法的手続により履行を請求しなければならない(自治法第240条第2項, 自治令第171条の2)。</p> <p>そこで、訴額が300万円以下の訴訟について、市長の専決処分としたうえで、消滅時効期間の経過が間近に迫っている債権については、早期に法的手続を実施すべきである。</p>
第9章 関連部署や外部関係機関との連携		
第6 官民の連携(民間活用)		
4 新潟市の現状	31	<p>債権管理課においては、マンパワー不足により日々、公金債権が時効消滅している。また、移管通知のアナウンス効果は債権管理課からの債権徴収事務引受通知書兼催告でも認められているなど公金債権回収業務の民間委託には一定の効果が期待できるので、訴額が300万円以下の訴訟について市長の専決処分としたうえで、同業務を部分的に民間に委託することを検討されたい。</p>